

北区緑の基本計画 2020 (素案)

ひといきいき みどりいきいき
育てる つながる北区

東京都北区

北区緑の基本計画 2020（素案） 目次

序章 北区緑の基本計画改定の概要	1
I. 計画の基本的な考え方	1
1. 計画の目的と位置づけ	1
2. 計画の推進主体	3
3. 計画の対象区域	3
4. 計画の目標年次	3
5. 計画で対象とする緑	3
6. 北区が大切にしている緑の役割	4
7. 「緑」に関する用語	6
II. 計画改定の経緯	7
III. 計画改定の視点	9
1. 緑の「質」の向上	9
2. 計画目標の追加	9
3. 生物多様性地域戦略の策定	9
4. 魅力ある公園の確保、充実	9
5. 自然観察や環境学習の充実	9
6. わかりやすさと興味を持ってもらえる計画	9
IV. 計画改定の流れ	10
第1章 北区の緑の現況と課題	11
I. 北区の緑の現況	11
1. 緑の概況とこれまでの取り組み	11
2. 北区の緑を取りまく現状	25
3. 区内の緑に関する区民・事業者意識調査	32
II. 北区の緑の課題	38
1. 緑の持つ役割に基づく課題	38
2. 区内の緑に関する区民・事業者意識調査からの課題	41
3. 新たな課題	42
第2章 緑づくりの基本方針	45
I. 緑づくりの基本理念	45
II. 北区の緑の将来像	46
III. 基本方針	48
IV. 計画の目標	62

第3章 緑づくりの施策	65
I. 施策の体系	65
II. 施策内容	68
1. 緑を保全する施策	68
2. 緑を創出する施策	74
3. 緑とのふれあいの場と機会を広げる施策	83
第4章 地区別の緑づくりの取り組み	92
I. ゾーン区分の考え方	92
1. ゾーン区分	92
2. 基本的なゾーン別取り組み	93
II. 地区別計画	94
1. 浮間地区	94
2. 赤羽西地区	96
3. 赤羽東地区	98
4. 王子西地区	100
5. 王子東地区	102
6. 滝野川西地区	104
7. 滝野川東地区	106
第5章 計画の推進にあたって	108
I. 計画の推進体制と役割分担	108
1. 区民、事業者、区の協力に基づく計画の推進	108
2. 各主体の役割分担	108
II. 進行管理	109

資料編

資料1 北区の緑の現況	資- 1
資料2 緑地の確保目標量	資- 12
資料3 用語集	資- 13

※1 末尾に「*」の記載がある用語については、「資料3 用語集」に用語の説明を記載しております。

※2 平成27年度に地区区分の一部が変更となりましたが、出典が「平成30年度 北区緑の実態調査」によるものについては、過年度の調査結果との比較を行うため、「平成25年度 北区緑の実態調査」における地区区分を用いております。

※3 本計画に掲載する図面などは、「平成30年度 北区緑の実態調査」で把握した現況を使用しており、都市計画などとは異なる場合があります。

序章 北区緑の基本計画改定の概要

I. 計画の基本的な考え方

1. 計画の目的と位置づけ

「緑の基本計画」は、都市緑地法*第4条に基づき、区市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定めるものであり、策定により緑地の保全および緑化の推進を総合的かつ計画的に実施していきます。

「北区緑の基本計画」は、区民、事業者、区の参加による、より豊かな自然と快適な都市環境を次世代に引き継いでいくことを目的とし、おおむね10年ごとに改定しています。

本計画は、北区基本計画および北区環境基本計画などを上位計画として、都市緑地法および北区みどりの条例に基づき策定（改定）されるもので、“緑の視点を踏まえたまちづくり”の指針となります。

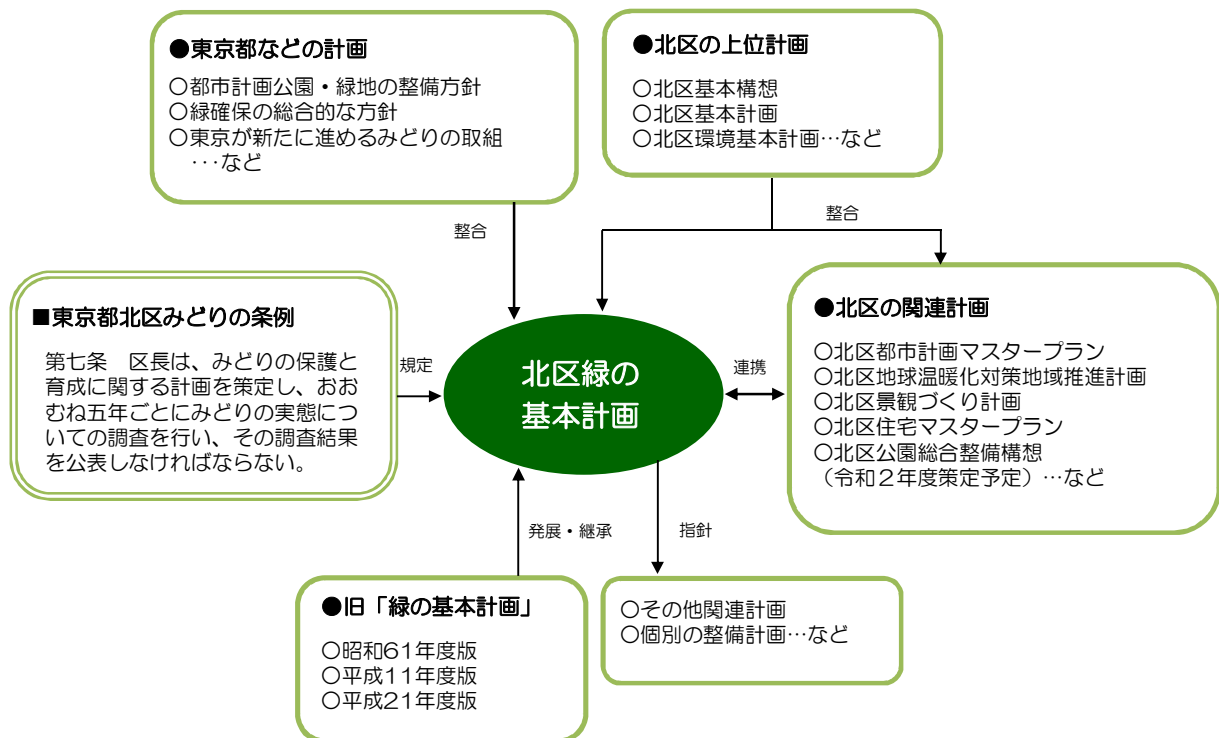


図1 計画の位置づけ

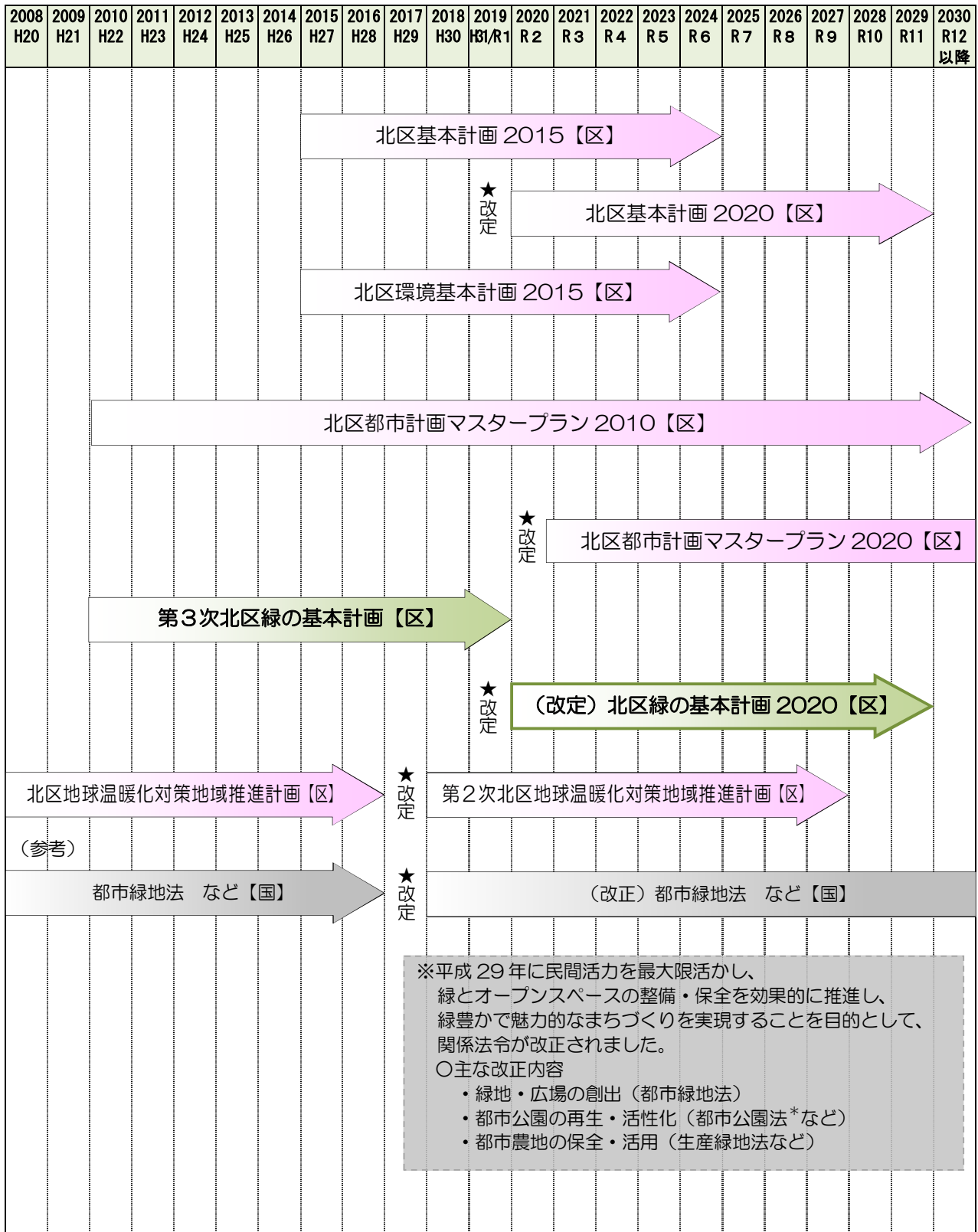


図2 上位・関連計画などと「北区緑の基本計画」の関係

2. 計画の推進主体

本計画の推進主体は、区民（区民組織を含む）、事業者、区（行政）の総体であり、お互いの協力のもと、自主的・積極的な行動を目指します。

3. 計画の対象区域

本計画の対象区域は、北区全域（20.61km²）とします。

4. 計画の目標年次

本計画では、中間年次を令和6年、目標年次を令和11年として設定します。想定する将来事項としては、表1のとおりとします。

表 1 計画の目標年次と人口

年次	現況	中間年次	目標年次
	令和元年6月 (2019年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)
人口	353,641人	359,297人	361,528人
都市計画区域	20.61km ²		

出典：北区ホームページ「世帯と人口」及び「北区人口推計調査報告書」（平成30年3月）

5. 計画で対象とする緑

①動植物が生息・生育している土地および自然環境

- ・樹林地、草地、湿地、池沼など



②公共施設や民間施設、民有地などの 様々な緑やオープンスペース*

- ・公園や街路樹、スポーツ用屋外施設などの公共施設の緑
- ・共同住宅や事業所などの植栽や屋上緑化地などの民間施設の緑
- ・社寺林や個人宅の庭、生垣などの民有地の緑



③自然環境に生息・生育している動物や植物

- ・鳥類や魚類、昆虫、小動物などの動物
- ・樹木、草花などの植物



6. 北区が大切にしている緑の役割

緑は一般的に、環境保全、レクリエーション、景観形成、防災の4つの役割を持っていますが、本計画では、環境保全を地球環境保全と生物多様性*保全に分け、コミュニケーションの役割を追加し、緑の6つの役割を重視していきます。

① 地球環境保全

- 樹木は、日差しを遮ったり、風を弱めるなど、気象を人にやさしい状態に緩和・調節します。
- 地球温暖化やヒートアイランド現象*など、気候変動に影響を与える二酸化炭素を吸収し、気温を下げる効果があります。
- 大気の浄化や防塵など、快適な生活環境を形成します。
- 海や河川からの蒸発した水は、上空で冷やされ雲を形成し、雨や雪となり地上に戻ります。土壌は雨水を地下水として涵養したり、河川の水質や水量を安定させるなど、水循環を助けます。

② 生物多様性保全

- 動植物が生育・生息・繁殖する環境を提供し、豊かな生態系を育みます。
- 豊富な樹種や高さの異なる樹木といった緑の多様性は、生物多様性の確保に寄与します。
- ネットワーク状につながった緑は、野生生物に食べものや隠れ場所など生息環境を備えた生息地（ハビタット）を提供します。

③ レクリエーション

- 自然や生きものとのふれあいや散策、休養を通じて、人々にやすらぎをもたらし、心身のリフレッシュにより健康を増進する効果があります。
- スポーツなどのレクリエーションを楽しむ場となります。
- 人々に花や緑を育てる楽しみを与えてくれます。



図3 北区が大切にしている緑の役割

④ 景観形成

- 河川敷草地や崖地樹林といった自然性の高い緑や大径木などは、地域の魅力を引き立て、まちにうらおいを与えます。
- 公園や社寺林など、歴史や文化と結びついた緑は、地域のシンボルとなります。
- 公共施設や集合住宅などの建築物の緑化や、一般家庭などの身近な緑を創出することで、やすらぎある景観をつくります。

⑤ 防災

- 災害発生時、緑地や防災施設を設置した公園などのオープンスペースは、区民の避難場所、救援・援助活動の拠点となり、また、街路樹や生垣の道路植栽は延焼を遅らせ、避難経路になります。
- 樹林地や緑地といった豊かな緑は、雨水の貯留機能があり、集中豪雨などによる都市型水害や土砂崩れなどに対して減災機能を持ちます。

⑥ コミュニケーション

- 地域で緑を育てることを通じ、いきいきとした地域コミュニティ形成の一助となります。
- 緑を通じて区民、事業者、区の協力関係を築くことができます。
- 緑や自然環境、生きものなどについて、体験を通じた学ぶ機会を得ることができ、緑の役割や重要性を理解し、実践できる場となります。

緑は、北区をより住みやすくするまちづくりにおいて重要な役割を果たしています。
北区での暮らしを、より豊かにしていくために、
グリーンインフラ*（自然の持つ多様な機能や仕組みを活用する社会資本）としての
緑の多面的価値を区民が享受できることが大切です。



7. 「緑」に関する用語

(1) 「緑づくり」

本計画で対象とする緑を保全・創出することを、本計画では「緑づくり」と定義します。

(2) 「生物多様性」

「生物多様性」とは、生きものたちの豊かな個々のつながりのことをいいます。生物多様性には、次の3つのレベルがあります。

- ① 生態系の多様性 : 森林、海、河川などの自然
- ② 種の多様性 : 植物、動物、微生物などの生物
- ③ 遺伝子の多様性 : 同じ生きものでも異なる遺伝子を持つことにより、
形や模様、生態などに様々な個性がある

地球上の全ての生きものは、これら生物多様性のもたらす恵み（生態系サービス）によって支えられています。

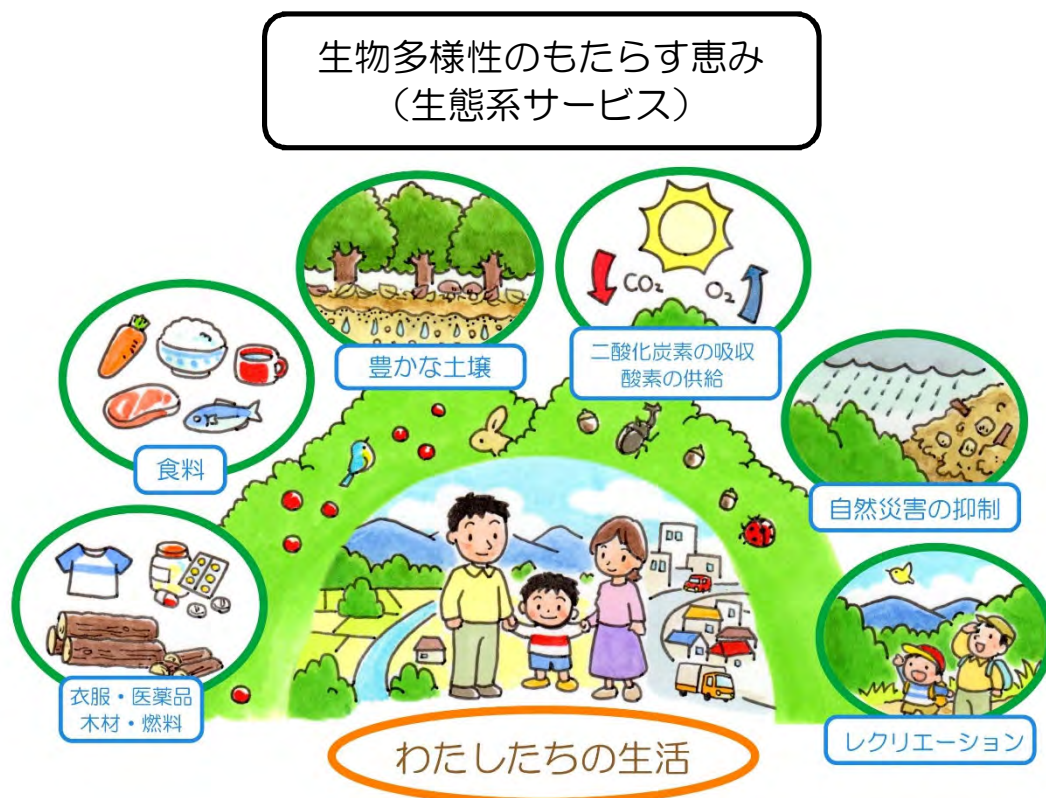


図4 生物多様性のもたらす恵み

II. 計画改定の経緯

北区では、昭和 59 年度に「北区緑の基本構想」を策定し、昭和 60 年に「東京都北区みどりの条例」を制定しました。そして昭和 61 年度には、同条例に基づく「みどりの保護と育成に関する計画」として、「北区緑の基本計画」を策定しました。

その後、区民、事業者、区が一体となって既存の緑の保全や地域の緑化に取り組んできましたが、阪神淡路大震災を契機とした都市防災の見直しや、ヒートアイランド現象や地球温暖化といった様々な環境問題などへの関心の高まり、平成 6 年の都市緑地保全法の改正により区市町村が定める緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画が法的に位置づけられたことを受け、北区では平成 11 年度にその内容を見直し、区民、事業者、区の参加により、より豊かな自然と快適な都市環境を次世代に引き継いでいくための指針として新たな「北区緑の基本計画」を策定しました。

平成 16 年にも、都市緑地保全法が改正され（名称も都市緑地法に変更）、各自治体が策定する「緑の基本計画」に位置づける事項として、「都市公園の整備の方針」が新たに加えられました。すでに「北区緑の基本計画」では公園などのオープンスペースの整備方針を取り入れていますが、これにより「緑の基本計画」は、緑地の保全、緑化の推進および都市公園の整備を総合的に推進するための基本計画として、法的にも位置づけ直されたこととなります。

平成 21 年度には、前回の「北区緑の基本計画」の理念を基本としながら、都市緑地法の改正を踏まえ、生物多様性の視点と、区民、事業者、区間のコミュニケーションの重視など新たな課題に取り組むための指針として、「第 3 次北区緑の基本計画」を改定しました。

平成 29 年には、民間活力を最大限活かして、緑とオープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現することを目的として、都市緑地法などが一部改正され、区市町村が策定する「緑の基本計画」の記載事項が拡充し、都市公園の管理の方針などが追加されました。

そして前回の改定から 10 年がたち、北区基本計画や北区環境基本計画などの改定と、近年の震災や多発する豪雨災害を契機とした防災機運の高まり、様々な環境問題に関する国際的な動きの活発化を踏まえ、これまでの「北区緑の基本計画」の理念を基本としながら、生物多様性地域戦略の策定、新たな目標の検討、魅力ある公園の確保、充実、自然観察や環境学習の充実といった新たな課題に取り組むための指針として、「北区緑の基本計画」の改定を行いました。

<「北区緑の基本計画」改定の経緯>

昭和61年度「北区緑の基本計画」策定

【特徴】

- ・崖地樹木の保全
- ・オープンスペースの整備
- ・水と緑のネットワークの形成……など

←平成6年都市緑地保全法の改正

←平成11年度北区基本構想

平成11年度「北区緑の基本計画」改定

【特徴】

- ・地球温暖化や生態系に関する考え方への言及
- ・緑の回廊（ネットワーク）の形成……など

←平成12年度北区基本計画2000

北区都市計画マスタープラン2000

←平成16年都市緑地法等の改正

←平成17年度北区基本計画2005

北区環境基本計画

北区環境行動・配慮指針

←平成19年度北区地球温暖化対策地域推進計画

←平成20年度北区民意識・意向調査

生物多様性基本法の制定

平成21年度「北区緑の基本計画」改定

【特徴】

- ・生物多様性の視点
- ・区民、事業者、区間のコミュニケーションの重視……など

←平成22年度北区都市計画マスタープラン2010

←平成25年度北区民意識・意向調査

←平成27年度北区基本計画2015

北区環境基本計画2015

←平成28年度北区民意識・意向調査

←平成29年都市緑地法などの改正

←平成29年度第2次北区地球温暖化対策地域推進計画

←平成30年度北区民意識・意向調査

令和元年度「北区緑の基本計画2020」改定（新しい「北区緑の基本計画」）

【特徴】

- ・生物多様性地域戦略の策定
- ・新たな目標の検討
- ・魅力ある公園の確保、充実
- ・自然観察や環境学習の充実……など

Ⅲ. 計画改定の視点

「北区緑の基本計画」の改定にあたって、以下の6つの視点に着目します。

1. 緑の「質」の向上

前計画改定の際には、生物多様性の観点から新たに緑の「質」の改善の視点が変わり、緑の「量」と「質」の双方に着目しました。今回の改定では、住みやすいまちづくりのため、緑の適切な管理や、区民が実感できるような緑の多面的な機能の発揮、緑づくりへの区民の関わりといった、緑の「質」を向上させることを、すべての方針・施策に関連する課題としています。

2. 計画目標の追加

前計画で定めた「緑被率」の他に、区民意識調査による「満足度」や「緑地の確保目標」といった、新たな計画目標を追加します。

3. 生物多様性地域戦略の策定

前計画でも、基本方針2に「<生物多様性保全>～生きものとともに暮らせる緑づくり」を掲げ、緑づくりの施策にも、「生物多様性の保全・再生」を示していました。今回の改定では、生物多様性に改めて着目し、全ての施策に関連する方針として、生物多様性基本法第13条に基づく生物多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を位置づけます。

4. 魅力ある公園の確保、充実

平成29年の都市緑地法の一部改正により、区市町村が策定する「緑の基本計画」の記載事項が拡充され、都市公園の管理の方針が追加されました。これを受け、公園の特性に応じた魅力および機能向上の方針について追加します。

5. 自然観察や環境学習の充実

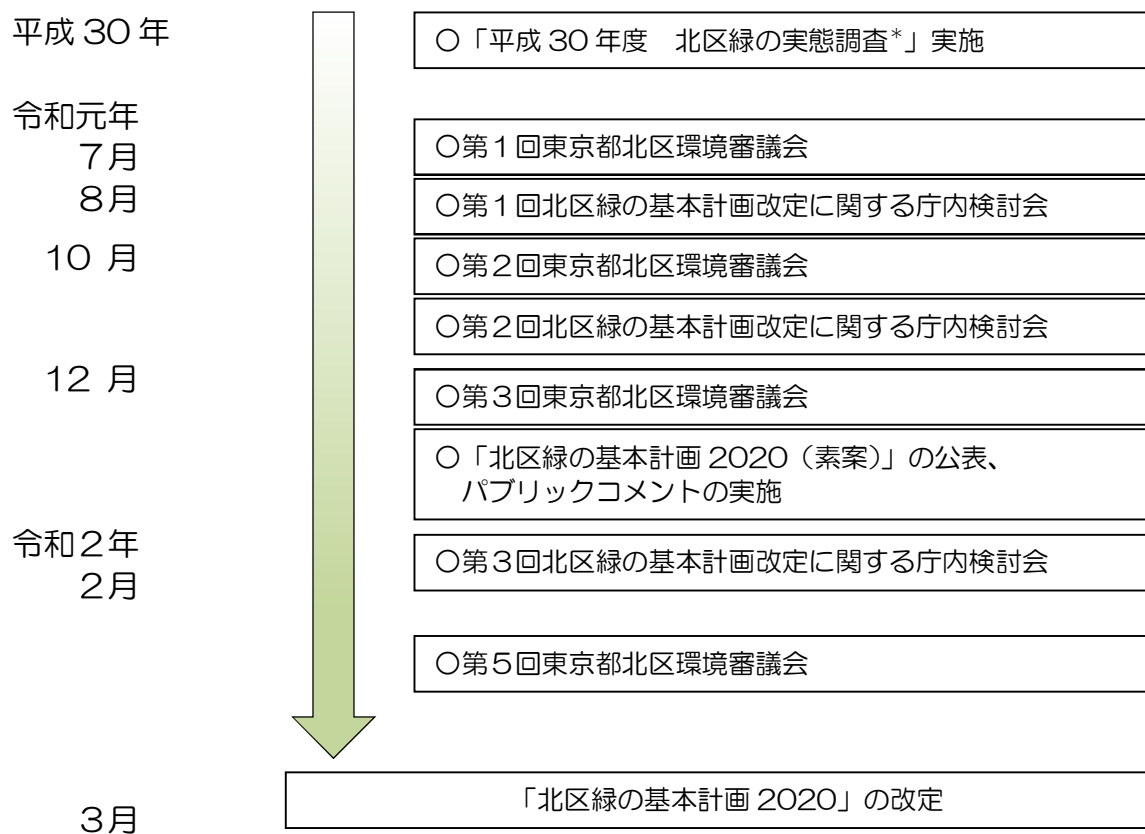
前計画では、参加の場と機会の増加を掲げ、区民を交えた「学び」や「コミュニケーション」を重視しました。

今回の改定では、更に「連携」や「交流」を基盤とした環境学習の体系化や生涯学習化、自発的な活動につながる支援など、持続可能な社会に向けた人材育成を推進します。

6. わかりやすさと興味を持ってもらえる計画

多様な主体や年代の異なる区民が、緑の保全・創出に興味を持って取り組んでいただくために、計画を推進する主体、手法、根拠などを明確にして、わかりやすく、興味を持ってもらえるような計画となるよう努めます。

IV. 計画改定の流れ



第1章 北区の緑の現況と課題

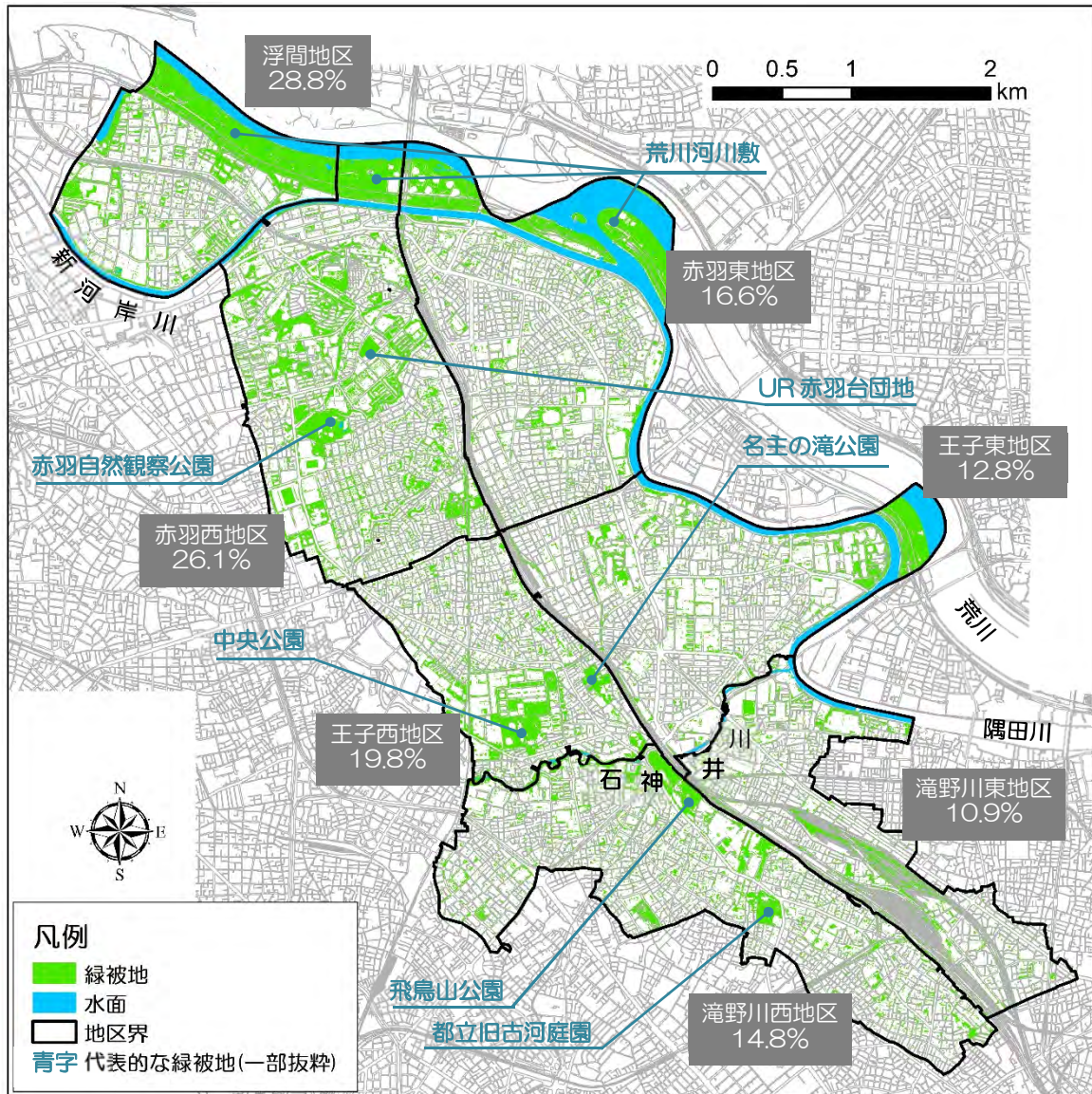
I. 北区の緑の現況

1. 緑の概況とこれまでの取り組み

(1) 緑の概況

1) 緑被地

緑被率は18.43%、みどり率は25.54%（平成30年度）で、平成20年度と比較して緑被率は0.06%減少、みどり率は0.4%増加しました。北区の緑被の分布は、緑被の多い区域と少ない区域が明瞭に分かれていることが特徴で、台地上と河川敷は緑被が多く、中間にある低地部の住宅地には緑被が少ない状況です。



利用許諾番号：MMT利許 第27020号

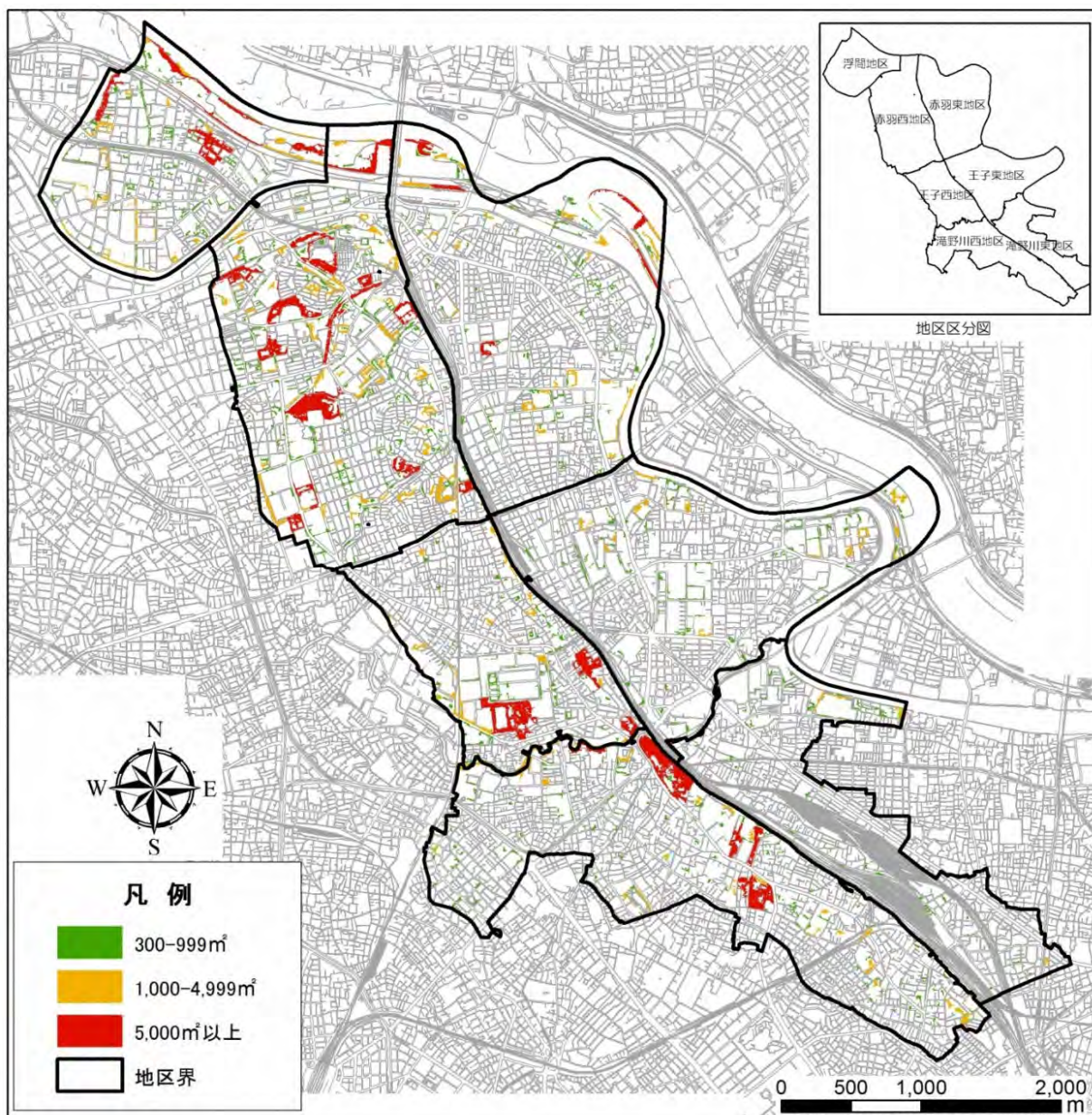
図1-1 区全体の緑被分布の状況と各地区の緑被率

出典：「平成20年度 北区緑の実態調査報告書」、「平成30年度 北区緑の実態調査報告書」を参考に作成

緑被率とみどり率の違い：緑被率とは、ある区域において樹木や草地などの緑被面積の占める割合を指します。平面的な緑の量を把握するための指標で、1㎡以上の緑被を対象にしています。みどり率は、緑被率に生きものの生息・生育地（ハビタット）として重要な河川や公園などの緑で覆われていない面積の割合を加えたものです。

2) 樹林地

北区では、300㎡以上の樹木被覆地を樹林地と定義しています。区全域では樹林地が922箇所（122.35ha）あり、緑被地のうち32.2%を占めています。箇所数の3/4以上が1,000㎡未満の小規模な樹林地で、5,000㎡以上の大規模な樹林地は、赤羽西地区、王子西地区、滝野川西地区など区西部の地区に多く見られます。



利用許諾番号：MMT 利許 第27020号

図1-2 樹林地の分布

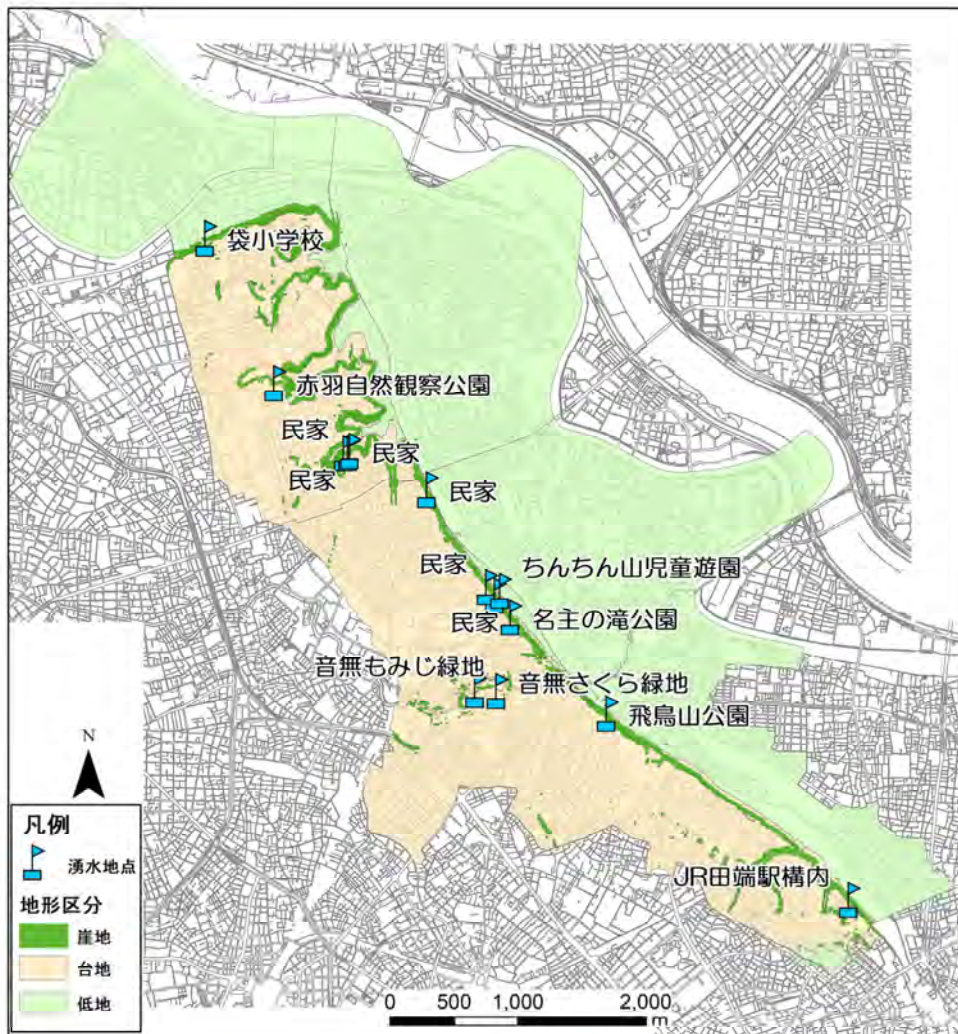
出典：「平成30年度 北区緑の実態調査報告書」

3) 崖地と湧水^{ゆうすい}

湧水とは、崖や谷間などから自然に湧き出している地下水のことです。北区では、武蔵野台地の縁から湧き出るものと、荒川の支川である石神井川沿いなどの湧水が主なものです。

北区では、把握している湧水地点について、定期的に湧水の有無を調査しており、14箇所（平成30年度）を確認しています。

湧水は崖地付近にあり（図1-3）、台地の上に降った雨は地下に染み込んで地下水となり、台地の端から湧水として湧き出します。区や都では、道路の舗装を従来のアスファルトから水を透過させる舗装（透水性舗装*）へ変更したり、雨水を地下へ浸透させる施設の設置を奨励するなどの施策を実施して、湧水保全に努めています。



利用許諾番号：MMT 利許 第27020号



岸町の湧水



中十条の湧水



袋小学校の湧水

図1-3 地形と湧水の分布

出典：「平成30年度 北区緑の実態調査報告書」を参考に作成

4) 緑地

「緑の基本計画」でいう緑地とは、都市計画公園などの公共施設として管理される施設緑地*と土地利用の規制・誘導により確保される地域制緑地の2つに大別されます。

緑地の確保目標量について、平成10年度は都市計画区域に占める割合が16.07%でしたが、令和元年には、16.90%に増加しています。

表1-1 緑地の確保量の推移

緑地の種類		平成10年度						令和元年								
		市街化区域			都市計画区域			市街化区域			都市計画区域					
		確保量		(㎡/人)	確保量		(㎡/人)	確保量		(㎡/人)	確保量		(㎡/人)			
		箇所数	面積(ha)		箇所数	面積(ha)		箇所数	面積(ha)		箇所数	面積(ha)				
確保目標の対象とする緑地	都市計画公園	住区基幹公園	街区公園	39	10.52	0.32	39	10.52	0.32	41	11.55	0.33	41	11.55	0.33	
			近隣公園	8	15.38	0.46	8	15.38	0.46	11	21.21	0.60	11	21.21	0.60	
			地区公園	2	11.80	0.36	2	11.80	0.36	2	13.40	0.38	2	13.40	0.38	
		都市基幹公園	総合公園	2	12.67	0.38	2	12.67	0.38	2	13.20	0.37	2	13.20	0.37	
			運動公園			0.00			0.00							
		基幹公園 計		51	50.37	1.52	51	50.37	1.52	56	59.36	1.68	56	59.36	1.68	
		特殊公園	風致公園	1	5.79	0.17	1	5.79	0.17	1	7.39	0.21	1	7.39	0.21	
			歴史公園	2	5.36	0.16	2	5.36	0.16	2	5.36	0.15	2	5.36	0.15	
		広域公園(*)				0.95			0.95			0.97				0.97
		都市計画緑地		3	8.31	0.25	4	211.91	6.40	3	12.01	0.34	4	211.91	5.99	
	都市計画関係 計		57	69.83	3.06	58	273.43	9.21	62	84.12	3.35	63	284.02	9.00		
	条例等の公園	都市公園等	10	9.46	0.29	10	9.46	0.29	17	16.10	0.46	17	16.10	0.46		
		児童遊園	92	5.94	0.18	92	5.94	0.18	97	6.25	0.18	97	6.25	0.18		
		遊び場	20	2.53	0.08	20	2.53	0.08	14	2.29	0.06	14	2.29	0.06		
ポケットパーク		10	0.08	0.00	10	0.08	0.00	17	0.18	0.01	17	0.18	0.01			
合計			87.84	3.60		291.44	9.75		108.94	4.05		308.84	9.70			
制度上安定した緑地	生産緑地	6	0.61	0.02	6	0.61	0.02	3	0.30	0.01	3	0.30	0.01			
	河川区域		0.00	0.00		28.55	0.86		0.00	0.00		28.55	0.81			
	保護樹林	17	1.78	0.05	17	1.78	0.05	15	1.67	0.05	15	1.67	0.05			
	条例等で安定した緑地	2	0.59	0.02	2	0.59	0.02	2	0.59	0.02	2	0.59	0.02			
合計			2.98	0.09		31.53	0.95		2.56	0.07		31.11	0.88			
社会通念上安定した緑地 (社寺・大学等)			31	7.94	0.24	31	7.94	0.24	31	7.94	0.22	31	7.94	0.22		
緑地総計			98.76	3.93		330.91	10.95		119.44	4.35		347.89	10.81			
人口		市街化区域人口			331,009			市街化区域人口			353,641					
		都市計画区域人口			331,009			都市計画区域人口			353,641					
面積		市街化区域面積			1,822			市街化区域面積			1,822					
		都市計画区域面積			2,059			都市計画区域面積			2,059					
緑地の確保目標量		市街化区域面積に対する割合			5.42%			市街化区域面積に対する割合			6.56%					
		都市計画区域面積に対する割合			16.07%			都市計画区域面積に対する割合			16.90%					

(*) 広域公園は北区にはありません。都全体で集計された割り当て分となります。

(注1) 緑地面積、1人当たり面積(㎡/人)は原則として小数第2位まで表示しています。

(注2) 緑地の確保目標量は、重複や他の位置づけを除いた量の合計値を記入しました。

出典：「平成11年度 北区緑の基本計画」、
「平成30年度 北区緑の実態調査報告書」、
「令和元年度 北区行政資料集」を参考に作成

地域制緑地：一定の区域を定めて土地利用をコントロールすることで、自然環境保全や緑地機能の確保を図る緑地を指します。北区においては、例えば、保存樹林や生産緑地地区*（法によるもの）、保護樹林（条例によるもの）、ボランティア団体やみどりの協定による植栽部分（協定によるもの）が挙げられます。

5) 緑視率

緑視率とは、人の視野内に占める緑の量の割合です。緑視率を調査することで、人が実感する緑の量を測ることができます。国土交通省「～真夏日の不快感を緩和する都市の緑の景観・心理効果について～都市の緑量と心理的効果の相関関係の社会実験調査について」（平成 17 年度）において、緑視率が 25% を超えると「緑が多いと感じ始める」といった結果が得られています。

「平成 30 年度 北区緑の実態調査」から、代表的な地点において緑視率の調査を開始しており、今後継続的に調査し、推移を把握していきます。

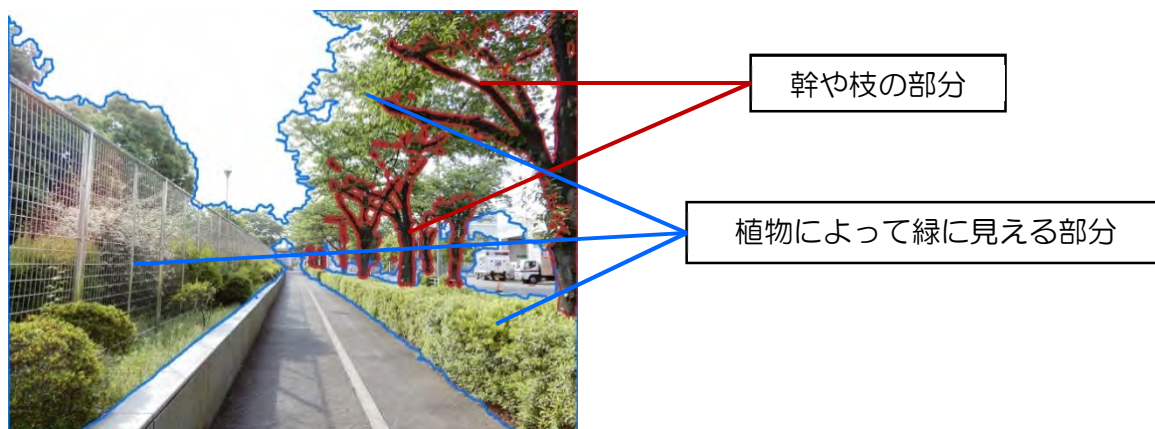


図1-4 緑視率について



図1-5 緑視率の高い地点の例(36.8%)



図1-6 緑視率の低い地点の例(15.8%)

緑被率と緑視率の違い：緑被率は空中写真などを使って、空から見た緑の面積の割合を求めますが、緑視率は人の目に映る実感のある緑の量を割合にしたものを指し、緑被率には含めることができない壁面緑化なども緑の量として捉えることができます。

(2) 北区で見られる生きもの

1) 植物

① 植物種数

「平成30年度 北区緑の実態調査」では、浮間、赤羽西、赤羽東、王子西、王子東、滝野川西、滝野川東の計7地区の中で自然豊かな場所を各30ha選定し、そこに生育している植物種を調査しました。確認された全植物種1,034種のうち、在来種は336種で全体の32.5%でした。

② 重要種

重要種*は28科45種であり、在来種のみを対象に選定すると11科16種が確認できました。



浮間地区・ジャヤナギ



王子西地区・アイアスカイノデ

2) 鳥類

公園や緑地などにおいて、目視による鳥類の調査を行っています。平成30年度の調査結果は、次のとおりです。

- ・赤羽自然観察公園：25種
- ・都立浮間公園：30種
- ・新荒川大橋緑地（北区・子どもの水辺周辺）：31種
- ・飛鳥山公園：19種
- ・都立旧古河庭園：16種

出典：「北区の環境」（令和元年8月）

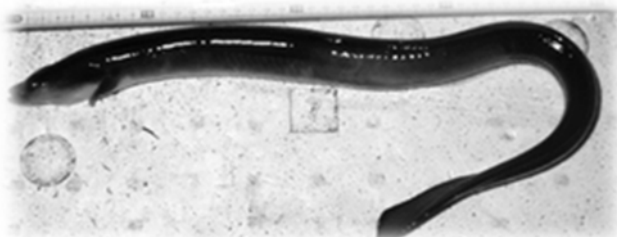


都立浮間公園・ササゴイ幼鳥

3) 魚類

北区を流れる河川において、昭和59年度から「北区河川生物生息調査」を実施しています。

平成30年度の調査では、35種類1400尾の魚類を確認しました。環境省レッドリスト*記載種は6種類、東京都レッドリスト*記載種は10種類、外来種は5種類確認されました。調査を始めてからの累計捕獲魚種は58種類です。以前は生息範囲の北限が品川付近だったヒナハゼや、北限が利根川河口であったカライワシが近年の調査で確認できたことから、地球温暖化の拡大とともに北上してきたと考えられます。



ウナギ（荒川）



カライワシ（北区・子どもの水辺ワンド 荒川）

※「ウナギ」は東京都レッドリスト・環境省レッドリスト記載種

出典：「平成28年度 北区河川生物生息調査報告書」、「平成30年度 北区河川生物生息調査報告書」

(3) この10年間の緑づくりの施策の主な取り組み

1) 緑を保全する施策

●保護樹木等助成制度

区の指定基準にあった樹林や樹木、生垣などを、所有者の同意を得て保護樹木などに指定し、剪定・維持管理などにかかる費用の一部を助成しています。

●「公園内野鳥調査」の実施

赤羽自然観察公園、都立浮間公園、新荒川大橋緑地（北区・子どもの水辺周辺）、飛鳥山公園、都立旧古河庭園において、目視による野鳥調査を月1回以上実施してきました。また、平成31年4月からは専門家の協力を仰ぎ、より詳細な調査を開始しました。

●「北区河川生物生息調査」の実施

北区を流れる荒川、隅田川、新河岸川、石神井川の4河川において、年1回魚類調査を実施しています。



「北区河川生物生息調査」にて投網を打つ様子

●湧水調査の実施

区が把握している湧水地点について、年1回の頻度で湧水の有無を調査しています。

●湧水、雨水涵養のための透水性舗装の実施

道路、公園など各所で透水性舗装を採用しています。

●野生生物対策の実施

①アライグマ、ハクビシン

外来種防除対策として、平成24年度からハクビシンの防除対策事業を開始しました。平成27年度からは、「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に参加し、アライグマを防除対策の対象動物に加えました。捕獲に加え、注意喚起のチラシや捕獲マップの作成も実施しています。



アライグマ・ハクビシン対策事業の周知および注意喚起のチラシ

②カラス

カラスによる被害の低減を目的として、異常繁殖防止のため、巣などの撤去および落下ヒナの回収を実施しています。

2) 緑を創造する施策

●腐葉土培養施設での緑のリサイクル

中央公園の腐葉土培養施設にて、区内の公園などで剪定した枝や葉を粉砕した木材チップを培養し、土壌改良剤にリサイクルしています。これらを例年4月に、飛鳥山公園で実施している「区民植木市」において無料配布しています。

●公開空地の指導

一定規模以上の建築行為などを行う際、条例により敷地の一部を公開空地として確保するよう指導しています。道路沿いに公開空地を確保することで災害時の避難路確保につなげています。

●区立公園などの新設

赤羽スポーツの森公園（平成 22 年）、西ヶ原みんなの公園（平成 22 年）、志茂ゆりの木公園（平成 22 年）、志茂三丁目小柳川公園（平成 24 年）、昭和町ふれあい児童遊園（平成 25 年）、志茂四わかば児童遊園（平成 28 年）、北園児童遊園（平成 29 年）、堀船一丁目いこい児童遊園（平成 29 年）、上一ふれあい児童遊園（平成 30 年）、谷戸さんさん児童遊園（平成 31 年）の計 10 箇所の区立公園などを新設しました。

●エコスクール事業による学校緑化の取り組み

学校緑化の取り組みとして、屋上緑化や壁面緑化、ビオトープ*などを年 1～3 校設置しています。平成 22 年から平成 30 年までの間に屋上緑化を 13 校、壁面緑化を 15 校、ビオトープを 16 校設置しました。



王子第三小学校の屋上緑化

●各種助成制度

下記の行為を行う際は、その一部費用を区が負担しています。

- ・生垣の新設とそれに伴うブロック塀撤去
- ・屋上緑化、壁面緑化、ベランダ緑化

●東京さくらトラム（都電荒川線）沿線の緑化

東京都交通局と区が協定を締結し、約 2.7km の区間の植栽・維持管理を実施しています。



東京さくらトラム（都電荒川線）
沿線緑地

●北区みどりの条例による緑化基準面積の引き上げ

一定規模以上の建築行為などを行う際、緑化義務が課せられます。平成 25 年度には民間施設の緑化基準の引き上げを実施しました。

表 1 - 2 用途地域別の民間施設の基準緑化面積

用途地域	基準緑化面積
近隣商業地域、商業地域	敷地面積の4%から5%に引き上げ (防火地域は2%から3%に引き上げ)
それ以外の用途地域	敷地面積の8%から10%に引き上げ

●みどりのモデル地区の指定

「北区緑の実態調査」の結果を踏まえ、緑被率が比較的低い地区を緑化推進モデル地区に指定しました。緑を増やし育てることを主な目的とし、各種助成額の引き上げや花苗などの供給を実施しています。

表 1 - 3 緑化推進モデル地区指定状況

指定年度	地区	指定期間
平成 26 年度	東田端地区	平成 26 年 6 月～令和元年 6 月
平成 26 年度	昭和町地区	平成 26 年 6 月～令和元年 6 月
平成 28 年度	東十条 1 丁目地区	平成 29 年 3 月～令和 4 年 3 月
平成 28 年度	東十条 2 丁目地区	平成 29 年 3 月～令和 4 年 3 月

●緑の募金活動

学校や町会の協力により、緑の募金活動を展開し、募金の一部を区内の緑化に充当しています。

3) 緑とのふれあいの場と機会を広げる施策

●「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」の施設運営の充実

区内には2つの環境学習施設があり、環境教育推進の場として位置づけられています。

「自然ふれあい情報館」では主に自然環境や生きものに関して、「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」では緑化や土壌汚染に関して情報発信や講座を開催しています。「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」では、「自然ふれあい情報館」と同様に、平成30年度からノウハウを持つ民間企業へ施設運営の委託を開始し、講座や学習体系の改善などを行い、より学習効果を高めた施設運営を実施した結果、来場者数が約1.4倍（平成29年度比）になりました。



「自然ふれあい情報館」
清水坂公園内



「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」
豊島五丁目団地内

●環境学習への取り組み

幼少期から環境に関する知識や考察力を身につけ、最終的には環境教育の補助などができ、自ら考え行動できるような人材を育てることを目標に、東京家政大学と連携して成長段階にあわせた環境学習講座を設置しています。また区立小学校、中学校において、体験型の環境学習教材の配布を実施し、関心を高めるような理科教育をサポートしています。

●学校ビオトープを用いたイベントへの区民参加

区立小学校のビオトープを用いた環境学習イベントのサポーターに、環境学習講座「北区環境リーダー養成講座」の修了生を活用しています。

●北区みどりの協力員

緑化に深い関心を持つ20歳以上の区民を対象に、みどりの協力員として区長が委嘱します。それぞれの地域で花壇の維持管理や緑化、環境学習に関係するイベントへの出展など、区の施策に協力し、区民の緑化意識の高揚を図っています。



「北区みどりの協力員」による区民植木市の
たねだんご作り体験

●美化ボランティアの活動支援

区内 92 箇所で行われているボランティアによる公園や道路などの公共空間の清掃、緑化活動などに対して支援を実施しています。

●みどりの協定

町会やマンション、事業所などに対して、区が花苗などの供給や植栽する樹木の選定の指導など、緑化活動に対して支援を実施しています。

表 1-4 住民によるみどりの協定

締結年度	協定地区	地区	協定期間	
			開始	終了
平成21年度	志茂四丁目町会	赤羽東	平成21年度	平成26年度
平成21年度	コスモ王子神谷	王子東	平成21年度	平成26年度
平成26年度	コーシン王子	王子東	平成26年度	令和元年度
平成26年度	ソフィア王子神谷クラッセ	王子東	平成26年度	令和元年度
平成27年度	志茂四丁目町会	赤羽東	平成27年度	令和2年度
令和元年度	第2古河ガーデンマンション	滝野川西	令和元年度	令和6年度

表 1-5 事業所などのみどりの協定

締結年度	協定地区	地区	協定期間	
			開始	終了
平成24年度	財団法人日本車両検査協会	王子東	平成24年度	平成29年度
平成25年度	学校法人中央工学校	王子西	平成25年度	平成30年度

コラム みどりの協定とは？

区内の身近な緑づくりを支援するため、住民などの合意または事業者などと区が協定を締結し、花苗などの供給や樹木の選定の助言・指導など、みどりの育成に必要な支援をいたします。(再掲・P.81)

対象：

- ①住民
- ②事業所または管理者など

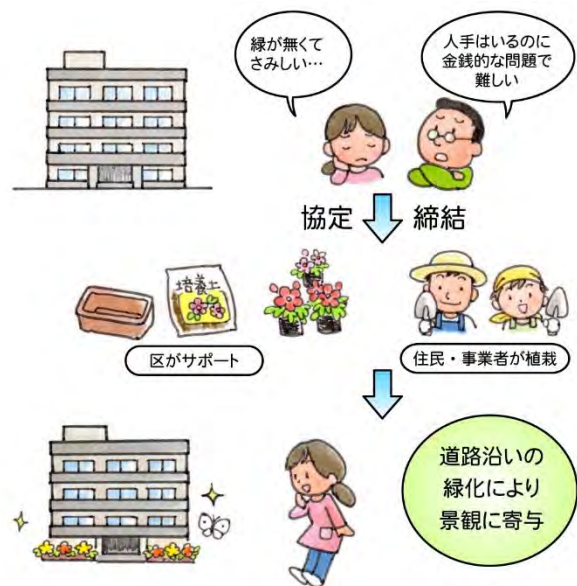
条件：

道路沿いなど、区の景観に寄与するような場所に植栽

- ① 概ね 10 戸以上の建築物の集団、1 自治会または 1 町会など
- ② 1,000 m²以上の敷地を有する事業所

- 住民によるみどりの協定については、住民の合意が必要です。
- みどりの協定を締結した場合は、協定区域内に標識を設置します。

問い合わせ先：北区生活環境部環境課



(4) 施策の進捗状況とまとめ

1) 施策の進捗状況

平成21年度「北区緑の基本計画」の具体的施策の進捗状況を、◎：10年間で新たに実施(着手)又は実績が向上した施策、○：継続している施策、▲：未実施又は実績が低下した施策、*：終了した施策、のように整理しました。

表1-6 施策の進捗状況

施策の大柱	施策の中柱	No.	具体的内容	進捗状況	
緑を保全する施策	O1地域の緑の保全	1	保護樹林、保護樹木、保護生垣の指定・保全	区の指定基準にあった樹林、樹木、生垣等の保護樹木などへの指定保護樹木などの所有者に対する管理・剪定への助成金の交付や樹木などの倒壊による被害救済のための樹木保険への加入による所有者の作業的・経済的負担の軽減	◎
		2	保存樹林の指定・保全	保存樹林の指定、標識の設置、維持管理経費の一部助成	○
		3	樹林地の公有化	生きものの生息地(ハビタット)の保全等に資する樹林地の公有化	○
	O2崖地樹林地の保全	4	特別保全樹林の指定	保護樹林のうち、自然度が高く、区の緑の保全と良好な生活環境の確保に不可欠な樹林についての特別保全樹林への指定及び維持管理費の一部助成、樹木保険への加入などによる所有者の経済的負担の軽減	○
		5	崖地樹林地の公有化	生きものの生息地(ハビタット)の保全等に資する崖地樹林地の公有化	○
		6	崖地樹林地の安全対策	斜面崩落の危険性がある崖地における樹木の適正管理や法面の侵食防止対策、雨水処理のための排水溝の設置などの安全対策 急斜面や崖地の崩落防止措置としての植栽の充実や擁壁・木柵などの構造物の設置・強化 道路に面した擁壁の安全対策の促進	○ ○ ◎
	O3生物多様性の保全・再生	7	生物多様性を保全する緑の保全・再生	「生物多様性に配慮した緑の保全・緑化戦略」の策定及び緑に関わる全ての施策における生物多様性の保全・再生	▲
				生きものが野生状態で観察できる荒川沿岸の整備 新河岸川、隅田川沿岸での再開発における生態系に配慮したレクリエーションができる水辺環境づくり 「生物多様性に配慮した緑の保全・緑化戦略」にもとづく、生きものの生息地(ハビタット)の保全・緑化目標の策定	○ ▲ ▲
		8	生物多様性に配慮した緑化の促進	公的な施設を中心とした、緑を増やし、緑と緑の距離を縮小させる取り組み 生きものに配慮した庭や屋上、壁面などの緑化の促進 植栽における在来種の活用 建て替えなどの際における表土の保全と埋土種子の活用	▲ ▲ ○ ▲
	9	生物多様性の理解を促進し参加を促す	ガイドブック、パンフレットなどの作成による生物多様性の理解の促進 環境大学事業などによる生物多様性と緑に関する学習会、イベントなどの実施 身近な緑や学校ピオトープなどを活用した生物多様性の保全活動への区民の参加機会の増加	○ ○ ◎	
	O4水環境の保全	10	雨水流出抑制施設の設置	湧水の涵養域での雨水の地下浸透性を高めるため、台地部における雨水浸透マスの設置や歩道・駐車場の浸透性舗装化	○
		11	湧水の多角的な活用	湧水を活用できる公園などの整備における多様な生きものが集まる地や水路などの親水空間の創出	▲
12		河川環境の保全と周辺の緑の充実	自然が残された河川の水辺の生きものの生息地(ハビタット)、水に親しめるレクリエーション・防災空間としての有効活用や、河川整備や沿川の再開発における河川の緑と一体となった緑化の推進	○	
O5緑のリサイクル	13	緑のリサイクル施設の運営、活用の促進	「緑のリサイクル施設」での公園から発生する剪定枝のウッドチップ化と落ち葉からの腐葉土づくりおよびその利用、各学校から出される残飯のコンポストによる堆肥化など、緑のリサイクル活動の促進や周知の徹底	○	
	14	樹木リサイクルネットワークの充実	樹木を譲りたい人と譲り受けたい人との間でのコミュニケーションを助け、樹木のリサイクルを促進	▲	
緑を創造する施策	O6公園等オープンスペースの整備・充実	15	公園の新設	大規模な土地利用転換の際の公園の整備	○
		16	公園不足地域への対応	オープンスペースが不足する地域を中心とした公園や広場空間の整備、地域の防災性の向上や緑の保全・創出の推進	○
				公園不足地域での児童遊園や遊び場の設置あるいは拡張の検討、公園の用地確保が困難な住宅密集地や商業地域での主要生活道路などの沿道の空き地を活用したポケットパークや公開空地の確保	○
				集合住宅のオープンスペースなど民有地の積極的活用 校庭の一般開放や学校のスポーツ施設の夜間開放 公園不足地域から大規模な公園などへアプローチできる散歩道の整備	○ ○ ▲

施策の大柱	施策の中柱	No	具体的内容	進捗状況	
緑を創造する施策	07個性ある公園づくり	17	区民主体の身近な公園づくり	地域の特性を生かした身近に親しめる公園づくり	○
			公園の計画策定段階からワークショップなどの手法を活用した区民参画の公園づくりの推進	○	
		18	防災や生物多様性、景観に配慮した公園づくり	災害時に避難場所として利用される公園の防災機能の向上	◎
				公園の外周部への耐火性の高い樹木の植栽、接道部緑化や生垣化による避難時の安全性と景観の向上 公園などでの生きものの生息地（ハビタット）の確保や在来種に配慮した緑化	▲ ○
	19	誰もが利用できる公園づくり	ユニバーサルデザインを取り入れた公園の整備	○	
	08地域緑化の推進	20	道路沿いの緑化	安全性などを考慮した道路緑化の推進	○
				火災の延焼を防ぐ「延焼遮断帯」に指定されている主要幹線道路や幹線道路の街路樹・植樹帯における耐火性のある樹種の選定	▲
		21	河川沿いの緑化	石神井川などの沿岸の散策・観察コースとしての管理通路の整備、適正な緑の管理と緑化	○
		22	JR線、都電荒川線沿いの緑化	法面やフェンス沿いの緑化の促進、協力が得られた周辺の民有地の緑化の促進	○
		23	崖線沿いの緑化	擁壁化されている崖地の壁面緑化	▲
				崖線に位置する建物の屋上、ベランダ、壁面などを利用した建物緑化	▲
		24	公共施設の緑化	区民の緑づくりの規範となる壁面や屋上緑化、生垣化	○
				区内にある国や東京都の施設の緑化の推進	○
				景観が悪化しないような剪定などの管理	○
		25	民有地・公的住宅団地の緑化	野鳥や昆虫の生息や省エネに効果がある屋上、ベランダ、壁面の緑化の促進	▲
	都営住宅、UR住宅などの公的住宅団地の建替にあわせ、防災性や景観、生物多様性の向上を考慮した質の高い緑の造成			○	
	美しい街並みをつくり、火災の延焼防止や塀の倒壊防止に効果のある生垣化の促進			○	
	緑化活動を支援する「都市建築物緑化促進助成制度」、「生垣造成助成制度」などの各種支援制度の広報			○	
	300㎡以上の敷地を有する区民・事業者の「緑化計画書」の提出と緑化への取り組み 「緑地保全地域制度」「地区計画等の活用」「緑化地域制度」「緑化施設整備計画認定制度」等の適用による緑の保全・創造の検討			○ ▲	
緑とのふれあいの場と機会を広げる施策	09緑に関するコミュニケーション活動の活発化	26	情報発信	広報やインターネットなどの様々な方法での区内の緑や自然情報、園芸などに関する情報の発信	○
		27	情報交換	緑に関するイベントの開催や交流仲間の募集などによる区民相互の情報交換の活発化、参加と協力の場の拡大	○
		28	イベントの開催	区民植木市の開催	○
	桜まつりの開催			○	
	10自然や緑に関する学習機会の増加	29	環境教育・環境学習の推進	自然観察、自然体験を通じた環境教育・環境学習の推進	◎
				動植物調査に基づく野生生物に関する情報の体系的な保存	○
				環境大学事業との連携による学校教育における校外学習やゲストティーチャーの招へいなどの機会の増加	○
		30	環境リーダー養成の充実	地域における環境リーダーの養成の充実とそれらの人材の活躍の場の提供	○
31		環境大学事業の充実	自然環境に関する学習・ふれあい・啓発などを環境大学事業へ取り込み、体系的な充実による身近な環境保全や、自然に対する正しい知識、野生生物の生態や正しい付き合い方などを学ぶことができる場や機会の充実	◎	
	自然ふれあい情報館やエコベルテなどの施設を活用した体系的な環境学習システムの構築、環境学習の機会の拡充や地域の担い手となる人材の発掘・育成		▲		
11参加と協力の拡大	32	区民組織への支援とコミュニケーションの促進	緑に関する各種の活動を行っている様々な区民組織を横につなぐための区と区民組織、あるいは区民組織相互のコミュニケーションの支援、横断的な環境活動の展開、緑づくりが行える環境の整備	▲	
			「みどりの協力員」や「美化ボランティア」などによる区の事業への参加と協力、地域の緑づくりのリーダーとしての活動の拡大	○	
	34	地域の緑づくりへの参加促進	地域の緑づくりを広げるための区民や学校・町会・自治会・商店会・企業・NPOなどの参加と協力の推進 自治会、町会や区民が締結したみどりの協定の認定、地域の緑化の促進 緑をめぐる参加活動に対する区民・事業者が参加しやすくなるようなサポートの実施	▲ ▲ ○	

2) 進捗状況のまとめ

① 緑を保全する施策

中でも、生物多様性の保全・再生の施策のうち、取り組みを進めていくべき具体的内容は以下の通りです。

- 「生物多様性に配慮した緑の保全・緑化戦略」策定と、保全・緑化施策の充実
- 生物多様性に配慮した公的な施設や水辺環境などの緑の拠点づくり

これらを踏まえ、今回の改定では生物多様性地域戦略の策定と、公園をはじめとした公共施設や、生きものの生息・生育地（ハビタット）として重要な河川敷など、緑の拠点の保全・活用の検討が必要です。

② 緑を創造する施策

昨今の災害の激甚化を踏まえ防災に関する施策や、生物多様性に配慮した公共施設や民間施設、民有地の緑化推進、都市緑地法などに基づく民間活力の導入による緑の整備・管理についても検討していく必要があります。

③ 緑とのふれあいの場と機会の施策を広げる施策

環境大学事業は、環境学習の機会の拡充や地域の担い手となる人材の発掘・育成が課題であり、生物多様性地域戦略の取り組みの一環としても、より充実していくことが求められます。

参加と協力の拡大の施策は、担い手不足により実績が低下したものが多く、区民参加や協働による管理の課題の対応を進めるとともに、多様な主体との連携を更に推進していく必要があります。

2. 北区の緑を取りまく現状

(1) 社会情勢

1) 環境負荷の低い都市構造への転換

北区には、荒川、隅田川、新河岸川、石神井川の4河川が流れており、崖線が中央を通るなど、東京区部の中ではうらおいのある自然環境に恵まれています。持続可能な開発のため、有限な自然環境を保全しながら、都市での社会経済活動に起因する環境負荷の低い都市構造への転換を進める必要があります。

2) 人口減少・高齢化時代の到来

北区の人口は、「北区人口推計調査報告書」(平成30年)によれば、令和10年(2028年)をピークに減少し、高齢者人口(65歳以上)は、令和15年(2033年)以降増加に転じると推計されています。人口減少・高齢化に伴って、将来的に地域における人のつながりが失われ、地域コミュニティが希薄化することが懸念されます。そのため、地域コミュニティ活性化の方策の一つとして、緑の活用が挙げられます。加えて、バリアフリー*や健康増進など、高齢化社会に対応した公園整備を進める必要があります。

3) 区民主体の協働のまちづくり

一定の社会インフラが整備され、都市が成熟したことで、区民のライフスタイルや価値観などの多様化が進んでいます。地域の特性を生かしつつ、区民を主体としたまちづくりを推進し、区民の声を反映していく必要があります。

(2) 自然環境

1) 気候変動

大規模な地震災害や地球温暖化の深刻化、台風の大型化や集中豪雨による都市型水害の増加など、自然災害の脅威が高まり、区民の暮らしに大きな影響が生じることが考えられます。都市における公園などのオープンスペースが発揮する防災面の役割など、暮らしの安全・安心への期待が増大しています。一方、豪雨および強風に対する脆弱性の観点から、管理されず巨木化し老木化が進む緑の管理の重要性も増大しています。

2) 生物多様性

生物多様性は、樹林地や草地の手入れ不足および開発などによる種の減少・絶滅、外来種移入による生態系のかく乱など、主に人の活動の影響により危機にさらされています。

3) ヒートアイランド現象

ヒートアイランド現象が発生する主な要因は、人工排熱の増加、コンクリートやアスファルトなどの地表面被覆の人工化、都市形態の高密度化などがあり、特に地表面被覆の人工化については、緑の量の減少と大きく関わっています。

(3) 緑づくりに関する国の方向性

1) 「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」/平成 28 年 12 月

2015 年に国連において、全会一致で採択された「持続可能な開発目標」に基づき、日本では、「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」が示されました。緑のまちづくりにおいても、経済・社会・環境の三側面における持続可能な取り組みを推進していく必要があります。

「持続可能な開発目標」(SDGs) とは？

「持続可能な開発目標」(SDGs) とは、2001 年に策定された「ミレニアム開発目標」(MDGs) の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

「北区緑の基本計画 2020」に関わるゴールとして、以下のものがあります。



2) 「地球温暖化対策計画」/平成 28 年 5 月、「気候変動適応計画」/平成 30 年 11 月

気候変動対策として、平成 28 年に策定された地球温暖化対策計画では、都市における緑地や農地の保全などにより熱環境の改善を通じた都市の低炭素化*を推進することが示されており、緑の保全や創出などの取り組みが重要となっています。

また、平成 30 年には気候変動適応計画が策定されました。適応策とは、地球温暖化などの気候変動により既に生じている、または将来予測される影響の軽減を目的とした施策のことです。都市のヒートアイランド現象の進行や熱中症の増加が懸念されるなか、緑に関する適応策としては、屋上緑化や緑のカーテン*などがあります。植物は直射日光を遮り、日かげを提供するだけでなく、植物に含まれる水分の蒸発などでも気温の低減に寄与します。

3) 「生物多様性国家戦略 2012-2020」/平成 24 年9月

2020 年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として、①生物多様性を社会に浸透させる、②地域における人と自然の関係を見直し、再構築する、③森・里・川・海のつながりを確保する、④地球規模の視野を持って行動する、⑤科学的基盤を強化し、政策に結びつける、の5つの基本戦略を設定しています。また、「緑の基本計画」に生物多様性確保の視点を反映するため、平成 23 年に都市緑地法運用指針を改正し、生きものの生息・生育環境を改善するなど緑地の質の向上や、緑地の適正な配置による有機的なネットワークの重要性を示しています。

4) 「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」/ 平成 28 年5月

社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の一定程度の整備などの社会状況を背景に「量の整備を急ぐステージ」から「緑とオープンスペースが持つ多機能性を引き出すステージ」へ移行すべきとして、以下の重視すべき観点を示しています。

【重視すべき観点】

- ストック効果*の向上 : 整備・面積の拡大重視から、まち全体での利活用重視へ
- 民との連携の加速 : 行政主体の整備、維持管理から市民や NPO などの主体的な活動の支援や民間施設との積極的な連携へ
- 都市公園の柔軟な利用 : 硬直的な都市公園の管理から地域ニーズに応じた弾力的な運用やまちづくりの一環としてのマネジメントへ

5) 都市緑地法などの一部改正/平成 29 年6月

民間活力を最大限活かして、緑とオープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現することを目的として、関係法令が一括して改正されました。この改正は、緑豊かなまちづくりに向けて、量的課題（1人あたりの公園面積が少ない地域の存在、これまで宅地化を前提としてきた都市農地の減少傾向）や質的課題（公園ストックの老朽化の進行・魅力の低下、公園空間の有効活用の要請など）などの課題が顕在化してきたため行われたものです。

【都市緑地法】

- 「緑の基本計画」の記載事項の拡充（都市公園の管理の方針、農地の緑地としての政策への組み込み）
- 緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充

【都市公園法など】

- 民間事業者による公共還元型の収益施設の公募設置管理制度（Park-PFI*）の創設
- 都市公園に保育所などを含む「社会福祉施設」が設置可能
- 公園内の PFI 事業*に係る設置管理許可期間の延伸（10 年→30 年）
- 公園の活性化に関する協議会が設置可能

6) 「グリーンインフラ推進戦略」/令和元年7月

自然災害の激甚化、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化を踏まえ、次世代を見据えた社会資本整備や土地利用を推進するため策定されました。

【グリーンインフラの活用を推進すべき場面例】

- 気候変動への対応
植栽による蒸発散効果を活用した暑熱緩和対策など
- 投資や人材を呼び込む都市空間の形成
自然豊かで居心地が良い魅力ある都市空間の形成による人材、企業、民間投資の呼び込みなど
- 都市空間の快適な利活用
インフラの更新・改良、公的施設の再編や個別の民間開発に際する緑と水のネットワークの形成の推進など
- 生態系ネットワークの形成
多自然川づくりや緑地の保全、分断化された自然をつなぐことによる生物の生息・生育環境の保全など
- 豊かな生活空間の形成
公園、緑地、河川、水辺空間などを活用して人々が自然とつながりながら環境教育、レクリエーション、健康増進、景観づくり、防災対策といった多様な活動を展開する生活空間の形成など

(4) 緑づくりに関する東京都の方向性

1) 「緑確保の総合的な方針」/平成28年3月

特に減少傾向にある民有地の既存の緑やあらゆる都市空間への緑化などの課題に対し、都と区市町村が合同で、都市計画を基本としてまちづくりの取り組みの方向性を明らかにし、計画的に東京の緑を確保していくことを目的としています。基本方針は、以下のとおりです。

① 既存の緑を守る方針

崖線や丘陵地、河川、農地など、主に人の生活との関わりの中で育まれてきた緑を抽出し、確保することが望ましい緑を明確化します。農地については、生産緑地を確保地とし、また特定生産緑地の指定の検討など、区市町村と連携した保全を推進するとしています。

② 緑のまちづくり指針

緑に配慮したまちづくりの実態や今後の取り組みについて明らかにして、地域単位で緑の量と質を向上させる情報提供を行い、地域の目指す緑の方向性を踏まえたまちづくり事業などの調整・緑の配置や機能の効果的な誘導を掲げています。

生産緑地地区と特定生産緑地の違い：生産緑地地区は、身近な農業体験の場や災害時の防災空間など、多様な機能を発揮するグリーンインフラとして保全すべき農地とされています。特定生産緑地は、生産緑地を継続できるように新たに創設された制度です（平成30年4月1日施行）。特定生産緑地に指定した場合、買取り申出ができる時期は、「生産緑地地区の都市計画決定から30年経過後」から10年延期され、また10年毎に更新も可能です。

2) 「都市計画公園・緑地の整備方針」/平成 23 年 12 月

「緑確保の総合的な方針」など、緑やオープンスペースの保全・創出に係る他の施策と一体となって、東京における水と緑のネットワークの形成を目指し、都市計画公園・緑地の計画的な整備促進と、整備効果の早期発現に向けた取り組みの方針を明確化するものです。基本方針は、以下のとおりです。

① 事業化計画に基づく事業の重点化

防災都市づくりや環境保全、景観などそれぞれの重点化の視点を踏まえ、今後 10 年間で計画的、優先的に整備を進める区域を定める事業化計画を明示し、事業の重点化へ取り組むとしています。

② 民間事業者を含めた多様な主体の連携

公共事業者との連携はもとより、まちづくりの重要な担い手である民間事業者などとも連携し、まちづくりと公園・緑地の整備を両立する新たな仕組みを創設し、多様な主体による都市計画公園・緑地の整備を掲げています。

3) 「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」/平成 24 年 5 月

生物多様性の危機を背景に、緑施策のこれまでの取り組みと、生物多様性の視点から強化する将来的な施策の方向性を取りまとめた戦略で、都の生物多様性地域戦略の性格をもつものです。緑施策の方向性と、主な施策展開は以下のとおりです。

① まもる～緑の保全強化～

■ 既存の緑の保全

丘陵地や崖線など、まとまりや広域的な連続性を持ちネットワークの拠点・軸となる緑について、東京全体の水と緑のネットワークの形成や希少種の生息・生育状況などの情報も踏まえ、「緑確保の総合的な方針」に基づいた各種緑の保全制度の活用や、都民・NPO・緑の保全に意欲のある企業など、民間部門の主体的な取り組みを引き出し、計画的、重点的な保全の推進を示しています。

■ 外来種対策

既に移入が確認されている外来種のうち、生態系に与える影響が大きな種の駆除について、公民が連携して取り組めるよう、生息状況や駆除の必要性について情報を共有できる仕組みを検討します。また、新たな移入を未然に防ぐため、飼えなくなったペットを野外に逃がすような意図的な外来種・移入種の放逐が生態系に及ぼす影響について、広い意識喚起を掲げています。

② つくる～緑のネットワーク化～

■ 緑化計画書制度による都市緑化の誘導

緑化計画書制度の運用を通じて、民有地の緑化を推進するとともに、都有施設の緑化を進め、未利用都有地の緑化や都営住宅などの建て替えに合わせた緑化を推進します。また、将来的には、開発行為が生態系に与える影響を緩和する新たな緑化計画書制度のあり方を示しています。

■ グリーンロード・ネットワーク*の形成・充実

緑あふれる都市東京の実現に向け、緑のネットワークの拠点となる都市公園を整備し、公園・緑地などの緑の拠点をつなぐ幹線道路の街路樹の整備、河川沿いの緑化などを進め、グリーンロード・ネットワークの形成・充実を図っていくとしています。

■ 学校の総合的な緑化の推進

校庭の芝生化や屋上・壁面の緑化により、地域における緑化推進拠点として、多様な生物の生息、立ち寄り場所を創出する「緑の学び舎づくり事業」の公立小中学校における展開を示しています。

③ 利用する～緑の持続可能な利用の促進～

■ 自然公園の利用

自然環境の大切さや魅力を実感、体感できるよう、学びと体験の場の創出と情報発信を挙げています。

■ 生物多様性の持続可能な利用のための普及啓発

幼少期から生きものに触れ、生物多様性の重要性を肌身で実感することができるような取り組みを進め、大人になっても緑の保全活動を推進していける人材を育てていくことが重要です。子供たちが生物多様性の重要性を体感できる学習機会の確保に向けた検討を進め、持続可能な社会の構築に向けて、若い世代から緑の保全活動への参画意識を高めることを示しています。

4) 「都市づくりのグランドデザイン」/平成 29 年 9 月

目指すべき東京の都市の姿と、その実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策をしめす計画です。戦略の 1 つに、「四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築」を掲げ、東京の緑の総量をこれ以上減らさないことを原則として、今ある貴重な緑を守り、あらゆる場所に新たな緑を創出するとしています。

5) 「東京が新たに進めるみどりの取組」/令和元年5月

「都市づくりのグランドデザイン」で示す都市像の実現に向けた、緑に関する取り組みをまとめたものです。方針と主な施策は以下のとおりです。

① 拠点・骨格となるみどりを形成する

■ 「都市計画公園・緑地の整備方針」の改定

新たな優先整備区域の設定と公園・緑地の整備の推進を掲げています。

■ 「緑確保の総合的な方針」の改定

東京の緑の骨格となる崖線、丘陵地、河川などで守るべき緑を新たな確保地に位置づけ、保全の検討を掲げています。

② 将来にわたり農地を引き継ぐ

■ 営農継続の支援

指定から30年を迎える生産緑地地区を特定生産緑地へ指定し、また活用について示しています。

③ みどりの量的な底上げ・質の向上を図る

■ 生物多様性に配慮したまちづくり

都市公園などを多様な生物が生息・生育できるエコロジカル・ネットワークの拠点にし、生物多様性の保全、普及啓発を促進します。また自然体験を通じて広く生物多様性について学べる環境学習に役立つ施設の確保を掲げています。

④ 特色あるみどりが身近にある

■ 公共が保全・創出するみどり

公共施設において良好な既存樹木の活用や、景観に寄与する壁面緑化などの推進を示しています。

■ 民間が創出するみどり

緑化計画書制度を活用した民有地における緑の創出の誘導や、江戸のみどり登録緑地制度により、在来種植栽を推進し、生きものの生息・生育環境に寄与する質の高い緑地を創出し、多様な生きものと共生できる都市環境を目指すとしています。

エコロジカル・ネットワーク：他の地域への動植物種の供給などに資する都市の骨格となる緑、市街地に存在し動植物種の分布域の拡大などに資する拠点となる緑、緑の骨格と拠点を結び動植物種の移動空間として回廊となる河川や街路樹といった、緑の骨格・拠点・回廊に隣接して存在し、これらが安定して存続するために必要な緩衝地帯の緑の適正な配置とネットワークのことを指します。

江戸のみどり登録緑地制度：東京の在来種を積極的に植栽し、生物多様性の保全に取り組んでいる民間建築物などの敷地内の緑地を東京都が登録・公表する制度です。登録された緑地は、東京の生物多様性の保全に貢献する優れた取り組みとして広く発信されます。

3. 区内の緑に関する区民・事業者意識調査

(1) 区民意識調査

1) 区民意識調査の概要

調査対象	北区内在住の満 18 歳以上を対象に 2,500 人（無作為抽出）
実施期間	令和元年 8 月 7 日～令和元年 8 月 26 日
実施手法	郵送による配布・回収
回収数	612 票（回収率：24.5%）

2) 区民意識調査結果の概要

① 身近にある緑の量について

- ・身近にある緑の量について、5年ほど前と比較して「変わらない」と回答した区民が約5割でした。「やや減った」「減った」理由としては、「建物の建設や道路の整備などの開発により緑が少なくなったから」との回答が最も多い結果となりました。

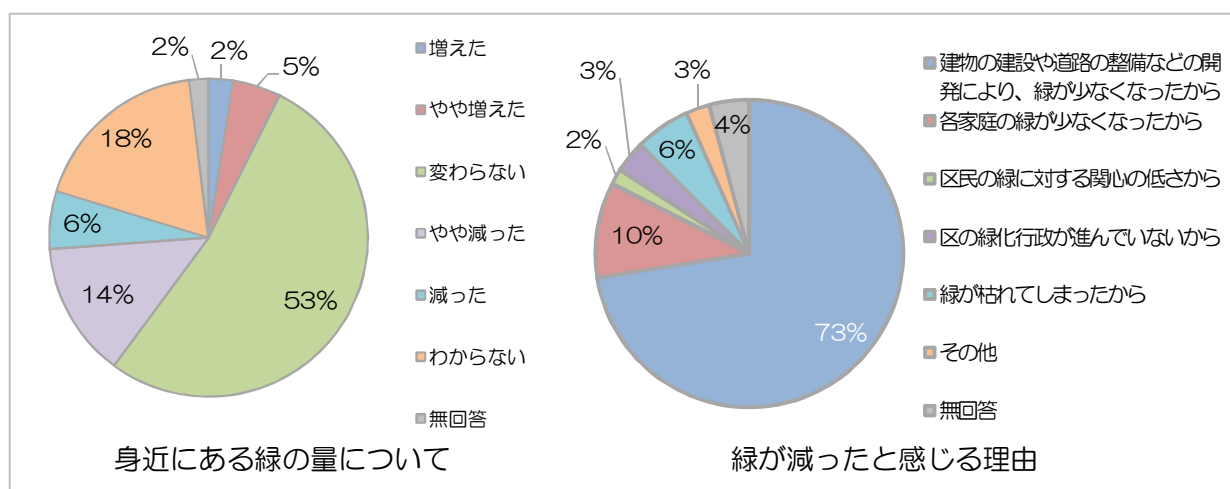


図1-7 身近にある緑の量について

- ・身近にある緑の量について地区別の回答を見ると、王子東地区では「増えた」、「やや増えた」という意見の割合が、赤羽西地区では「やや減った」「減った」という意見の割合が他の地区と比べてやや多い結果でしたが、多くの区民は「変わらない」と回答しており、地区による大きな違いはみられませんでした。

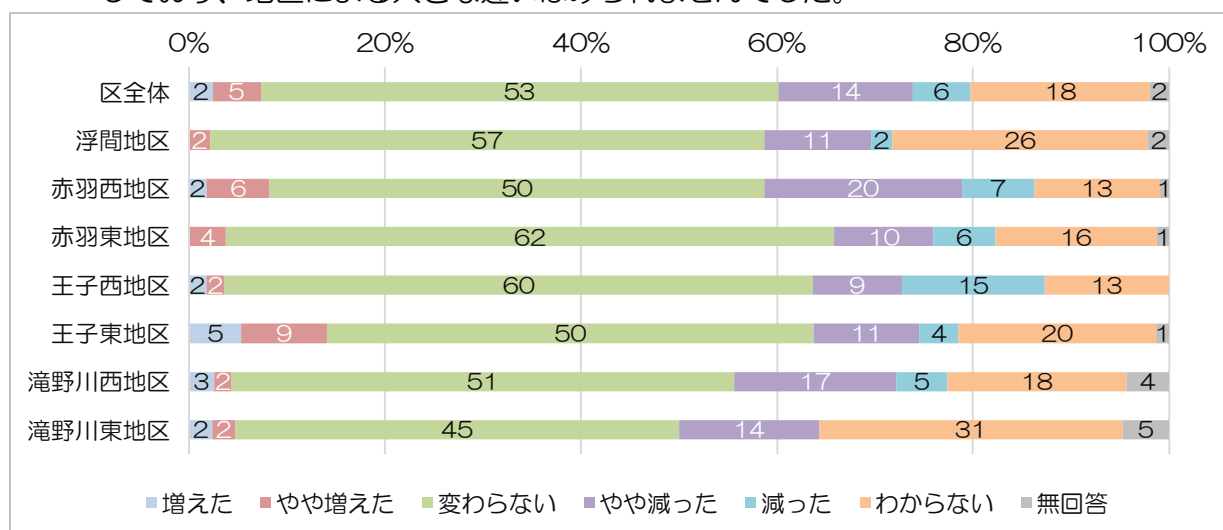


図1-8 身近にある緑の量の地区別回答について

② 現状の緑に関する満足度と現状の緑に関する重要度について

- 区全体の緑や自然環境の豊かさに関する満足度については、「満足」、「やや満足」と回答した区民が約4割でした。地区別に満足度をみると、特に浮間地区では「満足」、「やや満足」という回答が約5割で、他の地域と比べて比較的高い結果となりました。
- 区全体の緑や自然環境の豊かさに関する重要度については、「重要」、「やや重要」と回答した区民が7割以上にのぼりました。重要度については、地区別・年代別に大きな違いは見られませんでした。

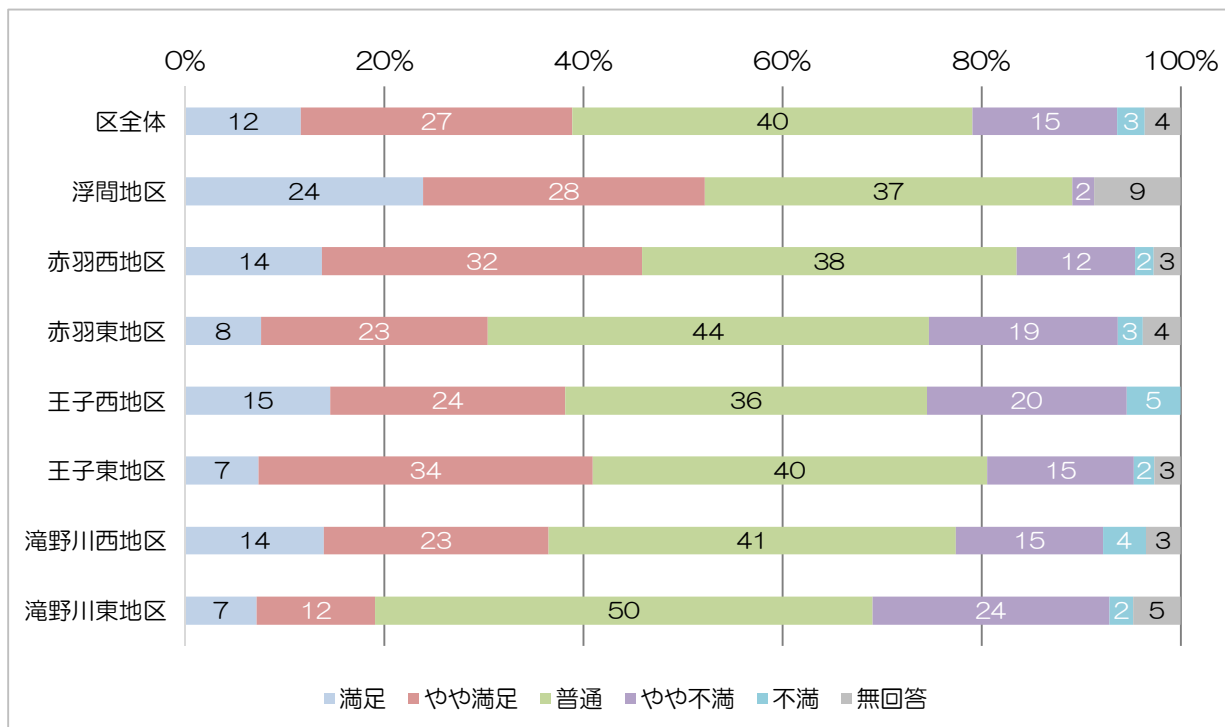


図1-9 区全体の緑や自然環境の豊かさに関する地区別の満足度について

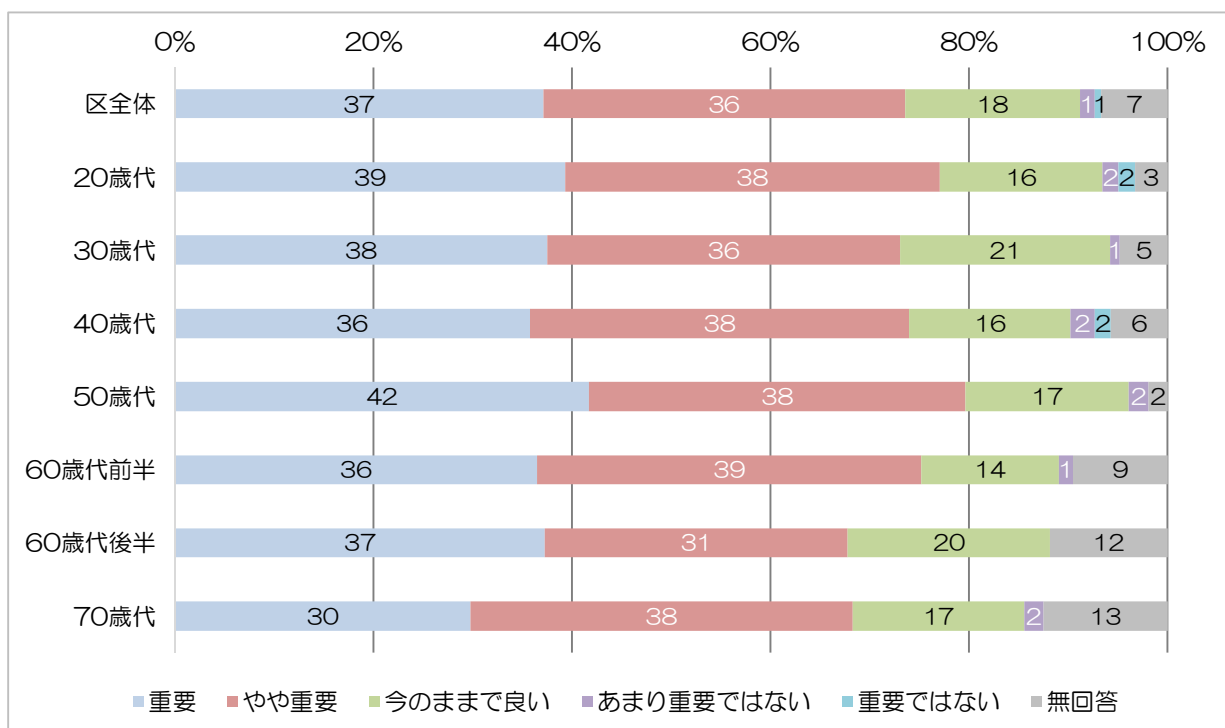
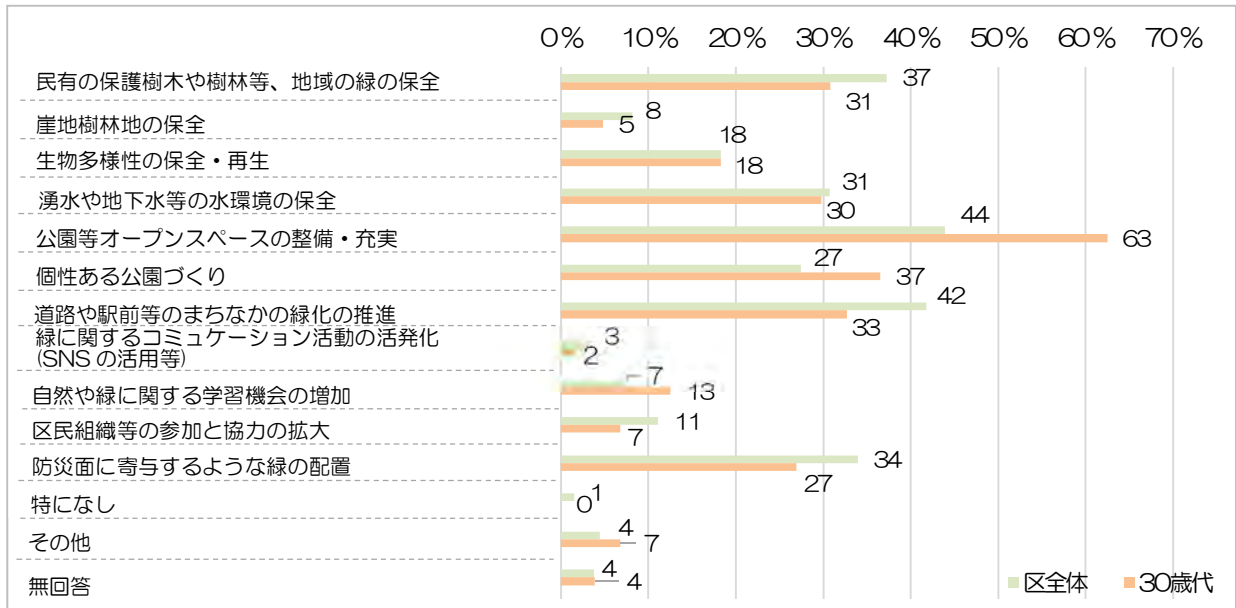


図1-10 区全体の緑や自然環境の豊かさに関する年代別の重要度について

- ・区全体では「公園などオープンスペースの整備・充実」や「道路や駅前などのまちなかの緑化の推進」、「地域の緑の保全」、「防災面に寄与するような緑の配置」が比較的
高い割合を占めていました。
- ・特に、小学生以下の子どもをもつ割合が高い30歳代では、「公園などオープンスペースの整備・充実」が占める割合が全体の6割以上を占めていました。

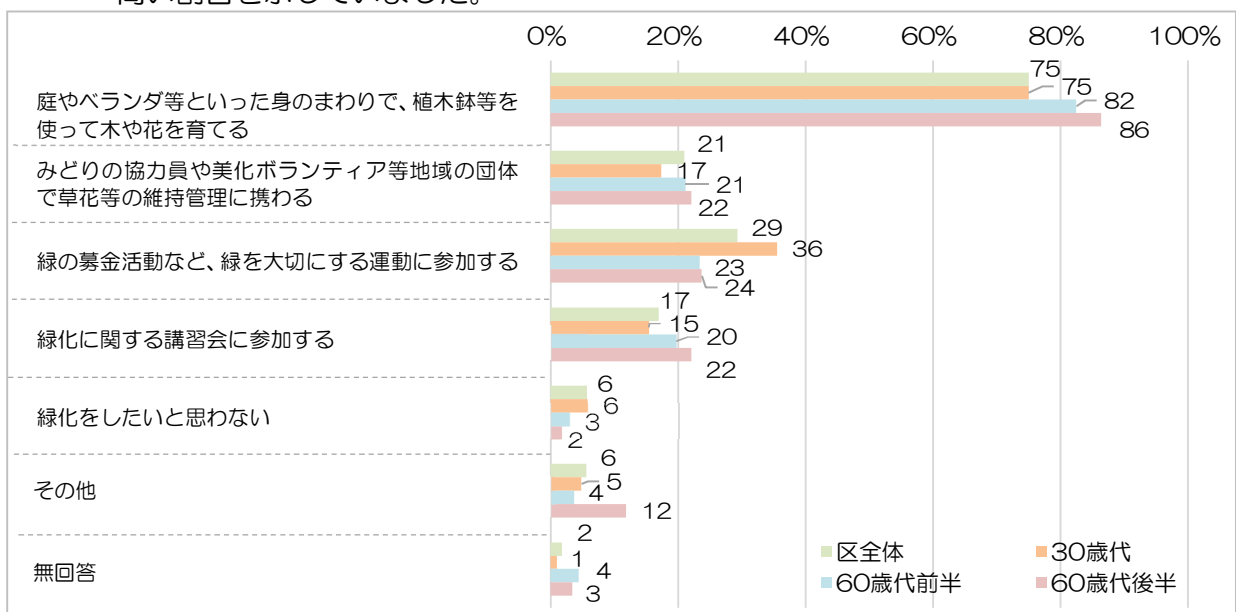


※複数回答：選択肢から3つまで選択

図1-11 自然や緑をより豊かにするために区が優先すべき取り組みについて

③ 今後、特に取り組んでみたい緑化について

- ・区全体および各世代で「庭やベランダなどといった身のまわりで、植木鉢などを使って木や花を育てる」が最も多く、7割以上を占めていました。この割合は、60歳以上で特に高くなる傾向が見られました。
- ・一方で30歳代では、「緑の募金活動など、緑を大切にする運動に参加する」が比較的高い割合を示していました。



※複数回答：選択肢から3つまで選択

図1-12 今後、特に取り組んでみたい緑化について

④ 生物多様性の認知度について

- ・生物多様性という言葉について、「言葉を聞いたことがあり、意味も知っている」「言葉を聞いたことがあるが意味は知らない」との回答が、区全体では約7割を占めました。
- ・年代が低いほど認知度は高く、20歳代では、約9割が「言葉を聞いたことがあり、意味も知っている」「言葉を聞いたことがあるが意味は知らない」と回答しました。

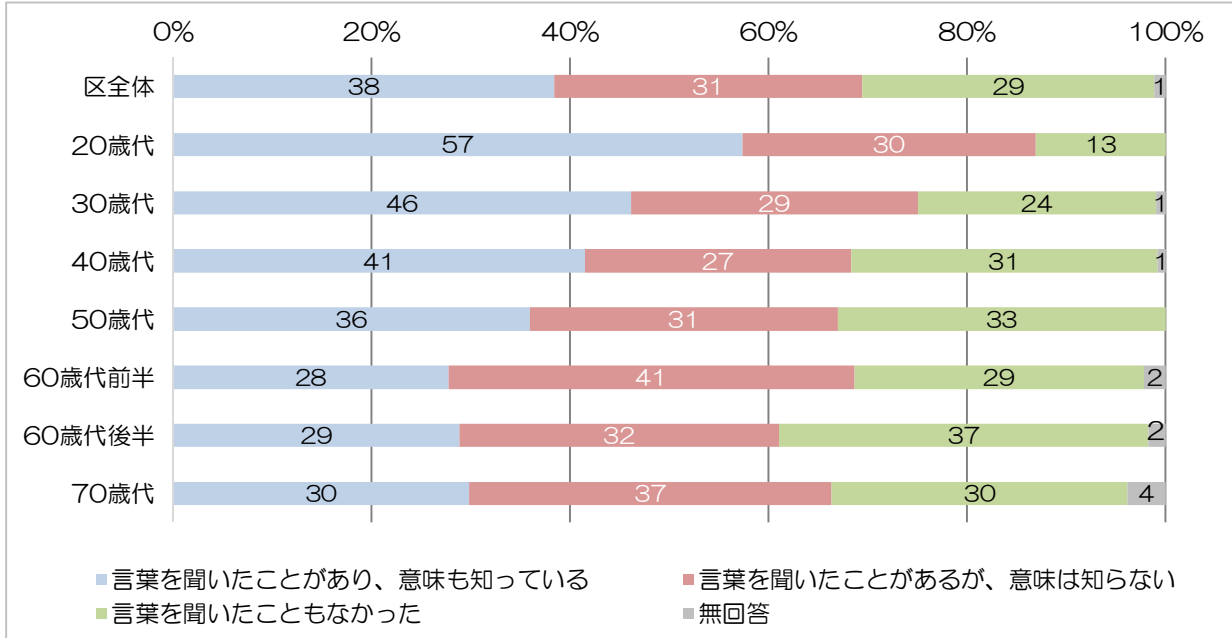
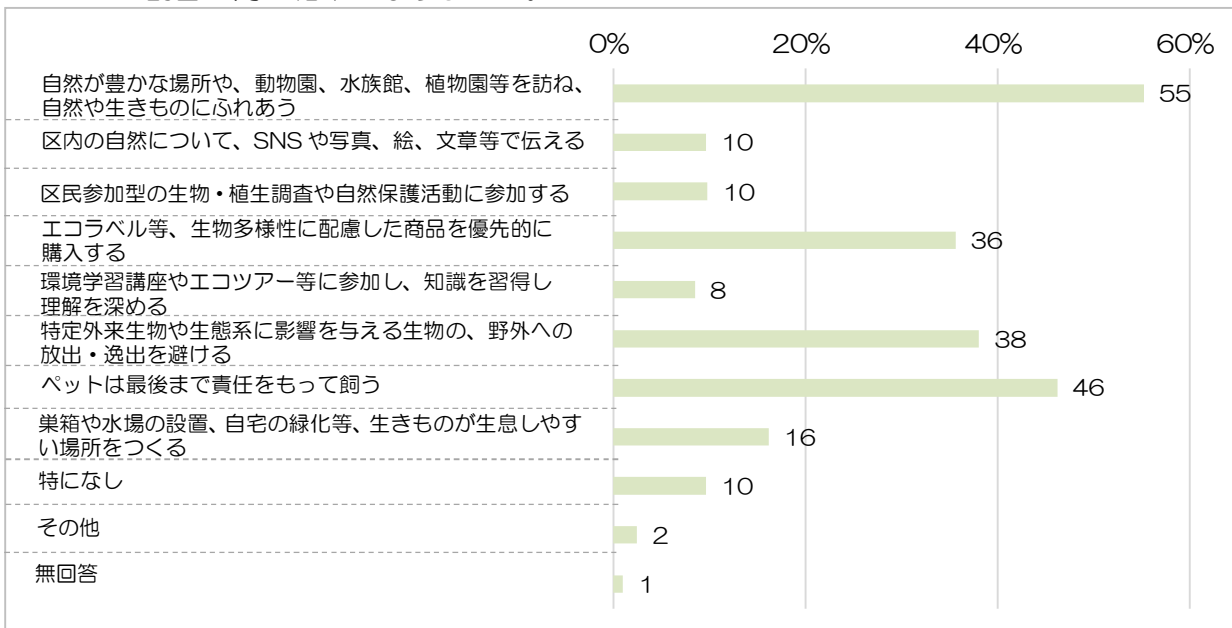


図1-13 生物多様性の年代別の認知度について

⑤ 生物多様性を保全するためにできる/している取り組みについて

- ・「自然が豊かな場所や、動物園、水族館、植物園等を訪れ、自然や生きものにふれる」の回答が約5割を占めており、次いで「ペットは最後まで責任をもって飼う」の回答の割合が高い結果となりました。

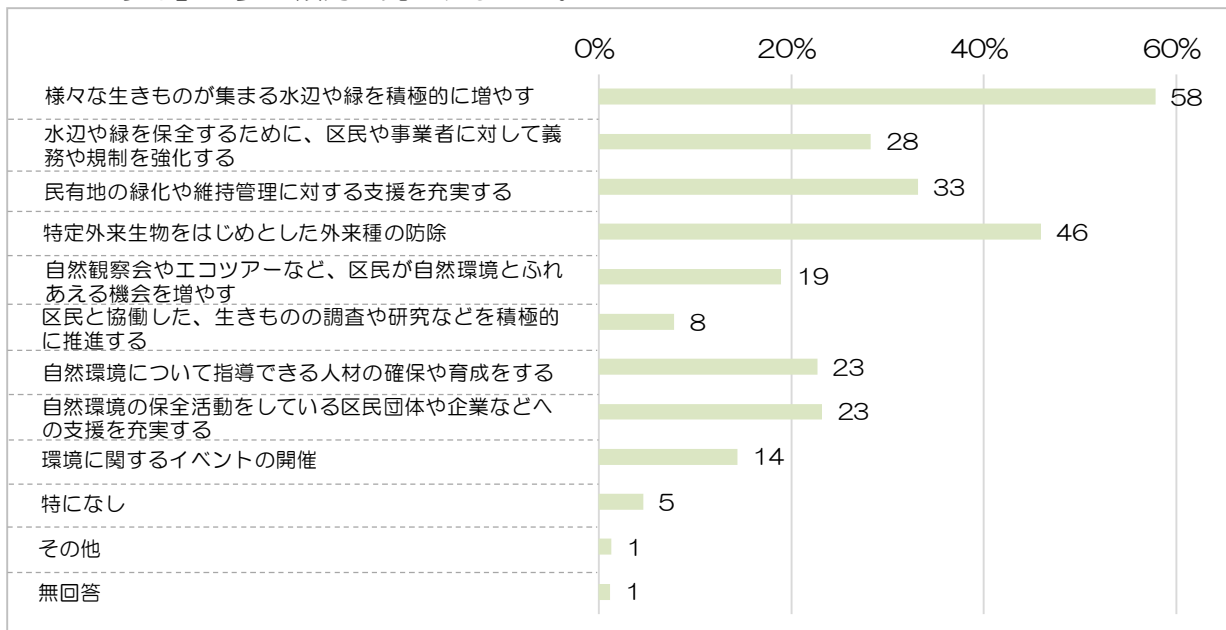


※複数回答：選択肢から3つまで選択

図1-14 生物多様性を保全するためにできる/している取り組みについて

⑥ 生物多様性を保全するために、区が力を入れるべき取り組み

- ・「様々な生きものが集まる水辺や緑を積極的に増やす」が最も多く、次いで「特定外来生物をはじめとした外来種の防除」や「民有地の緑化や維持管理に対する支援を充実する」が多い傾向が見られました。

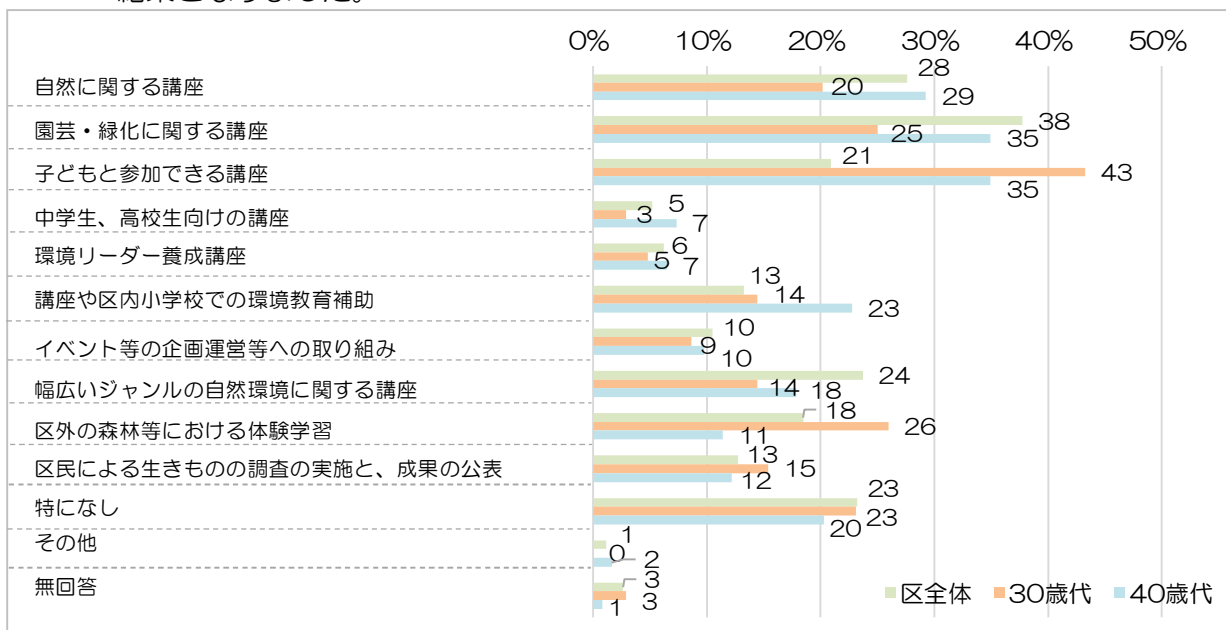


※複数回答：選択肢から3つまで選択

図1-15 生物多様性を保全するために、区が力を入れるべき取り組みについて

⑦ 特に参加したい環境学習事業について

- ・区で実施している、あるいは今後実施を検討している環境学習事業のうち、参加したいとする回答が最も多かったのは「園芸・緑化に関する講座」で、区全体の約4割を占めていました。
- ・小学生以下の子どもをもつ割合が高い年齢層では、「子どもと参加できる講座」（30歳代）や「講座や区内小学校での環境教育補助」（40歳代）が占める割合が最も高い結果となりました。



※複数回答：選択肢から3つまで選択

図1-16 特に参加したい環境学習事業について

(2) 事業者意識調査

1) 事業者意識調査の概要

調査対象	北区内に事業所をもつ事業者を対象に 500 事業者(無作為抽出)
実施期間	令和元年8月22日～令和元年9月2日
実施手法	郵送による配布・回収
回収数	149 票 (回収率：29.8%)

2) 事業者意識調査結果の概要

- ・ 緑に関する取り組みを「実施している」と回答した事業所は、全体の約4割となり、取り組みの具体的な内容は、「草花などの植栽」、「生垣や高木の植栽」が多い結果となりました。一方で約6割の事業所は、緑に関する取り組みを「実施していないし、今後予定はない」と回答しました。
- ・ 事業活動と生物多様性の関係については、約8割の事業所が「関係性は低いと考えている」または「関係性は分からない」と回答し、また今後、CSR 活動*において生物多様性の保全の取り組みを「行う予定はない」と回答しました。取り組みを行わない理由は、「どのような取り組みをしたら良いか分からない」が約6割と最も高い割合を示しました。

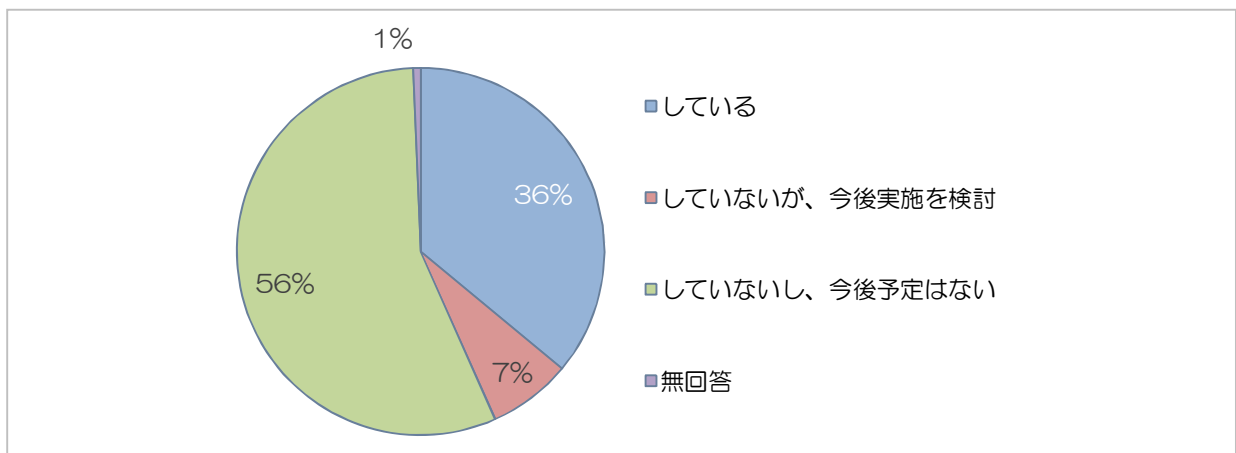
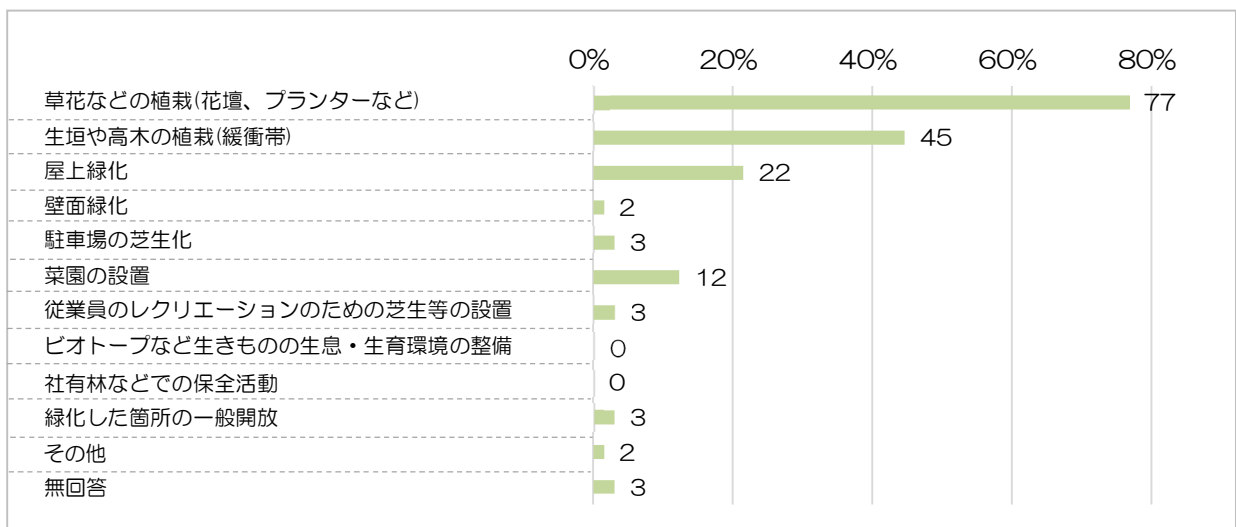


図1-17 事業所における緑に関する取り組みの実施状況



※複数回答：選択肢からあてはまるものすべて選択

図1-18 事業所において実施している、または実施を検討している緑に関する取り組み

II. 北区の緑の課題

「緑の持つ役割に基づく課題」、「区内の緑に関する区民・事業者意識調査からの課題」、「新たな課題」の3つの観点で、北区の緑の課題を整理しました。

1. 緑の持つ役割に基づく課題

北区が大切にしている6つの緑の役割に基づき、緑の課題を整理しました。

(1) 地球環境保全に関する課題

●まちなかの緑の保全・創出

気候変動に対する緩和策として、既存の緑を守り育てるとともに、新たな公園や公共空間などのまちなかの緑化を推進する必要があります。また、気候変動に対する潜在的な適応策として、屋上緑化や緑のカーテンの推進、都市型水害の増加に備えた緑の管理も必要です。

前計画改定時と比較すると、各施策により、大径木の本数や生垣、建築物の緑化面積が増加した一方で、緑被率は減少しました。区民がより緑の保全・創出に取り組みやすくなるため、生垣造成や保護樹木などに関する各種助成制度の周知および拡充、また既存の緑を活用した施設整備の工夫など、更なる緑の確保が必要です。

●水辺環境の保全・回復

気候変動や防災対策としても有効なグリーンインフラの1つである、水辺環境の保全・回復が必要です。崖線の湧水を保全・再生するため、涵養域となる台地上の地域では、透水性舗装の整備や雨水浸透施設の設置を進めてきました。その一方、開発などにより減少した緑の回復・拡充が必要です。

(2) 生物多様性保全に関する課題

●「生物多様性地域戦略」の策定

前計画に記載のある、「生物多様性に配慮した緑の保全・緑化戦略の策定および、この戦略に基づく生きものの生息地の保全・再生の施策」の取り組みとして、「生物多様性地域戦略」を策定する必要があります。

●生きものの生息地としての緑の保全・創出

緑は、野生生物に食べものや隠れ場所など生息環境を備えた生息地（ハビタット）を提供します。そのため、緑の多様性は、野生生物の多様性に大きく影響します。

まとまった樹林や社寺林などは維持され、大径木の本数も徐々に増えています。また、公園や河川敷といった緑の拠点があり、区の中央部を走る崖線には自然度の高い樹林が多く、引き続き保全が必要です。また新たな緑の創出において、生物多様性に配慮した緑化基準の検討が必要です。

●植物群落の多様性向上

生物多様性の損失を防ぐためには、崖地樹林や河川敷など、限られた場所に存在する多様な植物群落を保全し、その多様性を向上させていくことが必要です。

そのためにも、植生遷移などのモニタリング*を継続していく必要があります。

●エコロジカル・ネットワークの保全・創出

北区の緑の骨格を形成している崖地樹林や、荒川などの河川敷草地、飛鳥山公園などの緑の拠点となる大規模な公園・緑地、緑の回廊（コリドー）である小規模な樹林や大径木、街路樹などを将来に渡って保全していくことが重要です。そのためには、エコロジカル・ネットワークの形成について検討し、その形成方針をまとめる必要があります。

●地域在来種の保全

北区に元々生育していた在来種を植栽することで、北区内の本来の生きものの生育環境の回復が望めます。「平成30年度 北区緑の実態調査」では、北区の在来種と考えられる種は、確認された植物種の3割程度を占めています。今後もモニタリングを継続、在来種の変化を把握し、エコロジカル・ネットワークの構築に必要な北区特有の地域在来種の保全を継続していく必要があります。

●外来種対策

北区では、生活環境や生態系などに係る被害の防止と軽減を図るため、アライグマやハクビシンの防除対策事業を実施してきました。植物については、「平成30年度 北区緑の実態調査」にて、ほとんどの地域においてアレチウリなどの特定外来生物が確認されており、外来種に対する意識の啓発、駆除対策などが継続した課題です。

(3) レクリエーションに関する課題

●公園の適正配置と不足地域への対応

1人あたりの公園面積は、2.2㎡/人（平成21年度）から2.3㎡/人（平成31年度）に増加しましたが、公園の分布が地域によって偏在している状況は変わりません。公園が不足している地域における土地利用の転換の際には、公園の適正配置が必要です。

●個性あふれる公園づくり

都市公園法などの改正により、公園の整備・管理手法に新たな可能性が生まれており、また区民の公園に対するニーズも多様化してきているため、管理水準の向上や民間活力を導入した個性ある公園の設置など、都市公園のポテンシャルを発揮するためのマネジメントの推進が必要です。

●家庭での緑づくり

住宅における屋上緑化の箇所数は増加していますが、面積は公共施設や事業者によるものが大半を占めている状況です。引き続き、各家庭の庭や屋上、ベランダなどでの緑づくりを活発化させるような支援を充実させる必要があります。

(4) 景観形成に関する課題

●緑の景観づくり

崖地樹林や河川敷草地などの景観の骨格を形成する緑や、飛鳥山公園や社寺林などの歴史や文化と結びついている緑は、地域の個性を表出するシンボルです。北区の景観形成のうえでも、保全・活用に努める必要があります。

(5) 防災に関する課題

●防災に寄与する緑づくり

公園や緑地などのオープンスペースは、災害時における避難場所やいっとき集合場所となっています。特に公園や緑地などの不足地域における緑の整備は重要であり、引き続き推進していく必要があります。また、耐火性を考慮した樹木の植栽や防災施設の設置を推進し、安全性を高めていくことが必要です。

●緑の管理の重要性

植栽した樹木の生長とともに、倒木による家屋などへの被害の危険性が増すことから、樹木の適切な管理が必要です。

(6) コミュニケーションに関する課題

●環境学習の充実

環境学習は、施設や講座の充実により、区民の環境意識向上に寄与している一方で、利用者の固定化や中学生以上の若年層の利用が少ない傾向にあります。また、生物多様性地域戦略の取り組みの1つとして重要な役割を担っているため、より充実していく必要があります。

●区民参加の拡大

環境学習の施設や講座、ボランティア活動などが区民の交流やコミュニケーション、情報交換の場となっている一方で、参加者が高齢化し、若年層の参加が乏しい状態となっています。今後、幅広い年齢層の参加を促進する必要があります。

●協働による運営管理

北区美化ボランティア制度では、駅前広場や公園、道路などの花壇管理や清掃といった、協働による地域の緑づくりを促進しておりますが、いずれも参加者が高齢化し担い手が不足しています。緑とのふれあいや自己実現の場として、区民に楽しく参加してもらえるような工夫と配慮が必要です。

2. 区内の緑に関する区民・事業者意識調査からの課題

(1) 区民意識調査からの課題

●地区別の満足度の違い

身近にある緑の量に関する回答は、地区別で大きな違いが見られなかった一方で、緑の「質」の指標の1つである区全体の緑や自然環境の豊かさに関する満足度の回答では、地区別に違いが見られました。この違いは、地域の特徴や地区別の取り組み状況を反映している可能性もあることから、地区別計画において、その地域に適した取り組みを位置づける必要があります。

●子育て世代を対象とした情報発信や取り組みの充実

30歳代および40歳代の回答は、区全体の傾向とは異なり、「子どもと参加できる環境学習講座」の開催と、それに関連する活動への参加意識などが比較的高く、特徴的な傾向を示しました。緑に係る活動への関心が高いため、協働の担い手として期待されることから、子育て世代を対象とした情報発信や取り組みを推進していく必要があります。

●生物多様性の認知度向上

生物多様性についての認知度は、「言葉を聞いたことがあるが、意味は知らない」を含めると、区全体の約7割に上りました。一方で、高齢になるほど認知度が低い傾向が見られました。緑化や保全の主な担い手である高齢世代に対しても、生物多様性に関する情報発信を推進し、一層の理解と協力を促す必要があります。

また「生物多様性を保全するためにできる／している取り組み」について、比較的気軽に取り組むことができる内容を選択した区民が多かったことから、イベントなどへの参加を通して生物多様性を考える機会をつくり、区民による生物多様性保全のための取り組みを促進する必要があります。

●緑の防災機能の活用

自然や緑をより豊かにするために区が優先すべき取り組みのうち、「防災面に寄与するような緑の配置」は選択肢中で4番目に割合が高く、公園整備やまちなかの緑化と同様に、優先すべきと考える区民が比較的多い結果が得られました。

自然災害の脅威が高まっている現在において、緑を適切に管理し、その防災機能を発揮することで、区民が安全・安心に暮らせる緑づくりを進める必要があります。

(2) 事業者意識調査からの課題

●緑に関する支援制度の周知

区内の事業所の約6割が、緑に関する取り組みについて「実施しておらず、今後も予定はない」と回答しました。また事業所が緑に関する取り組みを「始める、継続する」ために必要な行政支援を「金銭的な支援」や「税制優遇」とする回答が多いことから、費用負担がネックとなり、取り組みが浸透していない可能性があります。今後は、事業所を対象とした緑に関する取り組みの支援制度などの周知を推進し、活動に取り組みやすい状態をつくっていく必要があります。

●生物多様性に関する情報発信の強化

CSR 活動における、生物多様性保全の取り組みについて「行う予定はない」と回答した事業所は約8割に上りました。また取り組みを進める上での課題や問題点として「どのような取り組みをしたら良いか分からない」や「取り組みによる効果やメリットが不明瞭」が多く挙げられました。その理由として、区内の事業者の約9割以上が従業員数100名以下の小規模な企業であることから、事業活動と生物多様性についての関係性や、生物多様性の保全のために事業者が行うべき対応が十分に理解されておらず、取り組みが進んでいないと考えられます。そこで、事業者に対して生物多様性に関する情報やその取り組み事例、支援などの情報発信を強化し、理解醸成を促す必要があります。

3. 新たな課題

新たな課題は、社会情勢や緑の役割に対する期待の高まりなどから、特に注目すべき課題をまとめました。

(1) 緑の量の確保と質の向上

都市緑地法の一部改正は、緑豊かなまちづくりに向けて、1人当たりの公園面積の地域格差などの量的課題や、公園ストックの老朽化の進行・魅力の低下などの質的課題が顕在化してきたために行われたものです。また、「東京が新たに進めるみどりの取組（東京都）」の方針の1つにも、「みどりの量的な底上げ・質の向上を図る」ことが示されています。こうしたことから、緑の量の確保と質の向上が新たな課題となります。

●様々な制度による緑の確保・創出

生垣造成や建築物の緑化などに関する助成制度の周知および拡充、生物多様性に配慮した緑化基準の検討などを行い、様々な制度を用いた区民および事業者による緑の確保・創出が必要です。

●地域の特徴を踏まえた緑づくり

拠点となる緑がある地域や、緑が偏在している地域など、地域の特徴を踏まえた緑づくりが必要です。

●「質」の向上を意識した取り組み

様々な課題の解決に向け、今後は適切な緑の管理により緑が持つ多機能性を発揮させ、区民がすみやすいまちづくりを進める必要があります。そして、それらを区民が享受できるようにハード面の充実に加え、区民との協働といったソフト面もあわせた、実感できる緑づくりの取り組みが必要です。取り組みの例として、以下が挙げられます。

- ・ 緑陰効果を高め、防災・減災に寄与する街路樹や生垣などの接道緑化の整備と管理
- ・ 多様な動植物が生息・生育でき、また自然や生きものに関する学習の場にもなる緑の保全・創出と学習の実施
- ・ 住民参加や Park-PFI 制度など、様々な手法を導入した公園・緑地の管理と運営

(2) ストックされた緑の活用

「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について（国土交通省）」では、「量の整備を急ぐステージ」から「緑とオープンスペースが持つ多機能性を引き出すステージ」へ移行すべきとして、「ストック（確保）効果の向上」を重視すべき観点の1つとして示しています。令和元年度現在、北区では、198箇所 105.5haの都市公園などが整備されており、そのストックされた緑の活用が必要です。

●ストックされた緑の価値の向上

既存公園の魅力の向上や防災面での活用など、緑を使うことや活かすことに着目した取り組みが必要です。

●公園・緑地ごとの個性の創出

地域の特性やニーズを踏まえた整備を行うことによって、公園の機能を活性化し、様々な課題の解決にその多機能性を役立てるような取り組みが必要です。

(3) 多様な主体との連携のさらなる推進

緑の保全・創出に関する取り組みは、多様な主体（区民、事業者、区）の連携が不可欠です。

●協働のすそ野を広げるための取り組み

区民、事業者との協働によって維持されている緑が多くある一方で、今後は高齢化などによって維持活動の参加者の減少が推測されます。このため、まちなかの緑化に意欲のある区民、町会・自治会などの地域コミュニティとの協働はもとより、学校や事業所といった事業者を新たに探す工夫と緑化活動を継続的に支援するしくみづくりなど、協働のすそ野を広げる取り組みが必要です。

●ニーズに合わせた緑づくりの支援

区民、事業者などが緑づくりの活動に参加しやすいよう、きっかけづくりやニーズに合わせた支援体制などの検討を進めることが必要です。

●環境学習の一層の取り組み

活動に主体的に取り組む人材を育てるためには、まずは多くの区民、事業者が緑に関心を持つことが必要です。

緑を将来に引き継ぐためには、子ども達が緑に触れ、知り、好きになることが重要であり、そのためには周囲の大人たちの協力も不可欠です。このため、多様な主体を対象とした環境学習の一層の取り組みが必要です。

第2章 緑づくりの基本方針

1. 緑づくりの基本理念

近年では、地球環境問題や身近な自然の減少などの問題に対して、環境保全に役立つ緑が求められるとともに、気候変動対策においても緑が果たす役割や効果が再認識されるなど、緑の潜在能力に対する期待が一層高まっています。

また、区民による公園での花壇づくりや、緑を通じた交流では、地域コミュニティが形成されます。人と緑の様々なつながりは、地球環境保全・生物多様性保全・レクリエーション・景観形成・防災などの緑の様々な機能の土台となり、質の向上に寄与します。

そこで、「北区緑の基本計画」では、これまでの理念を引き継ぎながら、人と緑の「つながり」というキーワードを取り入れ、

『ひといきいき みどりいきいき 育てる つながる北区』

をキャッチフレーズとして、区民、事業者、区の参加と協働のもと、緑を保全・創出することにより、より豊かな自然と快適な都市環境を次世代に引き継いでいきます。



II. 北区の緑の将来像

緑の将来像は、区民、事業者、区に共通する緑づくりの目標であり、基本理念に基づく緑づくりによって実現する北区の未来の姿です。本計画は、以下の6つの状態をあわせ持った緑の将来像の実現を目指します。

①人と地球にやさしい緑のある都市

- 気候変動やヒートアイランド現象を緩和する緑が育まれ、快適な都市環境が保たれています。
- 台地から地下に浸透した雨水が崖線で湧出し、低地部を流れ、水循環が保全されています。

②生きもののにぎわいのある都市

- 崖地樹林や河川敷草地、水辺、公園・緑地などの緑が保全され、生きもののにぎわいを提供しています。
- エコロジカル・ネットワークが形成され、生きものとのふれあいの場が保たれています。

③魅力ある公園やふれあえる緑のある都市

- 地域の特性やニーズに応じた公園が整備され、誰もがやすらぎ、楽しめる場が確保されています。
- まちなかで花や緑を育て、生活にうるおいを与えています。

④自然・文化を彩る緑のある都市

- 大径木や並木が大切に育まれ、まちなかにうるおいを与えています。
- 自然性の高い崖地樹林や河川敷草地などが保全され、緑の骨格を形成しています。
- 歴史ある公園や庭園、社寺林などが、地域の魅力を引き立てています。

⑤安全・安心を高める緑のある都市

- 公共施設や学校、住宅団地などに樹木の植栽が行われ、防災・減災に寄与しています。
- 緑の管理が進み、暮らしの安全・安心が高まっています。

⑥参加・協力・学びによる緑のある都市

- 地域で花や緑を育てたり、環境について学ぶことを通じて、いきいきとした地域コミュニティが形成されています。
- 活動や学習の場が増え、区民、事業者、区の協力関係が促進されています。

北区の緑の将来像

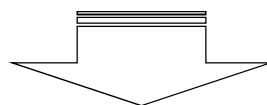


図2-1 北区の緑の将来像

Ⅲ. 基本方針

北区が重視する地球環境保全、生物多様性の保全、レクリエーション、景観形成、防災、コミュニケーションの6つの緑の役割に基づく緑の課題を解決し、より暮らしを豊かにしていくグリーンインフラとしての多面的価値を区民が享受できるように、「緑づくりの基本理念」を実現するための基本方針を示します。

【緑の機能】	【基本方針】	
地球環境保全	基本方針1 人と地球にやさしい 緑づくり	①気候変動対策の視点を持つ ②環境負荷の軽減を目指す ③緑づくりの基盤となる環境を保全する
生物多様性保全	基本方針2 生きものにぎわいのある 緑づくり ★生物多様性地域戦略	①生物多様性の保全・回復の視点を持つ ②エコロジカル・ネットワークを重視する ③地域の生きものの生息・生育環境に配慮する ④水辺を活かした公園づくりを行う
レクリエーション	基本方針3 魅力ある公園や ふれあえる緑づくり	①魅力ある公園づくり 【重点方針】 ②水辺環境づくり ③環境緑化の推進
景観形成	基本方針4 自然・文化を彩る緑づくり	①歴史や文化とふれあえる緑を形成する ②地域のシンボルとなる緑を保全・育成する ③緑により景観を演出する
防 災	基本方針5 安全・安心を高める緑づくり	①避難場所などの安全性を高める ②まちなかの防災機能を高める ③崖地樹木の安全性を高める ④都市型災害に対する安全性を高める
コミュニケーション	基本方針6 参加・協力・学びによる 緑づくり	①参加の場・機会を増やす ②持続可能な社会に向けた人材を育成する 【重点方針】 ③区民、事業者、区間のコミュニケーションを促進する 【重点方針】



緑の将来像の実現

本計画の特徴

■ 生物多様性地域戦略としての位置づけ

基本方針のうち、「基本方針2. 生きもののにぎわいのある緑づくり」と、この方針に特に関連の深い緑づくりの施策「緑を保全する施策 (3) 生物多様性の保全と回復」の内容をもつて、「生物多様性地域戦略」として位置づけます。

またすべての施策には、生物多様性に配慮した項目が含まれています。

■ 重点方針の設定

うるおいのある魅力的な都市空間の整備に大きく貢献する公園の親水空間づくりと、区民、事業者、区の参加と協力のもと計画を推進していくことを重視します。

そのため、「基本方針3. 魅力ある公園やふれあえる緑づくり」の「①魅力ある公園づくり」と、「基本方針6. 参加・協力・学びによる緑づくり」の「②持続可能な社会に向けた人材を育成する」と「③区民、事業者、区の間コミュニケーションを促進する」を重点方針とします。

基本方針 1. 人と地球にやさしい緑づくり

■位置づけ

緑の将来像の実現のため、二酸化炭素吸収などの気候変動の緩和策や、健康・防災分野などの潜在的適応策となる緑づくりにより、都市の快適な環境を保つこと、台地から地下に浸透した雨水の水循環を保全していくことに向けた方針です。

■方針の概要

緑は、大気浄化や気象緩和、省エネルギー効果といった多機能を持ち、身近な環境のみならず地球環境の保全にも大きく関わります。緑を活用することにより、暮らしやすい都市環境の形成を図ります。

① 気候変動対策の視点を持つ

- 気候変動における緑の重要性を正しく理解し、その有効活用を目指します。
- 都市建築物の緑化を重視し、省エネルギー推進の一助として推奨します。
- 樹木の二酸化炭素吸収効果、植物や土壌の炭素ストックとしての役割を重視します。



支持材を用いた壁面緑化

② 環境負荷の軽減を目指す

- ヒートアイランド対策として、緑のオープンスペースや街路樹整備、水辺環境の保全などを進めます。
- 河川や樹林地、生産緑地地区などの既存の緑の保全に努めつつ、それらにつながる新たな緑の創出も行っています。
- 屋上緑化や壁面緑化、生垣などによる公共施設および民間施設、民有地の積極的な緑化を促します。
- 各家庭の庭やベランダなど、まちなかの緑化を推進します。



適切に管理された生垣

③ 緑づくりの基盤となる環境を保全する

- 涵養域となる台地の地下浸透性を高め、湧水の保全に努めます。
- 水循環の根幹である河川環境の保全に努めます。

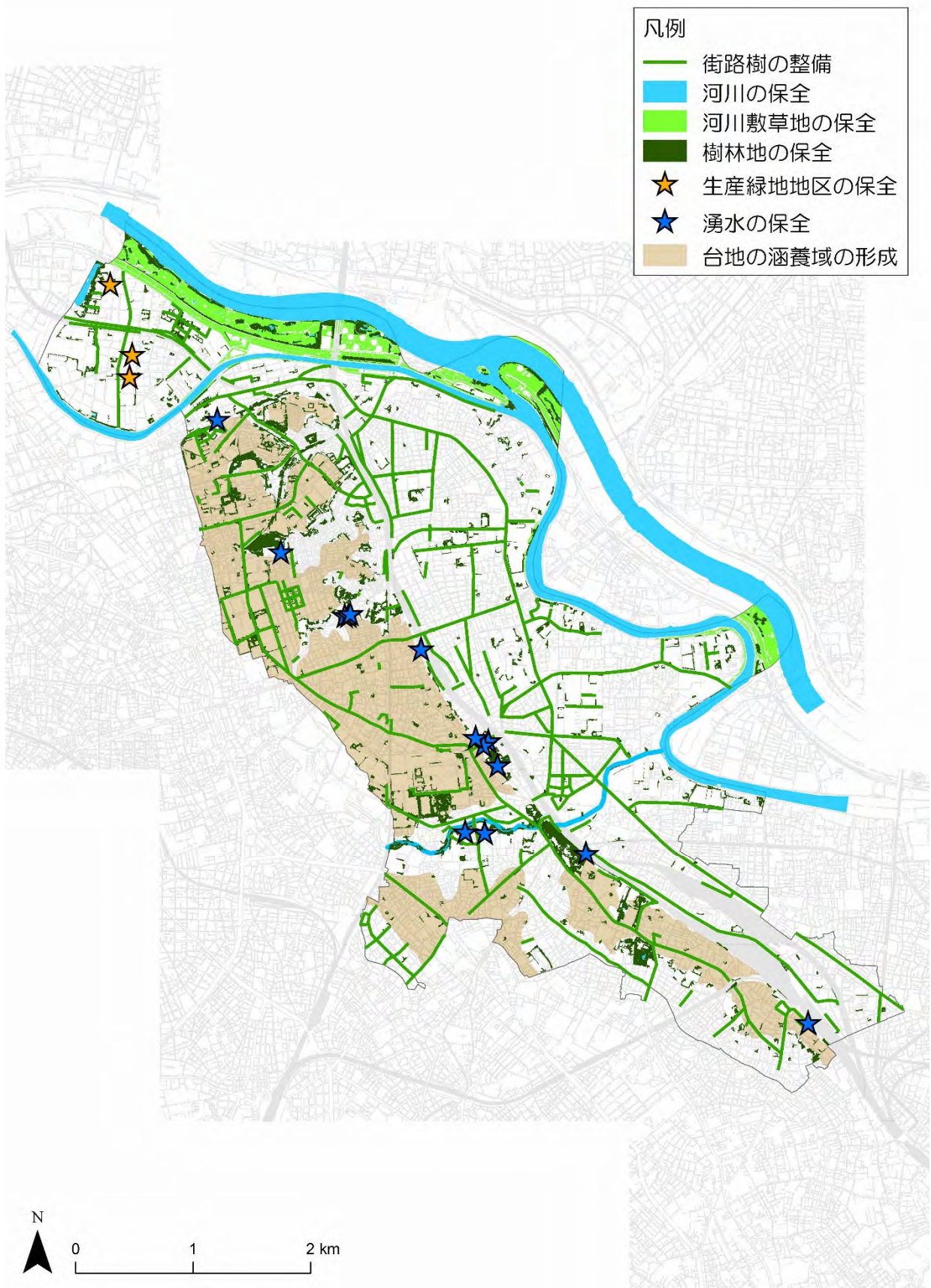


図2-2 地球環境保全に関する方針図

基本方針2. 生きもののにぎわいのある緑づくり 【生物多様性地域戦略】

■位置づけ

緑の将来像の実現のため、生きもののにぎわいを提供する樹林地や水辺環境、大規模な公園・緑地の緑を保全し、生きものとのふれあいの場となるエコロジカル・ネットワークを形成していく方針です。

この方針と、方針に特に関連の深い緑づくりの個別施策の内容をもって「生物多様性地域戦略」として位置づけます。

■方針の概要

緑は、動植物が生息・生育・繁殖する環境を提供して、豊かな生態系を育みます。生きものが緑をいかに利用しているかに着目し、生物多様性の保全と、都市環境における生態系の回復につながる緑づくりを行っていきます。

① 生物多様性の保全・回復の視点を持つ

- 生物多様性における緑の重要性を正しく理解し、その保全・創出に努めます。
- 生きものがその環境をどのように利用するかを踏まえた緑づくりをし、常にその向上を意識します。
- 区民や事業者が、生物多様性にふれ、守り、伝えることができる機会を増やします。

② エコロジカル・ネットワークを重視する

- 樹林地や河川敷、公園といった規模の大きい緑の保全と質の向上を図るとともに、まちなかの崖線や河川、街路樹などの生きものの移動空間となるように、「緑の回廊（コリドー）の確保に努めます。
- 緑の骨格や拠点に隣接して存在し、これらが安定して存続するために必要な緩衝地帯として市街地の緑を保全・創出していくことで、エコロジカル・ネットワークの形成を図ります。

③ 地域の生きものの生息・生育環境に配慮する

- 生きものの生息地（ハビタット）の保全・創出に努め、地域の在来種を、その群落と共に保全します。
- 地域本来の生態系に影響を与えるような外来種への対策を推進します。

④ 水辺を活かした公園づくりを行う

- 水辺を有する既存の公園を含めて、景観やレクリエーションのためだけでなく、生物多様性の保全の観点からも、「公園における水辺環境」のあり方を見直します。

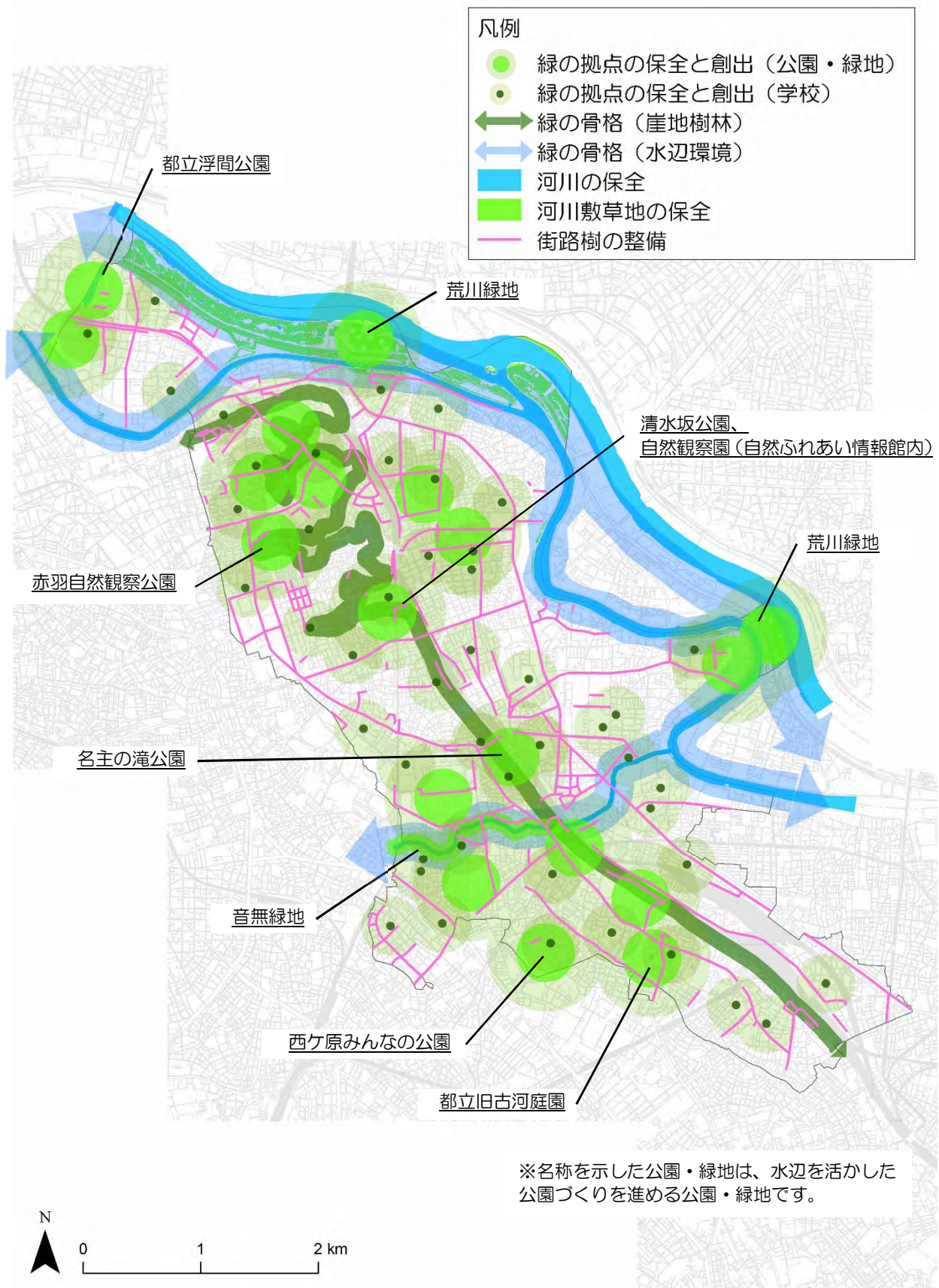


図2-3 生物多様性保全に関する方針図

基本方針3. 魅力ある公園やふれあえる緑づくり

■位置づけ

緑の将来像の実現のため、魅力ある公園をつくり、やすらぎの環境を保つとともに、まちなかで花や緑を育て、生活にうるおいを与えていく方針です。

■方針の概要

緑は、スポーツやレクリエーションの場、自然や生きものたちとのふれあいの場を提供してくれます。また、花や緑を育てることは、人にやすらぎや楽しみを与えてくれます。より多くの人々が自然とふれあい、楽しめるような緑づくりを進めていきます。

① 魅力ある公園づくり【重点方針】

- 既存施設の清潔感や快適性を向上していきます。
- 公園がサードプレイス*となるような更なるサービスの向上を図ります。
- 比較的規模の大きな公園を中心に、情報発信や維持管理の工夫により、公園の魅力をより一層引き出していきます。また老朽化により近年のニーズに合っていない場合は、コンセプトを再設定・明確化し、利便性や立地条件などから勘案して優先順位の高い公園から、個性ある公園づくりを進めます。



浮間水再生センターの上部空間を利用した新河岸東公園

② 水辺環境づくり

- 荒川、隅田川、新河岸川、石神井川の親水空間の活用について検討し、河川と一体となったまちづくりを推進します。
- 湧水の涵養域である崖線周辺における土地利用転換や開発が行われる際には、既存の樹林地の保全・再生などによる崖線との一体的な緑化を促進するとともに、親しみのある緑の継承を図ります。

③ 環境緑化の推進

- 各家庭の庭や屋上、ベランダに花や緑を増やし、地域の緑化を促します。
- 集合住宅や工場など、事業者による大規模な開発が行われる際には、まちなかに豊かさやうるおいを与える緑やオープンスペースの確保を推進します。



助成制度を用いた身近な緑づくり

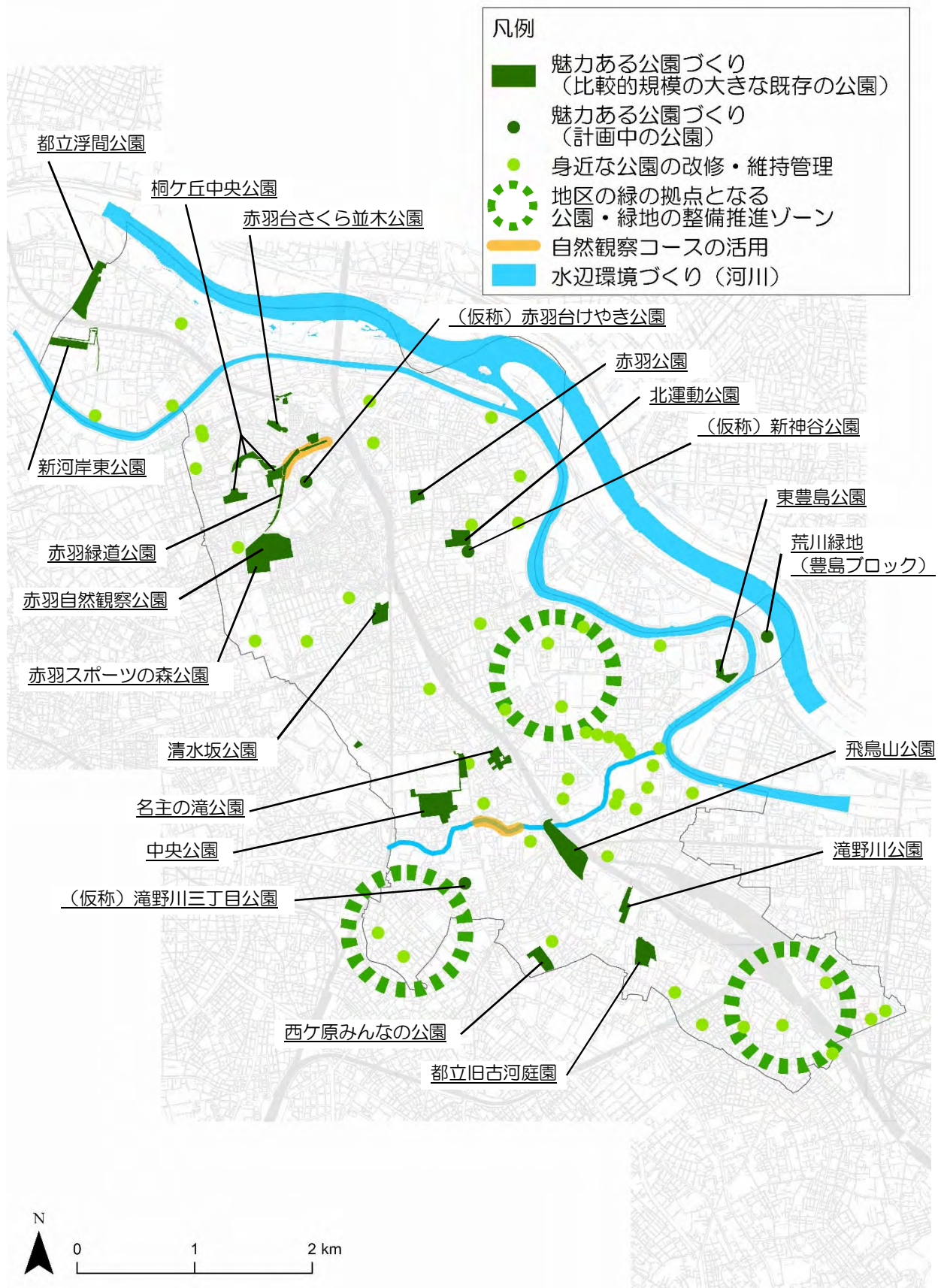


図2-4 レクリエーションに関する方針図

基本方針4. 自然・文化を彩る緑づくり

■位置づけ

緑の将来像の実現のため、大径木や街路樹などを大切に育くみ、まちにうるおいを与えること、自然性の高い崖地樹林や河川敷草地などを保全し、骨格的な緑の景観を支えること、歴史や文化のある公園や庭園、社寺林などで地域の魅力を引き立てていく方針です。

■方針の概要

崖地に残された緑をはじめ、歴史を感じさせる緑や、地域のシンボルとなる既存の緑を保全・活用します。

- ① 歴史や文化とふれあえる緑を形成する
 - 歴史や文化を象徴する緑景観の形成を図り、区民の憩いの場として充実を図ります。
- ② 地域のシンボルとなる緑を保全・育成する
 - 社寺林や大径木などの地域のシンボルとなる緑を保全します。
 - 街路樹や並木については、必要に応じた更新などにより健全性の確保を図ります。また新たな並木の育成を行い、緑を充実させます。
 - 区内にわずかに残る生産緑地地区を大切に保全し、農のある風景を残します。
- ③ 緑により景観を演出する
 - 区内を縦断する崖線の安全性を考慮しつつ樹林地を保全し、うるおいのネットワーク*の骨格となる緑の継承を図ります。
 - 河川沿いでは、区民に安らぎを与える空間とするため、緑を充実させます。
 - 鉄道から見える景観については、個性を活かした緑づくりの演出を行います。



音無親水公園



西が丘住宅街の桜並木



王子駅から見える散歩道「飛鳥の小径」

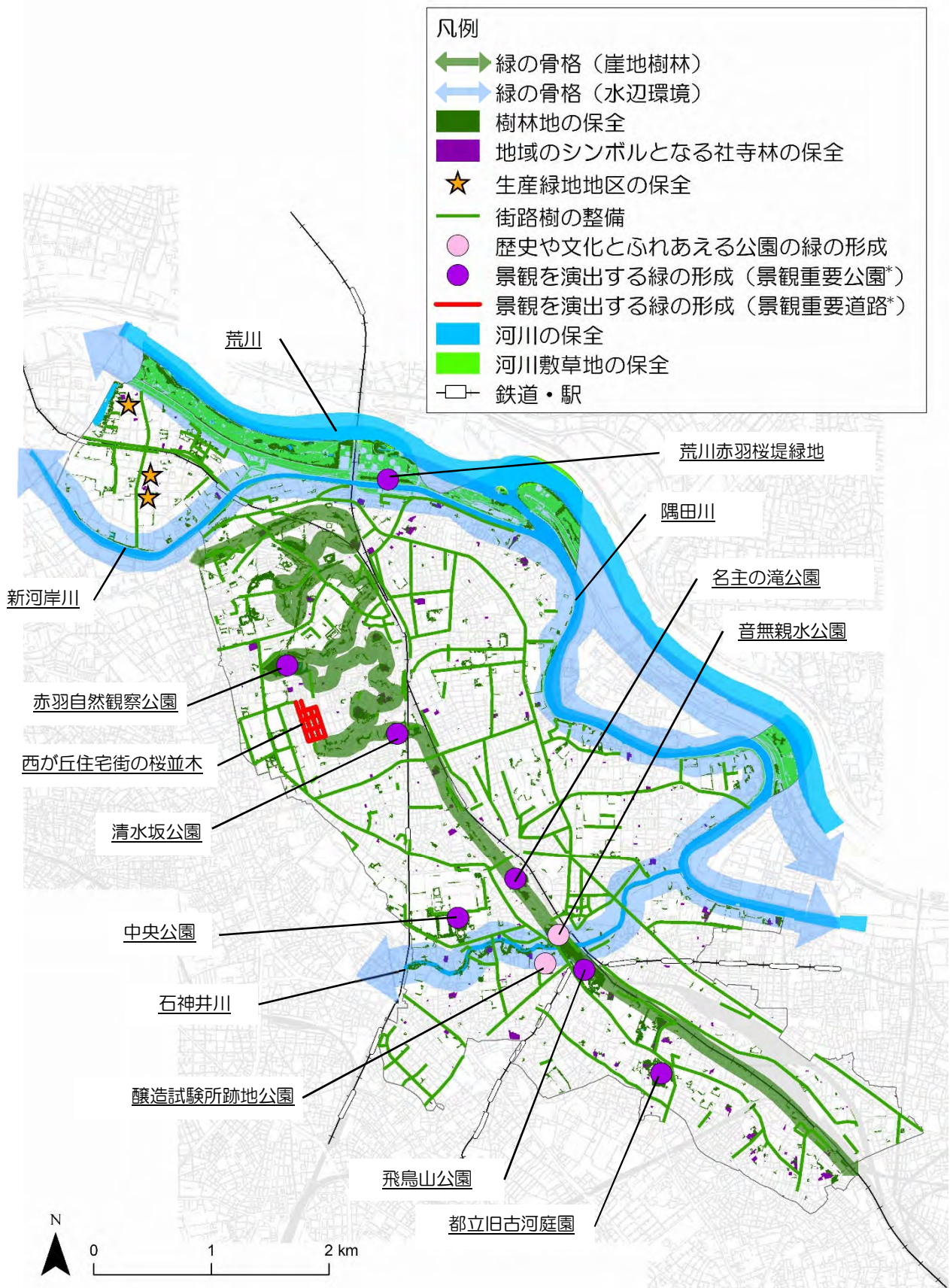


図2-5 景観形成に関する方針図

基本方針5. 安全・安心を高める緑づくり

■位置づけ

緑の将来像の実現のため、公園や学校、住宅団地などに樹木を植栽して災害時の安全な場所を確保するとともに、緑の管理を進め、暮らしの安全・安心を高めていく方針です。

■方針の概要

地震や火災、風水害に対して、緑の防災機能を活用し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

① 避難場所などの安全性を高める

- 公園やオープンスペースの拡大および緑化により、避難場所などとしての安全性を高めます。
- 施設の周囲に樹木の植栽を行うことにより、延焼防止を図ります。またその周辺では、避難時の安全性を確保するため、街路樹や生垣などによる接道部緑化を進めます。



北区防災センターと
滝野川公園周辺の植栽

② まちなかの防災機能を高める

- 木造住宅密集地域*においては、公園・広場などの整備を推進します。
- 市街地では、ブロック塀の代わりに生垣を造成するなど、都市構造物の緑による代替を推進します。



木造住宅密集地域にある
上一ふれあい児童遊園



ブロック塀に代わる生垣の造成

③ 崖地樹木の安全性を高める

- 崖地樹木の樹木を適正管理し、安全対策を行います。

④ 都市型災害に対する安全性を高める

- 集中豪雨により大量の雨水が下水道や河川に流れ込むなどの都市型水害に備え、雨水の地下浸透性を高めます。
- 高層建築物に起因する強風に備え、大径木などの管理を検討していきます。

凡例

- 避難場所の安全性の向上
- 避難時の安全性の確保（街路樹）
- 崖線樹林の安全性の確保
- 河川

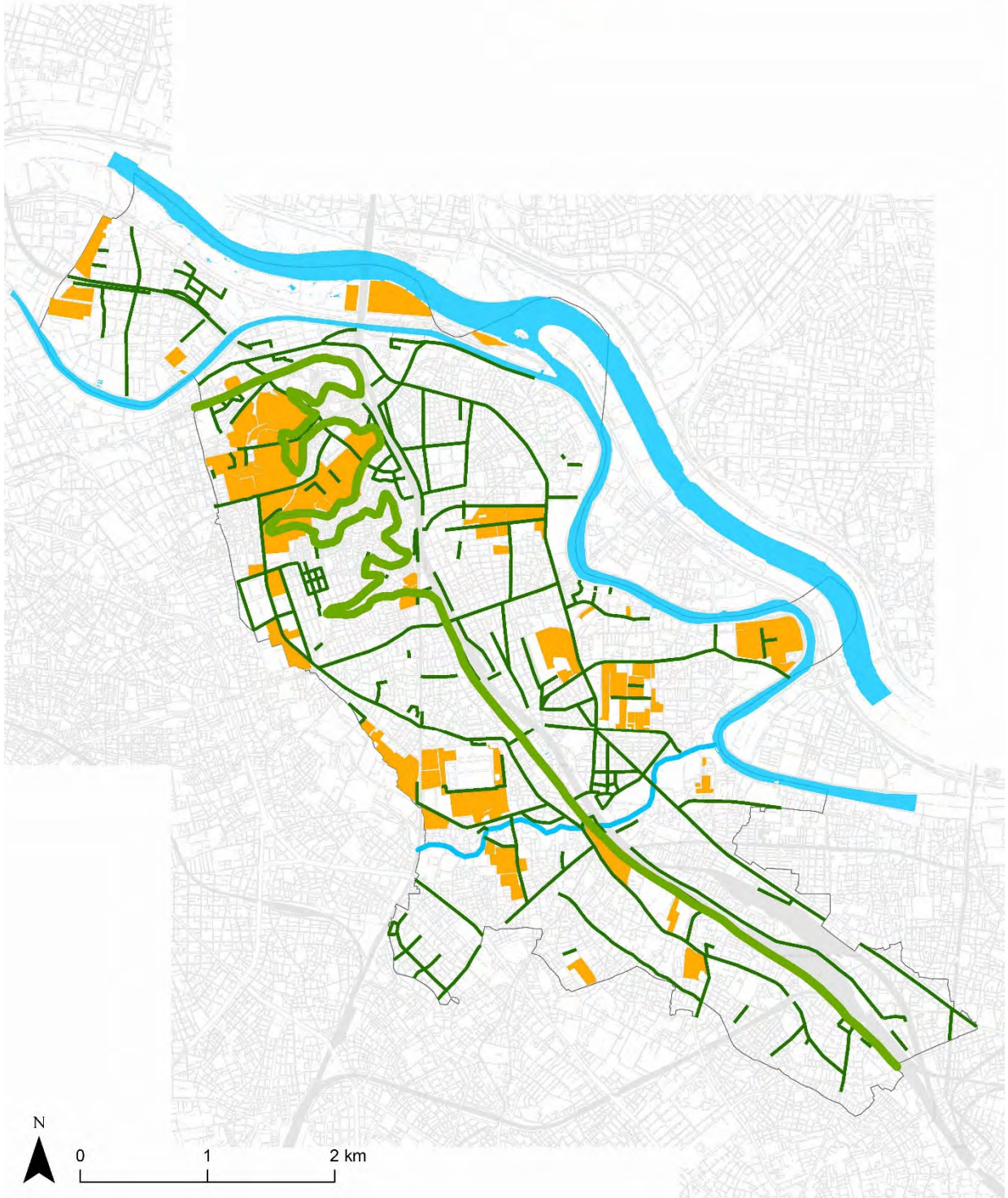


図2-6 防災に関する方針図

基本方針6. 参加・協力・学びによる緑づくり

■位置づけ

緑の将来像の実現のため、身近な緑化への取り組みや環境学習を通じた、いきいきとした地域コミュニティを形成や、緑づくりを通じた区民、事業者、区の連携や支援など、緑を学ぶ機会と場を増やしていくことに向けた方針です。

■方針の概要

区内には動植物が暮らす樹林地や河川、公園などがあり、あらゆる人が緑とともに生活しています。区民や事業者が参加する緑づくり、あるいは緑について学べる場や機会の増加を進めることにより、いきいきとした地域コミュニティを次の世代に継承します。また、区民、事業者、区相互の緑に関する情報交換や合意形成など、コミュニケーションをより重視していきます。

① 参加の場・機会を増やす

- 地域コミュニティが形成されるよう、人々の交流を促進し、地域の緑への愛着と誇りを育む場を区全域に配置します。
- 緑づくりの活動を支援する制度や施設、活動などの充実に努めます。

② 持続可能な社会に向けた人材を育成する【重点方針】

- 自然体験や観察を通じて、緑の大切さや生物多様性について学べるよう、環境学習施設の充実や、区民が気軽に参加できる体験学習プログラム・イベントの実施など、環境学習の取り組みを推進します。
- 環境学習の成果を高めるため、幼児から大人まであらゆる世代に向けた生涯学習として環境学習講座などを実施します。また習熟度に合わせた指導などを行い、環境に関する知識を深め、それを区または地域に還元できるような人材を育成し、活動につなげていくための支援を行います。



上野動物園での
「幼児と親向け環境学習講座」

③ 区民、事業者、区間のコミュニケーションを促進する【重点方針】

- 参加意欲のある区民の活動を受け止める制度などにより、緑づくりへの区民参加を推進します。
- 公園の管理と運営、環境学習の際には、ボランティア団体との協働など、多様な形の参加方法を検討し、緑について学んだ区民を活かす場を形成します。
- 公園の計画策定段階から公園づくりに区民が参画できるよう、その方法や機会の検討を促進します。

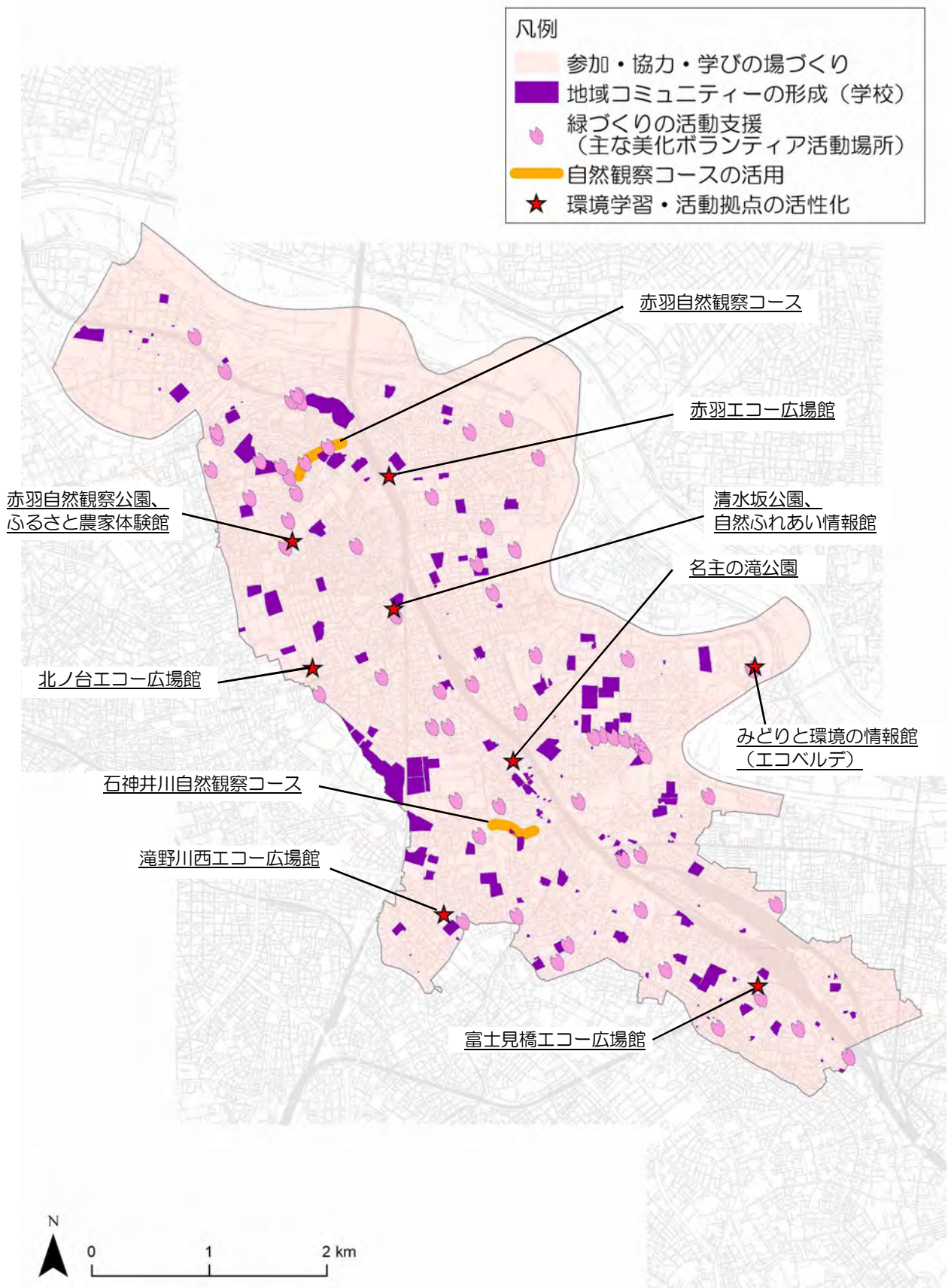


図2-7 コミュニケーションに関する方針図

IV. 計画の目標

(1) 緑被率の目標

北区みどりの条例に基づく緑化計画書による、2008年～2019年までの緑化実績と、重点化を図るべき公園および緑地の整備量の合計値が約29haとなることから、前計画に引き続き、10年後の緑被率を20%に引き上げ、緑の回復を目指します。

前計画値 (2008年)	現況値 (2018年)	中間年次 (2024年)	目標年次 (2029年)	長期目標
18.49%	18.43%	19.00%	20.00%	30.00%
380.7ha	379.5ha	391.2ha	411.8ha	617.7ha

※上段：緑被率、下段：緑被地面積

※「現況値(2018年)」は、「平成30年度 北区緑の実態調査報告書」に基づく

(2) 公園などの目標

重点化を図るべき公園および緑地の整備量が約6.9haであることから、10年後の市街化区域内の1人当たりの公園などの面積を2.5㎡/人に引き上げます。活用のしやすさなど質の向上に着目し、魅力ある公園づくりを推進します。

前計画値 (2009年)	現況値 (2019年)	中間年次 (2024年)	目標年次 (2029年)	長期目標
2.2㎡/人	2.3㎡/人	2.4㎡/人	2.5㎡/人	5.0㎡/人
72.8ha	83.6ha	87.0ha	90.5ha	180.7ha

※下段：市街化区域内の公園などの総面積

※長期目標の公園などの総面積は、目標年次の推定人口を用いて算出

(3) 新たな目標

1) 緑地の確保目標

20年前の計画では樹林地や河川、農地などの各種制度または社会通念上安定した緑地および都市計画公園などを対象としていましたが、本計画では都市公園や街路樹、更に私立学校や民間施設の屋上緑化などについても確保目標量に加えることで、民有地の緑化も推進します。

現況値 (2019年)	中間年次 (2024年)	目標年次 (2029年)	長期目標
19.07%	19.97%	20.33%	30.00%
392.6ha	411.3ha	418.6ha	617.7ha

※上段：都市計画区域の面積に対する緑地面積の割合

※下段：都市計画区域の緑地面積

長期目標：北区の緑の将来像を実現するための最終的な目標です。

2) 緑に関する満足度

緑の量や質の豊かさなどに対する区民の実感についての指標の1つとして、区民意識調査における緑や自然環境の豊かさに対する満足度を目標値として設定します。「満足」・「やや満足」と回答する区民の割合を、長期的には、現状最も満足度の高い地区（浮間地区）と同等の水準（約50%）まで区全体の満足度を引き上げることとし、10年後には41%に引き上げること为目标とします。

現況値 (2019年)	中間年次 (2024年)	目標年次 (2029年)	長期目標
38.9%	40.0%	41.0%	50.0%

第3章 緑づくりの施策

I. 施策の体系

第2章では、緑づくりの基本理念と緑の将来像を掲げ、それを実現するための基本方針を示しました。

第3章では、基本方針の具体的な取り組みとして、北区が行う緑づくりの施策を、緑を守り育てる「緑を保全する施策」、さらなる緑の拡大を図る「緑を創出する施策」、区民の緑づくりを支援する「緑とのふれあいの場と機会を広げる施策」の3つに大別して示します。

■ 「施策の体系図」の見方について (P.66、67)

【生物多様性地域戦略】

基本方針2「生きもののにぎわいのある緑づくり」と、特に関連の深い施策である緑を保全する施策「(3) 生物多様性の保全と回復」を生物多様性地域戦略として位置づけます。

【重点方針】

人と緑の「つながり」を重視し、緑化活動・啓発などの推進を図ることから、基本方針3「魅力ある公園やふれあえる緑づくり」および基本方針6「参加・協力・学びによる緑づくり」を重点的に取り組む方針と位置づけます。

【重点施策】

重点方針に特に関連が深い施策を指します。重点施策は、特に優先的かつ重点的に取り組む施策として位置づけます。

■ 施策の体系図

< 緑の課題 >

(緑の持つ機能に基づく6つの課題)

<p>【1】地球環境保全に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● まちなかの緑の保全・創出 ● 水辺環境の保全・回復
<p>【2】生物多様性保全に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「生物多様性地域戦略」の策定 ● 生きものの生息地としての緑の保全・創出 ● 植物群落の多様性向上 ● エコロジカル・ネットワークの保全・創出 ● 地域在来種の保全 ● 外来種対策
<p>【3】レクリエーションに関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公園の適正配置と不足地域への対応 ● 個性あふれる公園づくり ● 家庭での緑づくり
<p>【4】景観形成に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緑の景観づくり
<p>【5】防災に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防災に寄与する緑づくり ● 緑の管理の重要性
<p>【6】コミュニケーションに関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境学習の充実 ● 区民参加の拡大 ● 協働による運営管理
<p>(区民・事業者意識調査からの課題)</p> <p>【7】区民・事業者意識調査からの課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地区別の満足度の違い ● 子育て世代を対象とした情報発信や取り組みの充実 ● 生物多様性の認知度向上 ● 緑の防災機能の活用 ● 緑に関する支援制度の周知 ● 生物多様性に関する情報発信の強化
<p>(新たな課題)</p> <p>【8】緑の量の確保と質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 様々な制度による緑の確保・創出 ● 地域の特徴を踏まえた緑づくり ● 「質」の向上を意識した取り組み
<p>【9】ストックされた緑の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ストックされた緑の価値の向上 ● 公園・緑地ごとの個性の創出
<p>【10】多様な主体との連携のさらなる推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 協働のすそ野を広げるための取り組み ● ニーズに合わせた緑づくりの支援 ● 環境学習の一層の取り組み

< 緑づくりの基本方針 >

<p>関連課題</p> <p>【1】 【7】 【8】 【10】</p>	<p>基本方針1： 人と地球にやさしい緑づくり ① 気候変動対策の視点を持つ ② 環境負荷の軽減を目指す ③ 緑づくりの基盤となる環境を保全する</p>
<p>関連課題</p> <p>【2】 【7】 【8】 【9】 【10】</p>	<p>基本方針2： 生きものにぎわいのある緑づくり 【生物多様性地域戦略】 ① 生物多様性の保全・回復の視点を持つ ② エコロジカル・ネットワークを重視する ③ 地域の生きものの生息・生育環境に配慮する ④ 水辺を活かした公園づくりを行う</p>
<p>関連課題</p> <p>【3】 【7】 【8】 【9】 【10】</p>	<p>基本方針3： 魅力ある公園やふれあえる緑づくり ① 魅力ある公園づくり 【重点方針】 ② 水辺環境づくり ③ 環境緑化の推進</p>
<p>関連課題</p> <p>【4】 【7】 【8】 【9】 【10】</p>	<p>基本方針4： 自然・文化を彩る緑づくり ① 歴史や文化とふれあえる緑を形成する ② 地域のシンボルとなる緑を保全・育成する ③ 緑により景観を演出する</p>
<p>関連課題</p> <p>【5】 【7】 【8】 【9】 【10】</p>	<p>基本方針5： 安全・安心を高める緑づくり ① 避難場所などの安全性を高める ② まちなかの防災機能を高める ③ 崖地樹林の安全性を高める ④ 都市型災害に対する安全性を高める</p>
<p>関連課題</p> <p>【6】 【7】 【8】 【10】</p>	<p>基本方針6： 参加・協力・学びによる緑づくり ① 参加の場・機会を増やす ② 持続可能な社会に向けた人材を育成する 【重点方針】 ③ 区民、事業者、区間のコミュニケーションを促進する 【重点方針】</p>

<施策>

<個別施策>

緑を保全する施策	(1)豊かな緑の保全	1) 地域の緑の保全	【継】	
		2) 崖地樹林の活用と安全対策	【継】	
		3)「緑確保の総合的な方針」に基づく取り組み	【新】	
	(2)水辺環境の保全	1) 都市型水害の被害軽減と湧水の保全	【拡】	
		2) 河川環境の保全	【継】	
	(3)生物多様性の保全と回復 【生物多様性地域戦略】	1) 生物多様性を高める自然環境の保全・再生	【継】	
		2) 生物多様性に配慮した緑の創出・管理の促進	【拡】	
		3) エコロジカル・ネットワークの形成	【新】	
		4) 生物多様性に関する情報を共有できるしくみづくりの検討	【拡】	
緑を創出する施策	(1)公園・緑地の整備と改修 【重点施策】	1) 公園の新設および公園不足地域への対応	【拡】	
		2) 魅力ある公園づくり	【新】	
		3) 公園・緑地の計画的な改修	【拡】	
		4) 「都市計画公園・緑地の整備の方針」に基づく取り組み	【新】	
	(2)公園・緑地の管理と運営 【重点施策】	1) 既存公園の魅力発信	【新】	
		2) 民間との連携によるサービスの向上	【新】	
		3) 日常的な維持管理やコスト縮減	【新】	
		4) 緑のリサイクルの推進	【継】	
	(3)まちなかの緑化の推進	1) 街路空間の緑化	【継】	
		2) 河川敷や親水空間の活用	【拡】	
		3) 東京さくらトラム（都電荒川線）などの鉄道沿線の緑化	【継】	
		4) 公共公益施設の緑化	【拡】	
		5) 民有地の緑化	【拡】	
	と緑との機会をふれあっている施策場	(1)緑に関するコミュニケーション活動の活発化	1) 緑に関する情報発信	【拡】
			2) イベントなどの開催と活性化	【拡】
(2)環境学習の推進と担い手の育成 【重点施策】		1) 自然や緑に関する学習機会の増加	【拡】	
		2) 「北区環境リーダー」の体系化と「北区ジュニア環境リーダー」の新設の検討	【新】	
(3)参加と協力の拡大 【重点施策】		1) 緑に関する活動と拡大のためのしくみづくり	【拡】	
		2) パートナーシップの拡大と展開	【新】	

■ : 生物多様性地域戦略

■ : 重点施策

【継】: 継続している個別施策

【拡】: 拡充する個別施策

【新】: 新規の個別施策

矢印: 各基本方針から施策に伸びる矢印は、緑づくりの基本方針と関連が深い施策であることを示します。

II. 施策内容

1. 緑を保全する施策

(1) 豊かな緑の保全

■ 施策の考え方

自然性の高い樹林や樹木は、市街地の貴重な緑であり、生きものに質の高い生息地（ハビタット）も提供しているため、継続して保全していきます。また民有地にある良好な樹林や樹木、生垣は保護指定し、地域の緑として保全に努めます。



保護樹木指定されているスタジイ

■ 施策内容

1) 地域の緑の保全

- 区の指定基準にあった樹林や樹木、生垣などを、所有者の同意を得て保護樹林や保護樹木、保護生垣などに指定します。
- 保護樹木などの所有者に対する維持管理・剪定への助成金の交付や、倒壊などによる賠償責任に対応するための樹木保険への加入により、所有者の作業的・経済的負担を軽減します。
- 崖地樹林にある保護樹林のうち、自然度が高く、区の緑の保全と良好な生活環境の確保に不可欠な樹林については、「特別保全樹林助成金交付要綱」に基づき特別保全樹林に指定し、助成金の交付などにより、所有者の負担を軽減します。
- 「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき保存樹林として指定、第四条の規定により標識を設置し、維持管理費の一部助成を行います。
- 管理上の過失による事故防止のため、樹木医による診断などを行い、保護樹木などの所有者に適切な管理について提案できるような施策を検討します。
- 民有緑地を活用した都市の活性化を推進するため、緑化重点地区の指定を検討するなど、その仕組みづくりを進めていきます。

2) 崖地樹林の活用と安全対策

- 崖線周辺における土地利用転換や開発が行われる際には、既存の樹林地の保全・再生などによる崖線との一体的な緑化を促進し、親しみのある崖線のみどりの継承を図ります。
- 崖地樹林では、樹木の適正管理などの安全対策を行います。

3) 「緑確保の総合的な方針」に基づく取り組み

- 社会通念上、または条例などの制度により安定して存在している樹林地や生産緑地地区などに関しては保護指定、「緑確保の総合的な方針」（東京都）に基づき、確保地または確保候補地として保全していきます。

■ 施策目標

- * 樹林地面積：現状維持/2018年度 122.35ha
- * 崖地樹林地面積：現状維持/2018年度 41.67ha
- * 保護樹木：増加/2018年度 434本 ⇒ 2028年度 450本

(2) 水辺環境の保全

■ 施策の考え方

雨水の地下浸透を促進させることで、集中豪雨などにより短期間で下水道や河川が増水するなどの都市型水害の被害軽減および湧水の水量や水循環、それに伴う水辺の生きものの回復を目指します。

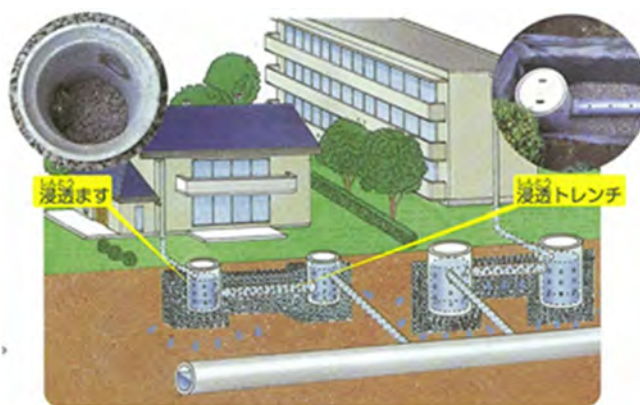
■ 施策内容

1) 都市型水害の被害軽減と湧水の保全

- 湧水の涵養域での雨水の地下浸透性を高めるため、緑地の保全・創出や、透水性舗装や雨水浸透ますなどの雨水浸透施設*の整備を進め、都市型水害の被害軽減と湧水の保全に努めます。集中豪雨対策事業の実施による公共施設における整備だけでなく、区民や事業者に対しても、指導や助成制度を通じ設置を促します。

2) 河川環境の保全

- 北区の自然の骨格を形成している荒川、隅田川、新河岸川、石神井川については、水辺の生きものの生息地（ハビタット）として保全していきます。



雨水浸透ますと雨水浸透トレンチ

■ 施策目標

- * 雨水浸透施設の設置の推進
- * 湧水地点：現状維持/2018年度 14箇所

(3) 生物多様性の保全と回復【生物多様性地域戦略】

■ 施策の考え方

生きものの生息地（ハビタット）となっている既存の緑を保全するとともに、生物多様性に配慮した緑の創出・管理を促進します。また、区民1人ひとりが生物多様性について学ぶことで、生物多様性に配慮した暮らしや活動につなげていきます。

■ 施策内容

1) 生物多様性を高める自然環境の保全・再生

- 生物多様性の観点から、崖地樹林や河川敷草地、自然を生かした公園などにおける自然環境の保全・再生をめざした取り組みを行い、身近に緑とふれあうことのできる環境を創出します。
- 動植物種の供給などに資する都市の骨格となる緑や、動植物種の分布域の拡大などに資する拠点となる緑の増加・拡大に努めます。
- 生物多様性の向上のため、緑化を推進するにあたり、様々な樹種を植栽するなど階層構造に富んだ緑づくりを図ります。

2) 生物多様性に配慮した緑の創出・管理の促進

- 公共施設を中心に生物多様性に配慮した緑化を進めます。
- 生物多様性に配慮した庭や屋上、壁面などの緑化を促進します。
- 植栽にあたっては、地域在来種や埋土種子の活用を図ります。
- 地域在来種の植栽を優先しながら、生きものを身近に感じられるような緑づくりを進めます。

3) エコロジカル・ネットワークの形成

- 自然度の高い崖地樹林や水辺環境など、生きものの生息・生育環境を保全・再生するとともに、緑の連続性の確保や外来種の防除、地域在来種による緑化を推進します。
- 都市の中核となる緑地（中核地区）、緑の拠点となる公園・緑地（拠点地区）、緑の回廊（コリドー）（回廊地区）、緩衝エリアとなる緑（緩衝地区）を適正に配置し、周辺自治体の生物多様性に関する計画について配慮しながら、エコロジカル・ネットワークを形成していきます。

4) 生物多様性に関する情報を共有できるしくみづくりの検討

- 「区民植木市」や環境学習講座など、各種イベントにおいて生物多様性に関する情報を発信し、区民の理解醸成を図ります。
- 外来種に関して、分かりやすい情報発信を行い、区民が正しく理解するための啓発活動を行います。
- 生物多様性に配慮した消費活動や事業活動への取り組みを促進します。
- 「北区緑の実態調査」にて実施する植物種数調査において、地域在来種のモニタリング調査を継続し、また区民と協働した調査体制の検討をいたします。

■ 施策目標

* 在来種確認種数：現状維持/2018年度 336種

* 『生物多様性』という言葉の認知度：増加/

「言葉を聞いたことがあり、意味も知っている」「言葉を聞いたことがあるが意味は知らない」 2019年度 69.7% ⇒ 2029年度 71.7%



図3-1 地区別の在来種確認種数と主な確認種

出典：「平成30年度 北区緑の実態調査報告書」を参考に作成



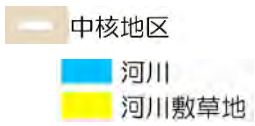

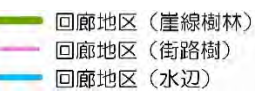
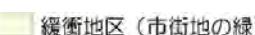
※野鳥写真：(株)生態計画研究所 提供

図3-2 生きもの(鳥類・魚類)の主な調査地点・確認種とエコロジカル・ネットワーク

出典：「平成30年度 北区河川生物生息調査報告書」

「北区の環境(平成28年度実績)」、「北区の環境(平成29年度実績)」、「北区の環境(平成30年度実績)」
「北区の生きもの～私たちの住む北区で見られる、さまざまな生きもの～」

表3-1 北区におけるエコロジカル・ネットワークのエリア区分

<p>【中核地区】</p>  <p>中核地区 河川 河川敷草地</p>	<p>動植物の生息地・生育地となり、他地域への生きものの供給などに資する核となる緑地・水辺を指します。北区では、荒川やその河川敷草地を中核地区として位置づけます。</p> <p>荒川緑地は、自然体験や環境学習の場としての活用を推進し、荒川将来像計画に基づき自然地の再生を図ります。</p>
<p>【拠点地区】</p>  <p>拠点地区（公園・緑地） 拠点地区（学校の緑）</p>	<p>市街地に存在し、動植物種の分布域の拡大などに資する拠点となる緑地を指します。</p> <p>北区では、赤羽自然観察公園や飛鳥山公園などのある程度まとまりのある緑を持つ公園や、学校などを位置づけます。</p> <p>生きものがすみやすい植物や在来種の植栽など、生物多様性の確保に配慮しつつ、動植物とのふれあいの場として活用していきます。</p>
<p>【回廊地区】</p>  <p>回廊地区（崖線樹林） 回廊地区（街路樹） 回廊地区（水辺）</p>	<p>中核地区と拠点地区を結ぶ動植物種の移動空間（コリドー）となる既存緑地を指します。</p> <p>北区では、崖線や河川、街路樹などを位置づけます。</p> <p>条例などに基づいた緑地保全や、街路樹や緑道などの緑地創出を図ります。</p>
<p>【緩衝地区】</p>  <p>緩衝地区（市街地の緑）</p>	<p>中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接し、これらの地区が安定して存続するために必要な緑地を含む緩衝エリアを指します。</p> <p>北区では、市街地に点在する公園などを位置づけます。</p> <p>条例や協定など、多様な手法を用い、緑の創出を推進していきます。</p>

コラム 「在来種」とは？

「在来種」とは、ある地域で人に保護されずに、自然に繁殖し、生活を続けている植物のことです。

これに対し、帰化種とは、自然に分布している範囲から人為的な力によって移動させられ、自然に分布している範囲の外で繁殖している植物のことです。

帰化種が地域の自然環境に入り込むと、その地域にもともといる在来種と競合し、生育場所や日光、栄養分を奪ってしまいます。また在来種との雑種を作ってしまうことで、植物種の構成が変わり、そこを住处としている動物にも影響を与えてしまいます。

植物を植えるときには、その地域の在来種を植えるようにしましょう。在来種については北区の「緑化技術基準」の主要在来植物表や「平成30年度 北区緑の実態調査」を参考にしてください。



エノキ



ミズキ

2. 緑を創出する施策

(1) 公園・緑地の整備と改修【重点施策】

■ 施策の考え方

都市公園法などの改正により、Park-PFI 制度が創設されるなど、公園の管理手法に新たな可能性が生まれています。また区民の公園に対するニーズも多様化してきている中で、北区では、公園などのあるべき姿を定め、公園施設の適正配置化や管理水準の向上、個性ある公園整備などの施策をとりまとめる「北区公園総合整備構想」を策定していきます。

一方、これまでに整備してきた公園・緑地は 84 箇所、児童遊園が 97 箇所あり、老朽化が進んだ公園を中心とした全面改修や、公園遊具やトイレなど個別の公園施設の計画的な部分改修を進め、安全な公園・緑地の形成を図るとともに、清潔感および快適性の向上を目指します。

■ 施策内容

1) 公園の新設および公園不足地域への対応

- 工場跡地や国公有地跡地などの土地利用転換に合わせて、公園や児童遊園の整備・拡張を促進し、緑豊かな市街地の形成を図ります。
- 比較的規模が大きい公園やオープンスペースが不足する地域を中心に、緑の保全・創出を進め、地域の緑の拠点となる公園の整備と防災性の向上に寄与します。



(仮称) 赤羽台けやき公園 イメージ図

2) 魅力ある公園づくり

- 区外からも人を呼べる、観光拠点となるような魅力ある公園づくりを推進します。
- 区民との協働による身近な公園づくりを進めるため、公園の計画策定段階から意見交換会などを実施し、区民参画を推進します。
- 新設公園は「都市公園の移動円等滑化整備ガイドライン」(国土交通省)や「北区バリアフリー基本構想」に基づきバリアフリーに配慮した公園整備を行います。また、あらゆる世代の人やハンディキャップを持つ人が同時に楽しめるようにユニバーサルデザイン*を取り入れながら、インクルーシブな公園*としての部分的な整備を検討します。



飛鳥山公園の高低差を解消するための
アスカルゴ

- 避難場所やいっとき集合場所に指定または利用される公園において、延焼遮断帯として有効であるオープンスペースの整備と、災害用給水所や災害用マンホールトイレ、かまどベンチ*などを設置し、防災機能を高めます。また、公園の外周部に耐火性を考慮した植栽を検討するとともに、接道部緑化や生垣を造成し、避難時の安全性の向上に努めます。
- 地域在来種の植栽や生きものの移動ルートを意識するなど、生物多様性に配慮した緑化に努めます。
- 河川や湧水などの水辺環境を活用できる公園・緑地の整備にあたっては、多様な生きものが集まる親水空間の創出に努めます。荒川緑地（豊島ブロック）については、「荒川将来像計画 2010（地区別計画）〔北区〕」に基づき、自然地の再生やスポーツグラウンドなどの整備を検討するなど、区内の貴重な自然環境を活用することによって、人々の水辺環境への関心をより一層高めていきます。

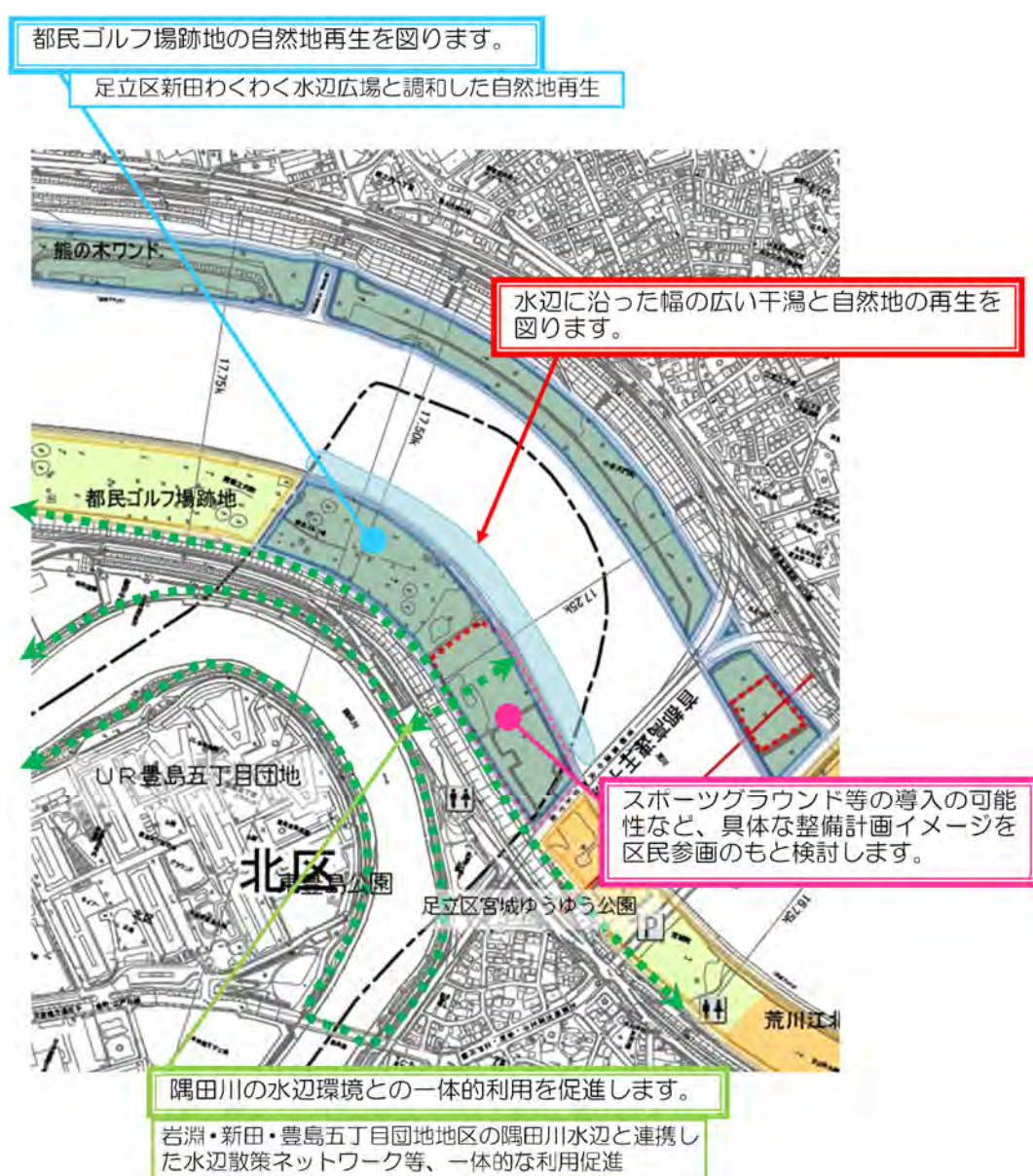


図3-3 荒川緑地（豊島ブロック）の整備方針図

出典：「荒川将来像計画 2010（地区別計画）〔北区〕」（平成 25 年、荒川の将来を考える協議会）

3) 公園・緑地の計画的な改修

- 公園施設の老朽化対策を検討するにあたり、近接する圏域における公園などにおいて同様の機能を有した施設がある場合には、利用頻度を踏まえた上で公園施設の適正な配置を検討し、管理水準を向上していきます。また、社会情勢や環境の変化に合わせ、公園機能の見直しを行っていきます。
- 「北区公園施設長寿命化計画」に基づいて、公園施設の計画的な更新・補修整備を行っていくことで、安全確保とライフサイクルコストの削減を図ります。
- 公園灯のLED化による照明器具の長寿命化や、耐用年数の長い材料や構造への変更などによるコスト削減を図ります。
- 崖線沿いの傾斜地に整備された土砂災害警戒区域などを含む公園については、斜面の安定性などを確認するための点検などを行っていきます。

4) 「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づく取り組み

- 都立公園を含めた都市計画公園・緑地については、「都市計画公園・緑地の整備方針」（東京都）に基づき、重点化を図るべき公園・緑地を定め優先整備区域を設定、整備を進めます。
- 地域の特性を踏まえて、機能・役割に応じた都市計画決定を進め、効果的な公園・緑地の整備を図ります。

(2) 公園・緑地の管理と運営【重点施策】

■ 施策の考え方

公園・緑地の整備を進めると、管理面積や老朽化する箇所も増えていきます。公園・緑地の機能や個性を引き出しながら地域の魅力を高めていく管理と運営などを促進し、また誰もが安全で安心した利用を続けられるよう、優先度を設定した計画的な施設の更新や維持経費の平準化など、適切な維持管理に努めます。

■ 施策内容

1) 既存公園の魅力発信

- 特に近隣公園などの、比較的大きな公園のうちアクセスの良い公園については、周知活動や管理・運営などに工夫を凝らし、また多様なニーズに対応しながら、個性を高めるような事業展開を推進します。
- 公園・緑地の管理では、地域在来種を用いた植栽と育成、剪定方法の工夫、草地の維持と創出、ピオトープ造成と



赤羽自然観察公園

いった生きものの生息・生育環境となる多様な空間を創出するための様々な工夫を取り入れ、管理を進めます。

- 赤羽自然観察コースなど、野鳥とふれあえる散歩道の活用や、区を代表する憩いの空間としてより多くの人々に親しまれるよう、適正な緑の管理とさらなる緑化に努めます。

2) 民間との連携によるサービスの向上

- 公園の魅力向上、施設整備・更新を持続的に進めていくために、公共資金だけでなく、民間資金の活用を推進するため、指定管理者制度、Park-PFI 制度など民間活力の導入を検討し、都市公園の再生・活性化と公園の魅力や、利用者へのサービスおよび管理水準の向上を目指します。

3) 日常的な維持管理やコスト縮減

- 公園における樹木や施設の維持管理については、日常的な点検に加え、有資格者による定期点検も行います。
- ベンチや木製遊具などの木製施設を更新する際には、周辺との調和も考慮しつつ、再生木材などを使用した施設へ変更し、耐用年数の長期化を図ります。

4) 緑のリサイクルの推進

- 中央公園にある「緑のリサイクル施設」では、公園の樹木を剪定した時に出る剪定枝葉を粉砕してウッドチップや土壌改良材にしています。ウッドチップは遊具の下や花壇などに、土壌改良材は植栽や花壇づくりに利用しています。緑のリサイクル活動をより活発に行えるよう、更なる周知と利用方法の検討を図ります。

■ 施策目標【(1)、(2) 共通】

*公園の新設：2箇所/（仮称）赤羽台けやき公園、（仮称）滝野川三丁目公園

*公園改修：2箇所/飛鳥山公園、名主の滝公園

*公園の適正配置化：1箇所/新神谷公園

*緑地の整備：1箇所/荒川緑地（豊島ブロック）

(3) まちなかの緑化の推進

■ 施策の考え方

公共施設や民間施設、民有地の緑化を推進し、区民の生活に豊かさやうるおいを与えると共に、オープンスペースの確保などによる都市防災および多様な生きものが存在できる都市環境への寄与など、緑の持つ多様な機能に着目し、快適かつ安全・安心で自然豊かなまちなみの形成を図ります。

■ 施策内容

1) 街路空間の緑化

- 道路の新設にあたっては、植樹帯の設置を推進します。
- 街路樹の倒伏、折損などによる事故を防ぐため、街路樹診断*を実施し、健全度が低い樹木や建築限界を犯している支障木を把握し、計画的な更新を進めます。
- 火災の延焼を防ぐため、街路樹・植樹帯は、耐火性を考慮した樹種を中心に選定し、緑の防災機能の向上を図ります。
- 隣接する公園・緑地と調和のとれた街路樹の植栽を促進し、主要幹線道路や大規模な公園・緑地に接続する主要生活道路などでは、民有地の接道部緑化により、連続的な緑を形成し、緑視率の向上を図ります。
- 廃止された貨物支線である北王子支線の跡地については、鉄道の面影を残した遊歩道として整備を図ります。



志茂三丁目小柳川公園（密集事業による整備）

2) 河川敷や親水空間の活用

- 荒川や隅田川におけるスーパー堤防*事業の機会を活用して、親水空間の整備を進め、水害への対応力を高めるとともに、憩える親水空間の形成を図ります。
- 石神井川においては、古くから行楽地として親しまれてきた文化性を活かして、石神井川自然観察コースの活用を図ります。

3) 東京さくらトラム（都電荒川線）などの鉄道沿線の緑化

- 東京さくらトラム（都電荒川線）沿線では、東京都交通局と協力しながら、法面やフェンス沿いの緑化を進めます。また、その他鉄道沿線の緑化についても鉄道会社などに協力を求めています。

4) 公共公益施設の緑化

- 公共公益施設は、多くの人が集まり、区民の緑づくりの規範となる場のため、屋上や壁面緑化、生垣造成などを率先して行います。
- 緑化基準の見直しを行い、生物多様性に配慮する指針の検討など緑化推進に取り組みます。
- 美化ボランティアなど、区民と協働して公園や道路、駅前広場などのまちなかの緑化を行います。
- 学校における屋上緑化や壁面緑化、ビオトープの整備など、エコスクール事業を推進します。
- 区内にある国や東京都の施設に関しては、関連機関・団体と協議しつつ、緑化を進めていきます。
- 植栽した緑について、景観の悪化を防ぐため維持管理に努めると同時に、植え替えや適切な頻度での剪定を行い、自然樹形が保てるような管理を行うように努めます。
- 都営住宅、UR住宅などの公的住宅団地の建て替えにあわせ、事業者と協議しながら都市防災や景観、生物多様性の向上を考慮した、質の高い緑の造成を図ります。



味の素ナショナルトレーニングセンターのクスノキ

○「北区みどりの条例」にもとづく公共施設緑化基準（現行）

表3-2 公共施設緑化基準（緑化面積）

公共施設の区分	公共施設緑化基準
道路	歩道の幅が3.5m以上の場合は、道路の区分又は状況に応じて、街路樹及び植樹帯又はそのいずれかを設ける。
公園など	公園などの種別により、敷地面積の3/10から8/10以上の面積を緑化する。
学校・庁舎など	敷地面積の8/100以上の面積を緑化対象面積として植樹する。 学校は、校地内周囲に幅が2m程度以上の植樹帯を設置する。

表3-3 公共施設緑化基準（接道部緑化）

施設の区分	敷地面積				
	1,000㎡未満	1,000㎡ ~ 3,000㎡未満	3,000㎡ ~ 1万㎡未満	1万㎡ ~ 3万㎡未満	3万㎡以上
庁舎、学校など	6/10		7/10		8/10
その他の施設	3/10	6/10		7/10	

5) 民有地の緑化

- 区内の大部分を民有地が占めていることから、緑あるまちづくりのために、民有地の緑化は欠かせないものとなっています。一定の規模以上を有する開発行為については、緑化計画書による緑化を義務づけています。大規模な開発においては、東京都と連携し、十分な量および質の高い緑を確保するように事業者に促します。また、地域性や生物多様性に配慮するような指導手法についても検討を図ります。

○「北区みどりの条例」にもとづく民間施設の緑化基準（現行）

対象者：300㎡以上の敷地に対して建築物の新築や改築および開発行為を行う区民および事業者

表3-4 民間施設緑化基準（緑化面積）

用途地域	緑化面積率
第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、第2種低層住居専用地域、準工業地域、工業地域	敷地面積の10%以上
近隣商業地域・商業地域	敷地面積の5%以上(防火地域については3%以上)

表3-5 民間施設緑化基準（接道部緑化）

施設の区分	敷地面積				
	1,000㎡未満	1,000㎡ ～ 3,000㎡未満	3,000㎡ ～ 1万㎡未満	1万㎡ ～ 3万㎡未満	3万㎡以上
住宅、宿泊施設	6/10		7/10		8/10
屋外運動施設・屋外娯楽施設、墓地、廃棄物などの処理施設	7/10			8/10	
工場、店舗、事務所、独立駐車場、資材置場、作業場	3/10	5/10	6/10	7/10	
庁舎、学校、医療施設、福祉施設、集会施設	6/10	7/10			8/10
その他の施設	3/10	6/10		7/10	

- 生垣造成や屋上緑化、壁面緑化、ベランダ緑化などによる民有地の緑化を促進し、緑豊かな市街地の形成と防災性の向上を図るとともに、これらの緑化活動を支援する各種助成制度をより積極的に広報し、拡大に努めます。また、既存ブロック塀の生垣による代替化を促進するため、導入や維持管理における協力体制、知識や技術などの習得支援の体制づくりを検討します。



屋上緑化助成事業実施場所

○生垣造成助成金

緑豊かな生活環境や災害時の区民の安全を確保するため、生垣の造成とそれに伴うブロック塀などの撤去に要した費用の一部を助成します。

○都市建築物緑化促進事業助成金

都市緑化を促進し、都市の快適環境を創出することを目的に、建築物の屋上緑化やベランダ緑化、壁面緑化に対して、施工に要した費用の一部を助成します。

- 区民や事業者などによるみどりの協定やみどりのモデル地区の指定などにより、まちなかの緑化を促進し、良好な景観の形成を図ります。

○住民によるみどりの協定

概ね 10 戸以上の建築物の集団、1 自治会または 1 町会を基準として、全員の合意によりみどりの協定を締結します。区が協定を認定した場合、協定区域内の住民に対し、花苗などの供給や樹木の選定の助言・指導など、緑の育成に必要な措置を行います。

○事業所等とのみどりの協定

区は、1,000 m²以上の敷地を有する事業所などの事業者または管理者とみどりの協定を締結することができます。協定締結後は、事業者・管理者は協定区域内の緑化を行い、区は協定事業者・管理者に対し、花苗などの供給や樹木の選定の助言・指導など、緑の育成に必要な措置を行います。



住民によるみどりの協定場所



事業所等とのみどりの協定場所

○緑化推進モデル地区および緑化保全モデル地区

緑被地の少ない地区における民有地の緑化による緑の創出を目的に、助成制度による助成金増額などの支援を行い、身近に緑を感じられる市街地の形成を図ります。また、緑被地が比較的多く、緑の保全を推進する地区においても同様の助成により、地域の緑を保全していきます。

■ 施策目標

- * 生垣助成による助成総延長（累計）：増加/
2018年度 5,858m ⇒ 2028年度 6,608m
- * 延長 20m 以上の接道部緑化の総延長：増加/
2018年度 30,739m ⇒ 2028年度 31,610m
- * 都市建築物緑化促進事業による屋上緑化、壁面緑化、バルコニー緑化面積（累計）：増加/
2018年度 3,740㎡ ⇒ 2028年度 4,428㎡

コラム 行ってみよう！北区の緑あるまちなみ

北区には魅力ある景観がいくつも存在しています。

ここでは「北区景観百選 2019」に掲載されている北区内の景観の一部を紹介します。

■ 荒川

北区と埼玉県の境界に流れている川で、河川敷ではランニングやゴルフ、野球などのスポーツ、バーベキューも楽しめます。雄大な川の流れとともに空が開け、自然を感じることができる場所です。



■ 西が丘住宅街の桜並木

区を代表する閑静な住宅街の道路に約 80 本の桜が植えられており、春になると色鮮やかな桜の花が咲きほこり、多くの人が散歩に訪れ、地域の人に親しまれた場所となっています。



■ 滝野川公園

公園内にはアスレチック遊具やブランコなどのほか、石を基調とした水遊び場が印象的な公園です。子どもたちは季節を通して自然と触れ合いながら遊ぶことができます。



それぞれの景観は、「北区景観づくり計画」にて景観重要河川*・景観重要道路・景観重要公園にも指定されています。

3. 緑とのふれあいの場と機会を広げる施策

(1) 緑に関するコミュニケーション活動の活発化

■ 施策の考え方

緑への関心を高めるため、緑に関する情報を発信するとともに、区民相互の情報交換の活発化を図ります。また、イベントや環境学習講座を継続、更なる充実に取り組み、緑について楽しみながら学べる機会をつくります。

■ 施策内容

1) 緑に関する情報発信

- 自然ふれあい情報館の情報誌「めだか」や自然ふれあい情報館・みどりと環境の情報館（エコベルデ）のブログ、北区の環境に関する事業や調査をまとめた「北区の環境」、北区ニュース（広報紙）、メールマガジンなどを活用しながら、区内の教育機関や公共施設と連携し、幅広い世代に区内の緑に関する情報を発信します。また、生垣造成や屋上緑化などの建築物の緑化、みどりの協定といった各種助成制度、環境学習施設や講座、区民団体実施の自然環境に関するイベントなどの周知をすることで、緑に係る活動の拡大を図ります。特に、区民意識調査の結果、緑に係る活動について特に関心がある30歳代および40歳代の子育て世代には、「北区区民情報メール」にて子育て支援情報として、子どもが参加できる環境学習イベントについて情報発信を行います。



自然ふれあい情報館の情報誌「めだか」と「北区の環境」

- 区内のイベントなどにて北区の環境や、生物多様性に関するクイズ・展示、各種助成制度などのチラシの配布や職員による説明などを実施し、区民の理解醸成と各種助成制度の更なる利用を推進します。



北区の環境や生物多様性に関するクイズの実施や「北区・子どもの水辺」でのかいぼりの様子

2) イベントなどの開催と活性化

- 毎年4月に開催している「区民植木市」は、区内の各家庭の緑化を図ることを目的とし、北区種苗組合の協賛とNPO 法人日本多肉植物の会の協力を得て、ベランダガーデニング講座などを実施しています。また、みどりの協力員によるブース出展も実施しており、今後もより多くの団体との協力や、区民のニーズに対応しつつ、イベントの活性化を図ります。



飛鳥山公園の「区民植木市」における
苗木などの販売とベランダガーデニング講座

- 「さくら草祭り」は、毎年4月の花の時期に都立浮間公園内の桜草圃場で開催されている、地域のシンボリックなイベントです。終戦後、浮間地区の急激な都市化により絶滅の状態となった桜草を、区民有志の方々が構成する浮間ヶ原桜草保存会が手入れを行い、浮間の名前がついた原種を守り続けています。



4月中旬～下旬に行われる「さくら草祭り」

- 「自然ふれあい情報館」と、「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」では、それぞれより多くの区民の施設利用につなげるため、気候変動や海洋環境など、幅広いジャンルの環境学習講座を実施し、環境啓発を推進します。
- 森林環境譲与税*を活用し、友好都市などにある森林で緑や生物多様性について学べる体験学習の実施を検討します。

■ 施策目標

- * 区民団体などと協働したり、区民ニーズに即した環境に関するイベント内容の充実
- * 「自然ふれあい情報館」および「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」の来館者数累計：
増加/2010年度～2018年度 累計：約40万人
⇒ 2020年度～2028年度 累計：約43万人
- * 「自然ふれあい情報館」および「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」の年間講座数：
増加/2018年度91回 ⇒ 2028年度100回
- * 「自然ふれあい情報館」および「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」における幅広いジャンルの講座実施

(2) 環境学習の推進と担い手の育成 **【重点施策】**

■ 施策の考え方

区民が緑の価値や地球環境問題、生物多様性などを正しく理解でき、自発的な行動につながるような環境学習の場や機会の充実を図ります。そのために、自然環境に関する学習や啓発、人材育成などを行う環境学習事業の体系化および内容の更なる充実を目指します。

■ 施策内容

1) 自然や緑に関する学習機会の増加

- 「自然教室」、「自然ガイド」、「北区環境リーダー養成講座」などの各種環境学習講座を、「自然ふれあい情報館」や「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」などで実施します。また、区内の教育機関や事業者などと連携して、幼児から大人まで楽しみながら自然環境を学べる講座や活動を実施



「自然ふれあい情報館」での
水辺の生きもの観察会



「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」での
ハーブの摘み取り体験



都立浮間公園での野鳥観察会



「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」での
ビオトープ造成体験

- 公園や、学校のビオトープなどを活用した体験型学習を充実させ、生物多様性の保全をはじめとした、野生生物の生態や正しい付き合い方などを学ぶことができる場や機会の充実を図ります。
- 「北区 eco かるた」を用いた、環境やエコに関する知識や取り組みを勉強できるかるた遊びや、自然環境について工作などの体験を通して学べる「省エネ道場」など、小学生が楽しんで学べる機会を拡充します。

2) 「北区環境リーダー」の体系化と「北区ジュニア環境リーダー」の新設の検討

- 地域の緑化啓発・環境教育の担い手となり、環境学習の人材育成のしくみを支える「北区環境リーダー」の育成を目的に、講座の体系化と人材の発掘に取り組みます。
- 「北区環境リーダー養成講座」は、環境ボランティアの心得と専門知識を習得し、学んだことを実践できる構成になっています。講座の修了生を対象に、繰り返し実践経験を積める指導講座を行うことで、効果的な学習体系を構築します。

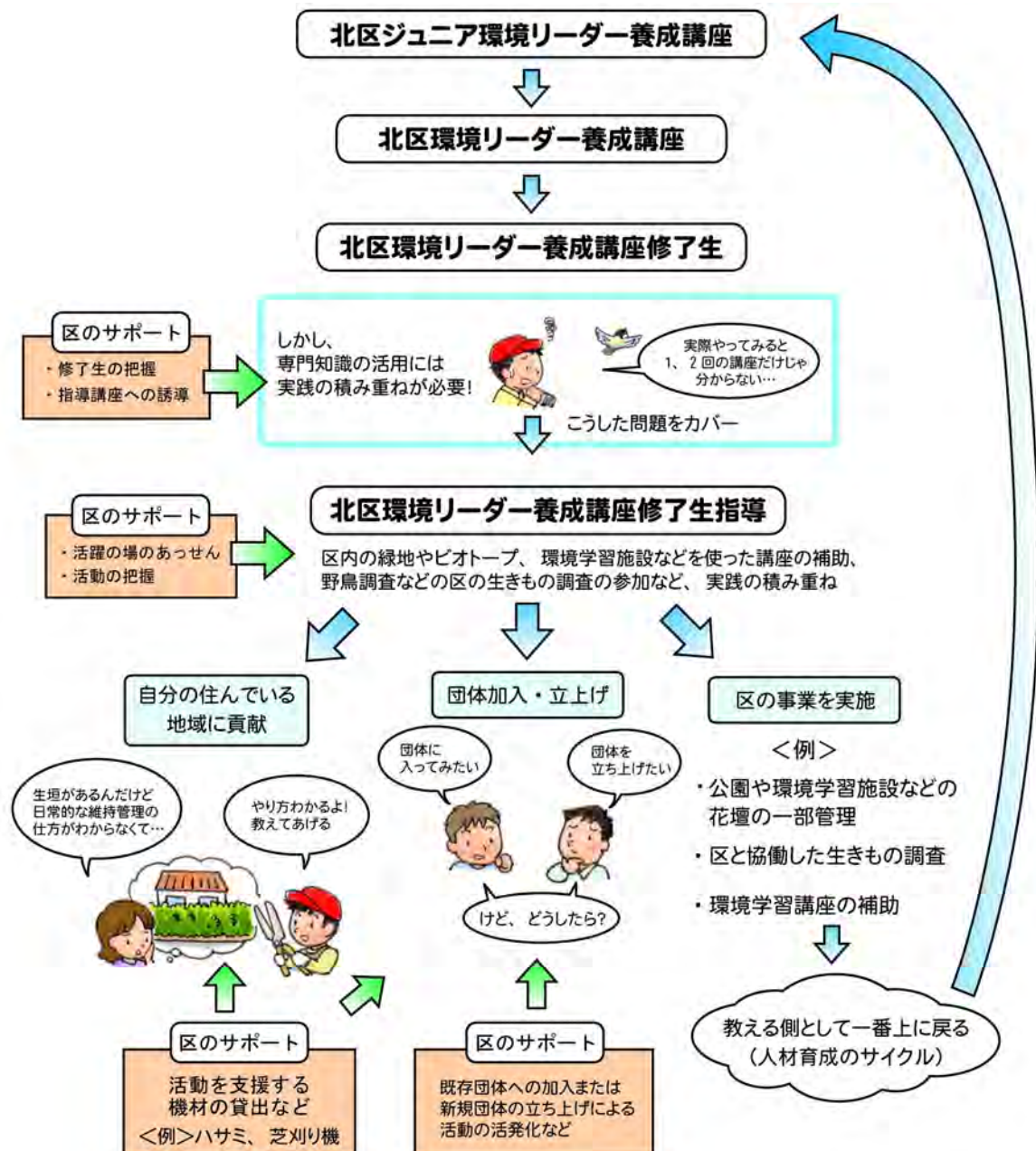


図3-4 「北区環境リーダー」と「北区ジュニア環境リーダー」の人材育成システム

- 「自然教室」や「北区環境リーダー養成講座」の受講生は小学生までの世代と高齢者が多く、環境学習の担い手育成のためには、中間層の取り込みが課題です。そのために、中学生から高校生を対象にした体験型の環境学習講座を実施する、「北区ジュニア環境リーダー」の新設を検討し、幼少期から継続して環境について学ぶことができる、生涯学習に向けた仕組みづくりを促進します。
- 「北区ジュニア環境リーダー養成講座」は、「北区環境リーダー」の活躍の場の1つとしても位置づけ、人材育成のサイクルを形成します。

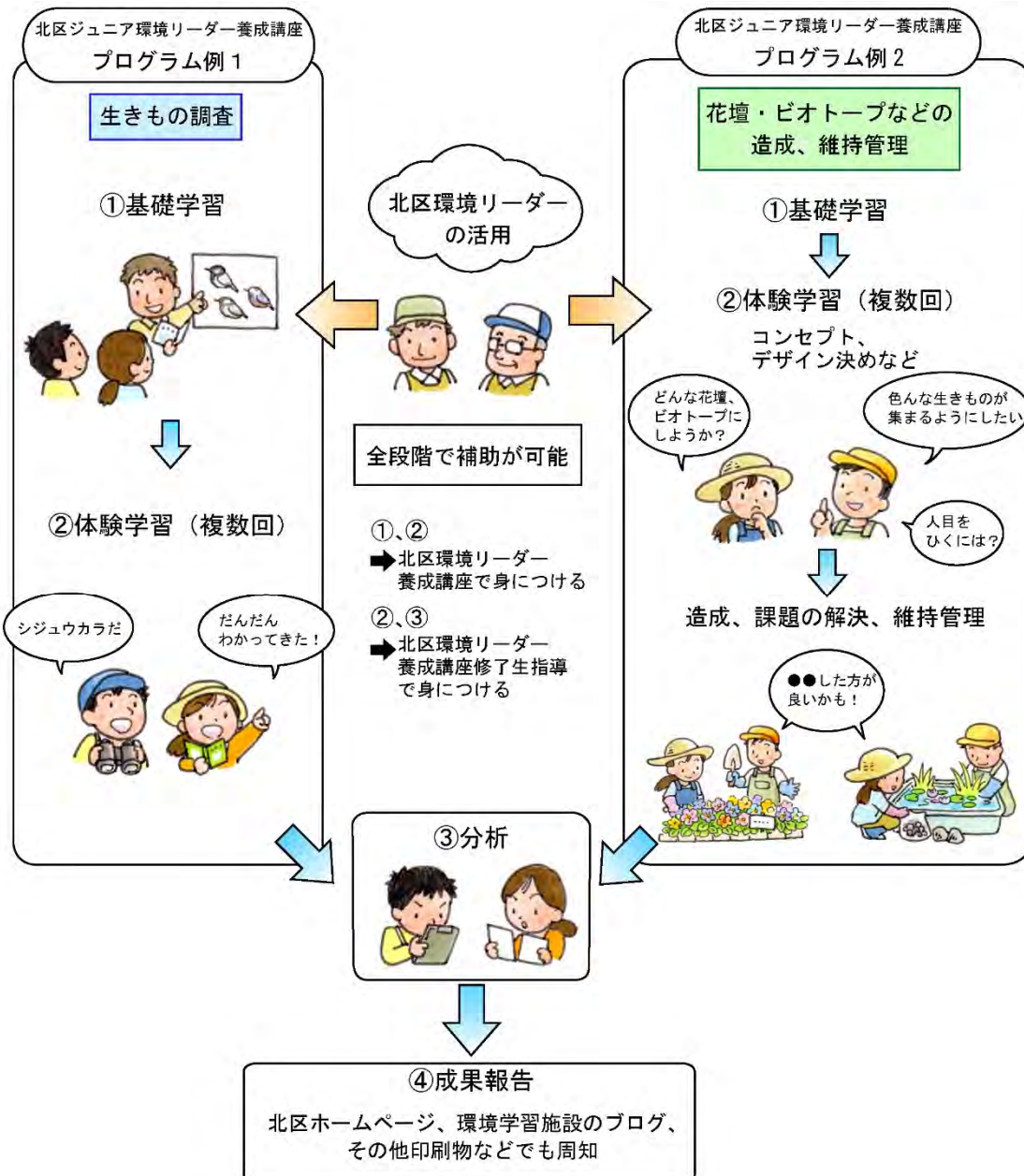


図3-5 「北区ジュニア環境リーダー養成講座」の新設と「北区環境リーダー」の活用

■ 施策目標

- * 「北区環境リーダー」および「北区ジュニア環境リーダー」の体系化と育成
- * 区民意識調査における「緑や自然環境に関する体験学習等の取り組み」への満足度：
増加/2019年度：14.7% ⇒ 2029年度：16.7%

(3) 参加と協力の拡大 **【重点施策】**

■ 施策の考え方

区民、事業者、区が相互に協力することで、より一層充実した緑づくりと環境教育が可能になります。地域の緑化・環境啓発活動を通じて、いきいきとした地域コミュニティが形成され、区民1人ひとりが身近に緑に親しみ、自主的な緑に関する活動を継続して行うことができるよう支援します。また、緑に関する様々な区民組織の横断的な環境活動の展開と、積極的な緑づくりが行える環境を整備します。

■ 施策内容

1) 緑に関する活動と拡大のためのしくみづくり

- みどりの協定の締結や各種助成制度、緑化推進モデル地区などの指定により、緑に関する活動をしやすいよう、サポートしていきます。緑をめぐる参加活動は、管理の手間や人手、安全性や経費の問題など、様々な難しい側面も存在しているため、そのような障壁をできるだけ少なくしていきます。
- 美化ボランティアや学校、町会・自治会、商店街、企業、NPOなどと協働して、公園や駅前、街路などの花壇の植栽といった地域の緑づくりを広げます。
- 「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」を「北区環境リーダー」の活動拠点として活用したり、地域での緑化活動などの際に区が支援をすることで、活動の拡大を図ります。



瀧野川女子学園による
上中里駅前花壇の植栽



ガーデニングあすかによる
飛鳥山公園の花壇植栽



「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」
でのイベント開催

2) パートナーシップの拡大と展開

- 担い手不足が課題である各種ボランティア団体やみどりの協力員といった既存の団体と、緑化・環境啓発活動に興味のある環境学習講座の受講生や「北区環境リーダー」などをつなげるような場を形成します。

- 区では、「北区緑の実態調査」や「北区河川生物生息調査」、「公園内野鳥調査」など、生きものの実態を把握するために調査を行っています。それらの調査を区民と協働して実施することで、体験学習や「北区環境リーダー」および「北区ジュニア環境リーダー」の活躍の場の拡大につなげることを目指します。



「北区環境リーダー養成講座」
修了生による生きもの調査の参加

- 区内の生きものに関する情報の体系的な保存に努め、生物多様性地域戦略の施策検討や自然観察・体験学習の基礎として活用します。さらに大学や民間の調査研究機関、博物館などの相互のネットワークの強化などを通じて情報を共有するといった、自然環境に関するデータの有効活用策について検討を進めていきます。



北区エコリーダーの会による
小学校での講座実施

■ 施策目標

- *みどりの協定の締結数や緑化推進モデル地区の増加
- *区民が協働する花壇管理などの箇所数：増加/
2018年度 93箇所 ⇒ 2028年度 96箇所

コラム 自然や生きものについて学ぼう！

区内には、「自然ふれあい情報館」、「みどりと環境の情報館（愛称：エコベルデ）」の、2つの環境学習施設があります。環境教育推進の場として様々な環境学習講座を開催しています。ぜひ、足を運んでみて下さい。

「自然ふれあい情報館」

北区の昆虫、植物、魚類などを観察するガイドや、遊びながら学べる展示を楽しむことができます。併設する自然園には、とんぼ池・田んぼなどがあり、様々な野鳥が訪れ、トンボなどが生息しています。清水坂公園で遊んだ後は、親子で生きものについて学んでみましょう。

■主な環境学習講座

- ・自然ガイド
「自然と遊ぼう！まつり」など
- ・自然教室
「自然素材でクリスマスリースをつくろう」など



自然園ガイド

「みどりと環境の情報館（愛称：エコベルデ）」

みどりと環境の情報館の愛称である「エコベルデ」は、地元の小学生から応募された中から選ばれました。ベルデはスペイン語で『みどり』という意味があります。北区が環境にやさしい緑の多いまちになるように、という思いが込められています。区民が緑とふれあい、植物の育て方や楽しみ方を学びながら緑への関心を深める施設です。園芸や地球環境に関する教室などを開催しております。自然環境に係る書籍を揃え、夏休みの時期は学習室として開放しています。

■主な環境学習講座

- ・園芸に関する講座「みどりの教室」など
- ・自然に関する講座
「アロマの消臭スプレーづくり」、
「クリスマスリースをつくろう」など



「みどりの教室」での寄せ植え講習

また両方の施設で「北区環境リーダー養成講座」入門編、実践編を実施しています。緑や生きもの、環境ボランティアに興味がある方は、ぜひ参加してみてください。（「北区環境リーダー」については、P.86、87に掲載）

両施設の詳細は北区ホームページまたは施設のブログをご覧ください。

第4章 地区別の緑づくりの取り組み

1. ゾーン区分の考え方

1. ゾーン区分

北区の自然特性に基づき、区内を「台地ゾーン」、「低地ゾーン」、「河川ゾーン」の3つのゾーンに区分することができます。

地区別の緑づくりには、ゾーン区分の考え方を踏まえます。

台地ゾーン：武蔵野台地の一部で、崖線が走り、樹林地や自然度の高い公園など、まとまった緑が多い区西側の地域を指します。

低地ゾーン：荒川低地と呼ばれ、住宅や工場、商業施設などが多く、開発が進み、緑が点在している区東側の地域を指します。

河川ゾーン：荒川、隅田川、新河岸川、石神井川およびその沿川の河川敷草地などの緑とレクリエーション施設が共存した地域を指します。

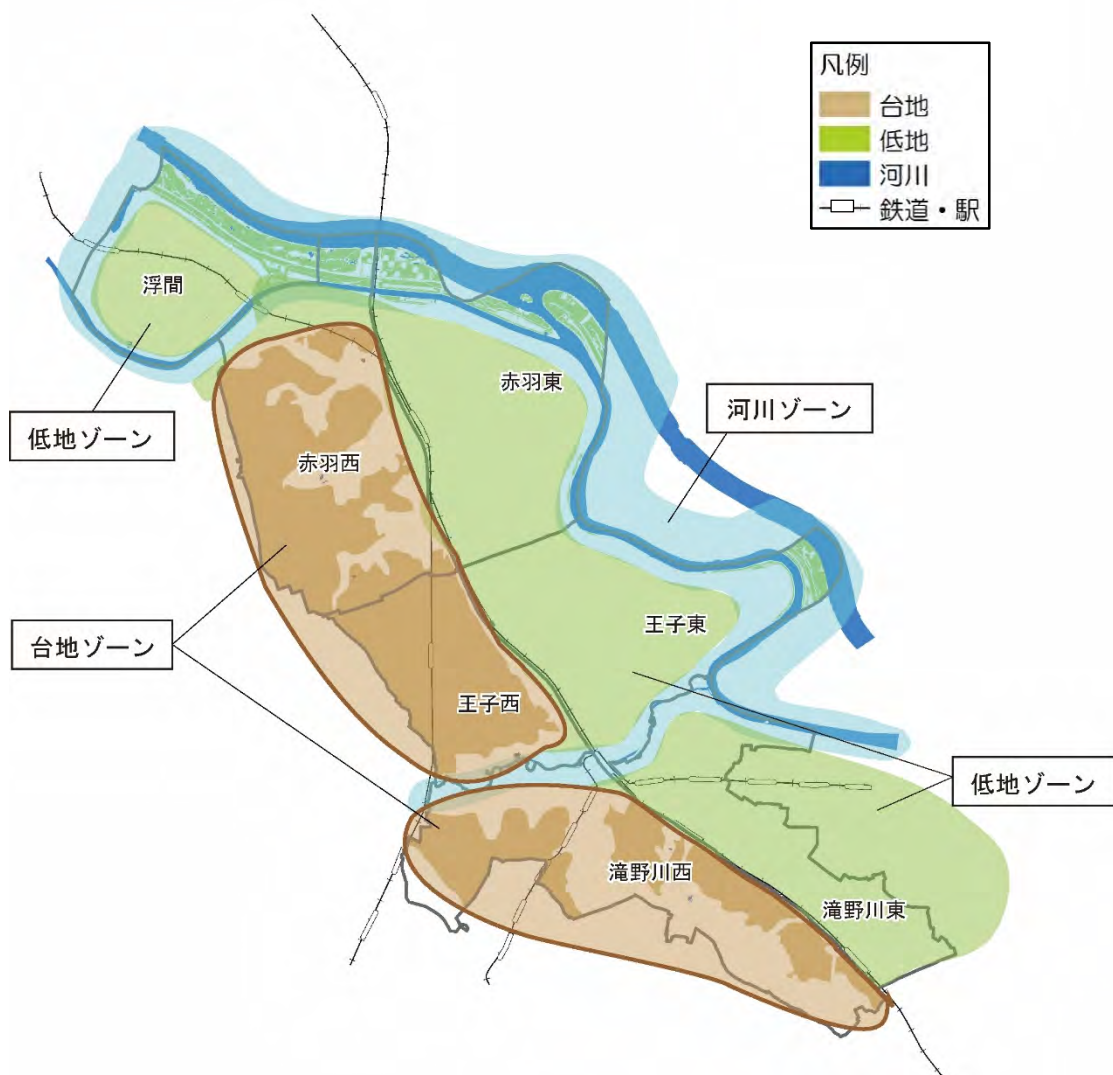


図4-1 ゾーン区分図

2. 基本的なゾーン別取り組み

各ゾーンの取り組みは、全ての基本方針を踏まえた上で、以下の事項を重視して進めます。

(1) 台地ゾーンの取り組み

- 崖地や樹林地、湧水、自然度の高い公園など、既存の緑の保全により、気候変動対策と生物多様性の保全と回復を図ります。
- 社寺林や大径木、歴史ある公園など、地域のシンボルとなる緑の保全による魅力向上を図ります。
- 緑の少ない地域における民有地の緑化などにより、緑に関する満足度の地域差をなくしていきます。

(2) 低地ゾーンの取り組み

- 公園などが不足する地域において、公園・緑地の整備をすすめ、まとまった緑の確保を図ります。
- 工場や住宅密集地において、オープンスペースの拡充や公園などの新設、接道部緑化の促進などにより減災を図ります。
- 緑の少ない地域における民有地の緑化などにより、緑に関する満足度の地域差をなくしていきます。

(3) 河川ゾーンの取り組み

- 河川環境の保全・整備などにより、生きものの生息地（ハビタット）となるような緑の保全・創出を図ります。
- 水辺を活かした快適な散策ネットワークの形成など、親水空間の活用について検討し、河川と一体となったまちづくりを推進します。
- 緑の骨格となる河川環境の適切な維持管理により、水辺の涼しさを活かしたクールスポットの形成を進め、やすらぎある空間づくりを図ります。

II. 地区別計画

1. 浮間地区

(1) 現況と課題

○緑の現況

- ・ 荒川河川敷、都立浮間公園、浮間北公園、浮間一丁目緑地および都営住宅周辺の街路樹など、緑地の多い地区です。
- ・ 緑被率は28.8%で、7地区中で最も高い地区です。
- ・ 浮間水再生センターには、広大な面積を有する屋上緑化地を持つ新河岸東公園があるため、屋上緑化面積は7地区中で最も広い地区です。
- ・ 鉄道高架下の遊歩道や地区南部の工場が集積する地域では、生垣の整備が行われています。
- ・ 団地などの集合住宅の建て替えが行われており、今後の植栽などの整備によって、緑被のさらなる増加が見込まれます。
- ・ 大径木は314本と、他地区と比較するとやや少なくなっています。

○区民意識調査

- ・ 区全体の緑の満足度について「満足」・「やや満足」と回答した割合は、約5割と他地区に比べて高い結果でした。また、自然や緑をより豊かにするために区が優先すべき取り組みについて「区民組織等の参加と協力の拡大」と回答した割合が7地区の中で最も高く、現状の緑を保全していく意識が高いと考えられます。

○緑の課題

- ・ 工場や住宅団地の建て替えにあわせて、公園や緑地の整備が望まれます。

○地区の概況

- ・ 地区面積：208.6ha
- ・ 人口：24,402人（平成31年4月1日現在）

○地勢

- ・ 全域が低地です。
- ・ 荒川と新河岸川に囲まれています。

○土地利用

- ・ 地区南部を中心に大規模工場が集積しており、一部住宅と工場が混在しています。
- ・ 区内で唯一、生産緑地地区があります。
- ・ 土地区画整理事業により、都基盤整備が概ね完了しています。

○植物の分布状況

- ・ 主な在来種
ジャヤナギ、ニガカシュウ、イヌタデ、ススキ、エノキ
- ・ 特定外来生物
アレチウリ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク

地区の概況：「平成30年度 北区緑の実態調査」における地区区分を用いているため、現在の地区区分と異なる場合があります。

(2) 緑づくりの方針

〔該当するゾーン別区分〕：低地ゾーン、河川ゾーン

- 都立浮間公園や新河岸東公園の保全および、より柔軟な活用を促進することで、水辺と緑を活かした交流を生む環境づくりを進めます。
- 農に触れられる貴重な環境として、生産緑地地区の保全を図ります。
- 荒川沿川では、自然豊かな緑地の保全を図るとともに、河川敷の活用の可能性について検討し、また沿川建築物の敷地内緑化の推進など、河川と一体となったまちづくりに努めます。
- みどりの協力員や美化ボランティア、その他区民組織などへの支援の強化と周知活動を推進します。



図4-2 浮間地区の緑づくりの方針図

2. 赤羽西地区

(1) 現況と課題

○緑の現況

- ・ 赤羽台さくら並木公園、桐ヶ丘中央公園および赤羽自然観察公園などの比較的大きな公園、赤羽台や桐ヶ丘の大規模住宅団地内の植栽、荒川河川敷などが主な緑地です。
- ・ 東京北医療センターやUR赤羽台団地などでは、屋上緑化が多いです。
- ・ 単位面積 (ha) あたりの樹林面積は7地区中最大であり、緑被率は7地区中2位です。大規模集合住宅などが多いため植栽が計画的に進められており、生垣の総延長と壁面緑化箇所数は、7地区中最大です。
- ・ 入り組んだ地形のため、崖地樹林の箇所数と面積は7地区中最大です。
- ・ 北区内の樹林の中心的な分布地で、大径木は1,356本と7地区中最も多いです。

○区民意識調査

- ・ 環境学習施設「自然ふれあい情報館」の認知度が最も高い地区です。
- ・ 取り組みたい緑化について、「緑化に関する講習会に参加する」を選択した割合が最も高い地区です。

○緑の課題

- ・ 既存の緑を保全するとともに、住宅団地の建て替えや都市計画事業などと連携した適切な緑地整備が望まれます。

○地区の概況

- ・ 地区面積：389.0ha
- ・ 人口：62,890人（平成31年4月1日現在）

○地勢

- ・ 地区北側から東側の一部が低地で、その他は台地となっています。
- ・ 崖地や斜面など起伏のある地形が多い地区です。
- ・ 北部は新河岸川および荒川に接しています。

○土地利用

- ・ 住宅が中心の土地利用で、特に大規模住宅団地が広く分布しています。
- ・ 西が丘には都市基盤整備がされた良好な住宅地が広がり、さらに近年はスポーツ施設の立地が続き、特色ある区域となっています。
- ・ 赤羽西の一部や十条仲原などの木造住宅密集地域では、防災まちづくりが進められています。

○植物の分布状況

- ・ 主な在来種
ジャヤナギ、ホソイ、ワラビ、ヘビイチゴ、アオキ、ムクノキ、エノキ
- ・ 特定外来生物
アレチウリ、オオキンケイギク

(2) 緑づくりの方針

〔該当するゾーン別区分〕：台地ゾーン、河川ゾーン

- 赤羽台団地、桐ヶ丘団地の更新とあわせた（仮称）赤羽台けやき公園、桐ヶ丘中央公園の整備や、赤羽桜並木、西が丘住宅地の桜並木などの景観づくりに寄与する緑の維持管理を図り、地域住民の憩いと交流の場の形成を図ります。
- 荒川緑地、「自然ふれあい情報館」の自然園などの緑の適切な管理や、生物多様性の保全を図るとともに、自然体験や環境学習の場としての活用を促進します。
- 崖線沿いにある緑に配慮し、連続した緑のあるまちなみの形成を図ります。



図4-3 赤羽西地区の緑づくりの方針図

3. 赤羽東地区

(1) 現況と課題

○緑の現況

- 北部の荒川河川敷が緑地の大半を占めています。
- 南部では赤羽公園や北運動公園の緑が主な緑地となっています。
- 緑被率は区平均よりやや低く、単位面積当たりの樹林面積は7地区中最も小さいです。
- 屋上緑化、生垣および壁面緑化はそれぞれの敷地規模が小さいことから、面積としては大きくないが、箇所数は2位となっています。
- 大径木の本数は273本と、比較的少ないです。

○区民意識調査

- 自然や緑をより豊かにするために区が優先的すべき取り組みについて、「道路や駅前等のまちなかの緑化の推進」の割合が約4割超で、「防災面に寄与するような緑の配置」の割合は約4割と、7地区の中で最も高い結果でした。

○緑の課題

- 赤羽駅から東側では、緑被率が5%未満の商業施設が集まっている地域が存在します。その他、志茂周辺の住宅密集地なども緑が少なく、これらの地域では、公園や緑地の整備に努めるとともに生垣や壁面緑化など、民有地の緑化の推進が望まれます。

○地区の概況

- 地区面積：373.7ha
- 人口：53,928人（平成31年4月1日現在）

○地勢

- 全域が低地です。
- 北部から東部にかけて荒川および新河岸川、隅田川に接しています。

○土地利用

- 住宅、商業施設および工場などが混在する複合市街地です。
- 京浜東北線や東北本線、埼京線などといった鉄道が多く通る交通結節点であり、赤羽駅周辺は区内最大の商業地となっています。
- 隅田川沿いを中心に、比較的大規模な工場が立地しています。
- 地区西側では、土地区画整理事業により都市基盤整備が行われました。現在、志茂を中心とした木造住宅密集地域では、道路整備などの防災まちづくりが進められています。

○植物の分布状況

- 主な在来種
ミソコウジュ、カワヂシャ、ジャヤナギ、ニガカシュウ、ホソイ、セイタカヨシ、ヤガミスゲ、クロテンツキ、ヨモギ、ムクノキ
- 特定外来生物
アレチウリ、オオフサモ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク

(2) 緑づくりの方針

〔該当するゾーン別区分〕：低地ゾーン、河川ゾーン

- 荒川緑地の適切な管理により、生物多様性の保全を図るとともに、「北区・子どもの水辺」でのかいぼり体験や生きものの調査への区民参加など、自然体験や環境学習の場としての活用や、新荒川大橋野球場やバーベキュー広場といった開放的なレクリエーション空間としての活用を促進することで、水辺や緑を活かした交流とにぎわいを育む環境を形成します。
- 隅田川沿川や荒川沿川では、自然豊かな緑地の保全を図るとともに、河川敷の活用の可能性について検討します。また建築物などの計画の際は、沿川に面したオープンスペースの確保や建築物の緑化の推進など、河川と調和したまちづくりに努めます。
- 商業集積地域や住宅密集地域など、緑が少ない地域において、公園などの配置やみどりの協定の締結といった緑の創出に対する支援を推進します。



図4-4 赤羽東地区の緑づくりの方針図

4. 王子西地区

(1) 現況と課題

○緑の現況

- 中央公園、名主の滝公園および王子神社には比較的広い面積の樹林が存在し、また、自衛隊十条駐屯地や各種学校には比較的広い面積の芝生などが存在しています。
- 石神井川沿いには、緑地が線状に分布しています。
- 地区北部の十条駅周辺などの住宅密集地では、緑被は少なく、生垣の単位面積（ha）あたりの長さも短い地区です。
- 地区の南部に中央公園や名主の滝公園などの大規模な緑被地が集中する一方、北部は木造住宅密集地域のため、公園などが不足しており、緑被率が比較的低く、緑被の偏りが大きい地区です。
- 大径木は893本と、比較的多い地区です。

○区民意識調査

- 駅前やターミナル施設周辺の緑の満足度について「不満」・「やや不満」と回答した割合は、約6割と他地区に比べて高い結果でした。公園などの緑は多く存在していますが、駅前などのまちなかの緑に不満が高い結果でした。
- 生物多様性を保全するために、区に期待する取り組みについて、「自然環境について指導できる人材の確保や育成をする」を選択した割合が最も高い地区でした。

○緑の課題

- 北部の緑の少ない地域については、十条野鳥の森緑地や中十条公園などの既存の公園や緑地を維持すると共に、住宅密集地に設置可能な生垣や屋上緑化、壁面緑化などの整備を推進し、良好な住環境の創出が望まれます。

○地区の概況

- 地区面積：197.3ha
- 人口：32,328人（平成31年4月1日現在）

○地勢

- 岸町の一部を除き、台地上に位置しています。
- 南端で石神井川に接しています。

○土地利用

- 北部は、住宅およびそれに近接する商店街が多く存在します。
- 南部は、自衛隊十条駐屯地や大学などの大規模施設が集積しています。
- 十条地区では、道路整備などの防災まちづくり、埼京線の連続立体交差化、駅前での市街地再開発事業が進められています。

○植物の分布状況

- 主な在来種
アイアスカイノデ、ゼンマイ、タブノキ、ミズキ、アオキ、ヤマグワ
- 特定外来生物
アレチウリ

(2) 緑づくりの方針

〔該当するゾーン別区分〕：台地ゾーン、河川ゾーン

- 石神井川沿川の水辺環境を保全するとともに、名主の滝公園の再生整備を推進することで、緑と歴史・文化を継承する環境の保全・形成を図ります。
- 中央公園周辺や石神井川沿川では、大規模な公共施設などによるゆとりある緑づくりと、沿川の緑化や緑道の整備の推進により、良好なまちなみの保全や快適な散策ネットワークの形成を促進します。
- 緑の少ない地域では、緑化推進モデル地区やみどりの協定など、身近な緑づくりを支援することで、緑豊かなまちなみの形成を図ります。
- 自然環境について指導できる人材育成に対するニーズが高いことから、環境学習講座などの積極的な周知活動を推進します。

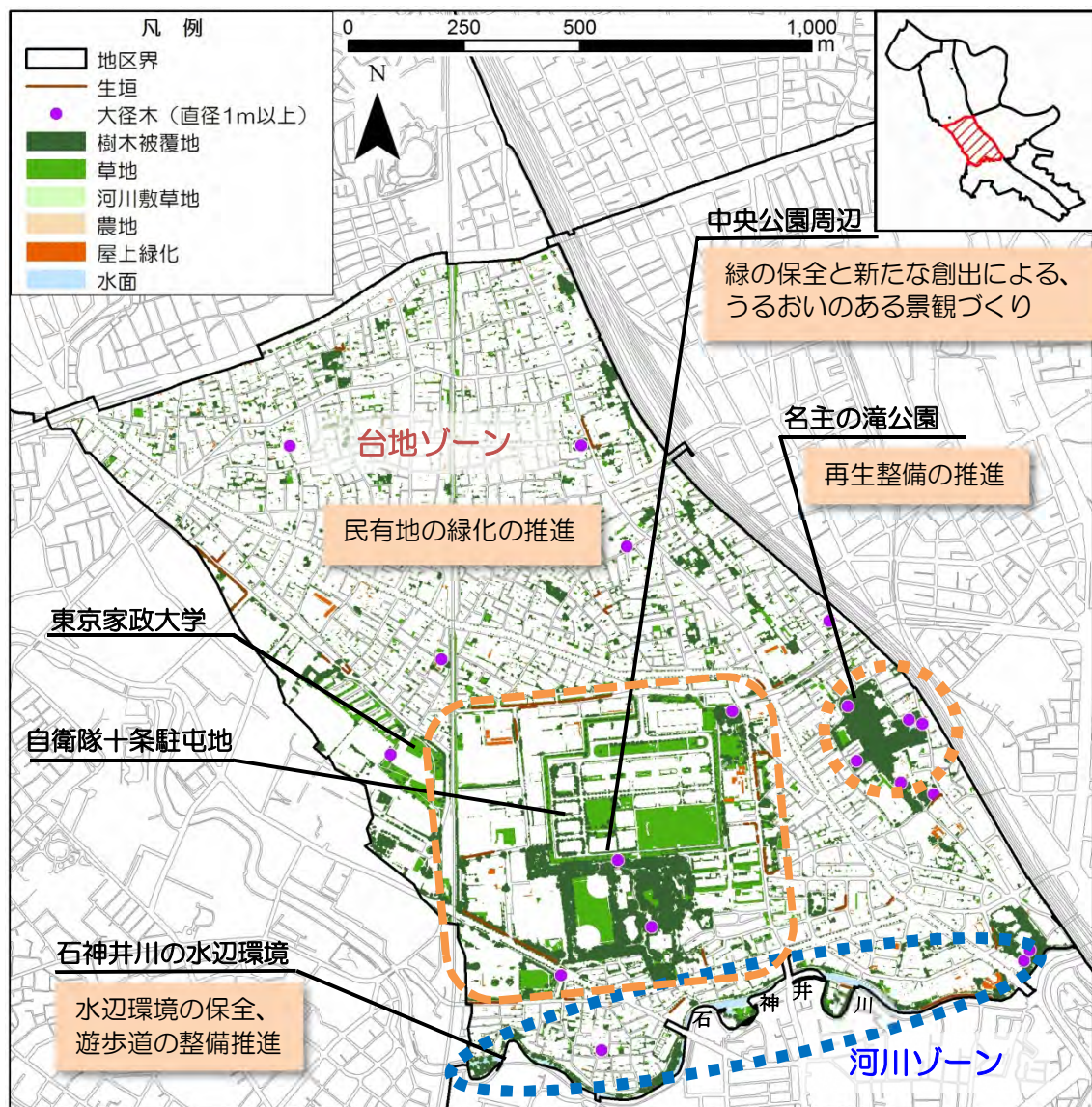


図4-5 王子西地区の緑づくりの方針図

5. 王子東地区

(1) 現況と課題

○緑の現況

- 荒川・隅田川河川敷、東豊島公園、神谷堀公園、UR都市機構の住宅団地および各種学校などが主な緑地です。
- 隅田川の堤防工事に伴って河川敷草草が減少しています。
- 今後、大型団地の新設や建て替えなどに伴って緑地の整備が進むことで、緑の増加が見込まれます。
- 緑被率は区平均をやや上回っており、低地部にある地区では最も高いです。
- 大径木は253本であり、7地区中5位となっています。

○区民意識調査

- 環境学習施設「みどりと環境の情報館(エコベルデ)」の認知度が最も高い地区でした。
- 殆どの調査項目について、区全体の結果との差が小さい地区でした。

○緑の課題

- 東十条駅周辺や南部の住宅密集地などの緑の少ない地域では、都市計画事業と連携した公園や緑地の整備が望まれます。
- 公共施設集積地や住宅密集地では、生垣、屋上緑化、街路樹および壁面緑化などの整備を推進し、良好な住環境の創出が望まれます。

○地区の概況

- 地区面積：323.4ha
- 人口：70,927人（平成31年4月1日現在）

○地勢

- 全域が低地です。
- 東端で隅田川に、南端で石神井川に接しています。

○土地利用

- 住宅、商業施設および工場などが混在する複合市街地です。
- 大規模な住宅団地や工場が比較的多い地区です。
- 地区西側では、土地区画整理事業により都市基盤整備が行われました。

○植物の分布状況

- 主な在来種
カワチシャ、ジャヤナギ、ニガカシュウ、セイタカヨシ、クロテンツキ、イヌタデ、クズ、ヨモギ
- 特定外来生物
アレチウリ、オオフサモ、オオカワチシャ

(2) 緑づくりの方針

〔該当するゾーン別区分〕：低地ゾーン、河川ゾーン

- 荒川緑地（豊島ブロック）の、自然保全およびレクリエーション空間などとしての整備や、隅田川や石神井川沿川における景観づくりなどにより、水辺との一体的な活用や生物多様性に配慮した良好な親水空間の形成を図ります。
- 「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」における環境学習講座の実施、地域の緑化啓発などに貢献する人材育成を進めるとともに、ボランティア団体の活動拠点としての活用も推進していきます。
- 緑の少ない地域では、緑化推進モデル地区やみどりの協定など、身近な緑づくりを支援することで、緑豊かなまちなみの形成を図ります。

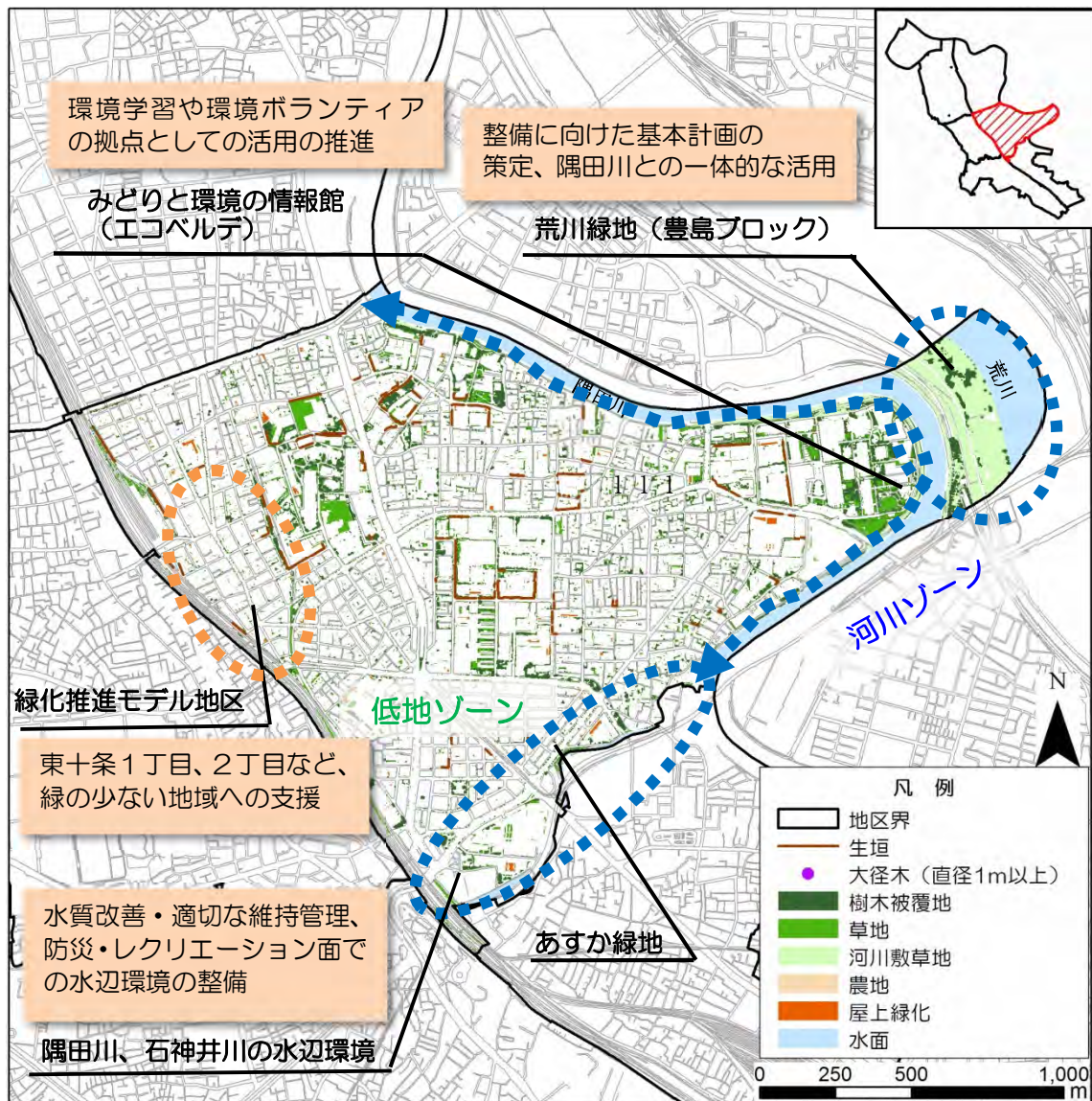


図4-6 王子東地区の緑づくりの方針図

6. 滝野川西地区

(1) 現況と課題

○緑の現況

- ・ 飛鳥山公園、滝野川公園および平塚神社などには崖地のまとまった樹林があります。
- ・ 平塚神社北側では国の研修所が完成し、それに伴い、斜面への植樹が行われています。
- ・ 緑被率は区平均値よりやや低く、7地区中5位です。
- ・ 大規模な緑地がある一方で、地区南部の住宅密集地や商店街付近では緑被、生垣ともに少ない状況です。
- ・ 大径木は1,108本であり、7地区中2位です。

○区民意識調査

- ・ 自然や緑をより豊かにするために区が優先的すべき取り組みについて、「民有の保護樹木や樹林など、地域の緑の保全」、「崖地樹林地の保全」と回答した割合が区全体と比べて高く、樹林に関して意識が高い結果でした。
- ・ 生物多様性を保全するために、区に期待する取り組みについて、「区民と協働した、生きものの調査や研究などを積極的に推進する」を選択した割合が最も高い地区でした。

○緑の課題

- ・ 緑の少ない地域については、(仮称)滝野川三丁目公園など、都市計画事業と連携して公園や緑地を確保することが望まれます。また、住宅密集地では生垣や屋上緑化、壁面緑化などの整備を推進し、良好な住環境の創出が望まれます。

○地区の概況

- ・ 地区面積：346.4ha
- ・ 人口：75,173人（平成31年4月1日現在）

○地勢

- ・ 全域が台地上に位置しています。
- ・ 北端で石神井川に接しています。

○土地利用

- ・ 住宅と近接する商店街が中心となっています。
- ・ 飛鳥山公園、都立旧古河庭園、寺社などの歴史的・文化的資源が比較的多い地区です。
- ・ 板橋駅周辺や田端・中里地区の一部では土地区画整理事業により都市基盤整備が行われましたが、他では木造住宅密集地域が残っており、そのうち西ヶ原地区では防災まちづくりが進められています。

○植物の分布状況

- ・ 主な在来種
キンラン、トウゴクシダ、アスカイノデ、ハリガネワラビ、アイナエ、ホンモンジスゲ、メアゼテンツキ、ゼンマイ、イノデ、ヤブタバコ、タブノキ、アオキ
- ・ 特定外来生物
確認されず。

(2) 緑づくりの方針

〔該当するゾーン別区分〕：台地ゾーン、河川ゾーン

- 飛鳥山公園では、緑と歴史・文化を継承する環境の保全・形成と、活用拡大を図るため、整備・更新の推進と民間活力の導入を検討します。また醸造試験所跡地公園の周辺と石神井川沿川の一体的な活用など、生物多様性に配慮した緑の連続性を確保していきます。
- 拠点となる公園の不足地域では、(仮称)滝野川三丁目公園の新設整備により、防災性の向上や地域のコミュニティの活性化を図ります。
- 東京さくらトラム(都電荒川線)沿線では、鉄道利用者が四季折々の花や緑を楽しめるように、ツツジやサザンカなどの樹木や草花を植栽し、維持管理を行ってまいります。
- 保護樹木などの助成制度の周知を推進し、民有地の緑の保護と育成を図ります。
- ボランティア団体や区が実施する生きものの調査などについて周知活動を推進し、参加の拡大を図ります。

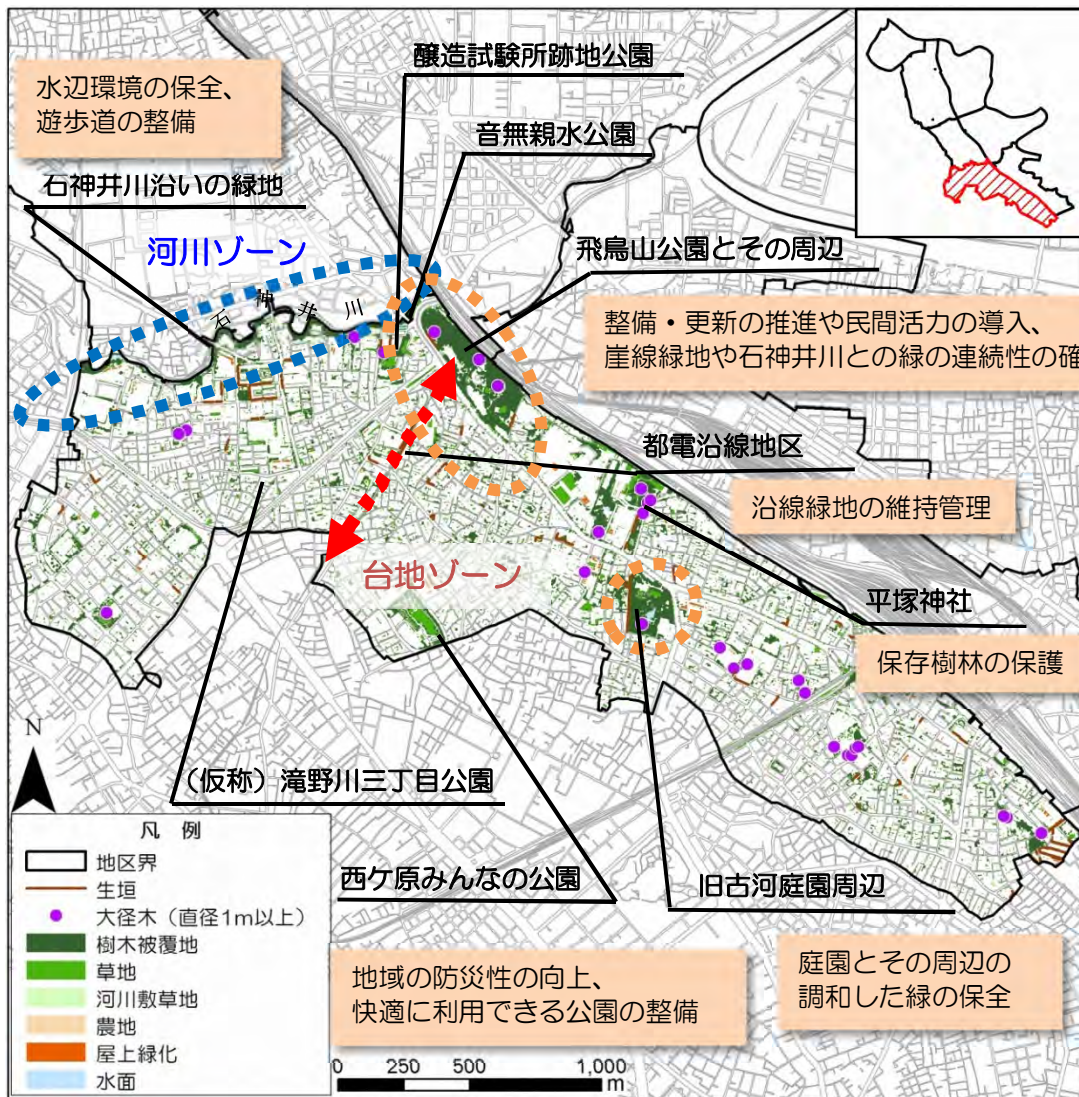


図4-7 滝野川西地区の緑づくりの方針図

7. 滝野川東地区

(1) 現況と課題

○緑の状況

- 船方児童遊園や船方神社にまとまった樹林があります。また、堀船公園や東田端公園などの街区公園、堀船の集合住宅の緑が主な緑地となっておりますが、区内でも公園の少ない地区です。
- 尾久車両センターが地区内の大部分を占めるため、緑被率が7地区中最も低く、緑が不足している地区です。
- 緑被の状況に比例して大径木も107本と、7地区中最も少ない地区です。

○区民意識調査

- 自然や緑をより豊かにする優先的取り組みについて「公園等オープンスペースの整備・充実」と回答した割合は、約5割と7地区の中で最も高い結果でした。

○緑の課題

- 地区内の公園や緑地の整備・充実を図るとともに、事業所や住宅地においては、生垣や屋上緑化などの身近な緑化の推進を図ることが望まれます。
- 樹林地が特に少ないため、公園などを整備する際には努めて樹木を植栽することが望まれます。

○地区の概況

- 地区面積：220.6ha
- 人口：32,328人（平成31年4月1日現在）

○地勢

- 全域が低地です。
- 隅田川と石神井川に接しています。

○土地利用

- 鉄道の操車場が広範囲を占めています。
- 住宅や商店街、多様な機能の工場などが混在する複合市街地となっています。
- 田端駅周辺や昭和町では土地区画整理事業により都市基盤整備が行われましたが、木造住宅密集地域が残っている区域があります。

○植物の分布状況

- 主な在来種
ミゾソバ、ドクダミ、クズ、ススキ、チガヤ
- 特定外来生物
オオカワヂシャ、オオキンケイギク

(2) 緑づくりの方針

〔該当するゾーン別区分〕：低地ゾーン、河川ゾーン

- 街路樹の整備・更新などによる連続的な緑陰を確保することで、ヒートアイランド現象を緩和し、環境と共生したまちづくりを図ります。
- 東京さくらトラム（都電荒川線）沿線では、鉄道利用者が四季折々の花や緑を楽しめるように、ツツジやサザンカなどの樹木や草花を植栽し、維持管理を行ってまいります。
- 公園・緑地の整備や緑化計画書による施設の緑化を進めるとともに、緑化余地の少ない地域においては、緑化推進モデル地区やみどりの協定などの支援制度を用いて、民有地の緑化を図ります。

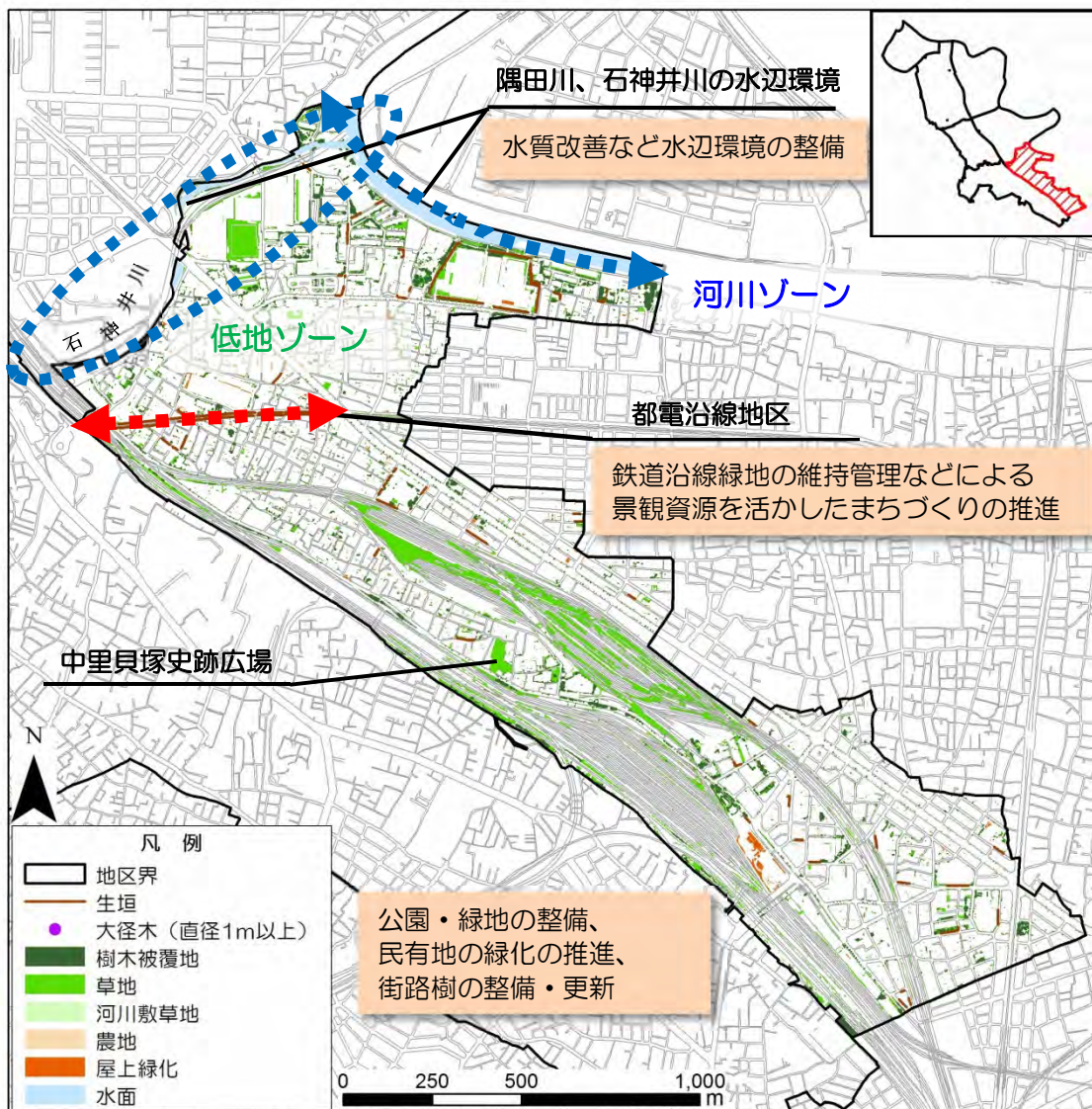


図4-8 滝野川東地区の緑づくりの方針図

第5章 計画の推進にあたって

I. 計画の推進体制と役割分担

1. 区民、事業者、区の協力に基づく計画の推進

本計画は、区民（区民組織を含む）、事業者、区の協力のもとに推進します。

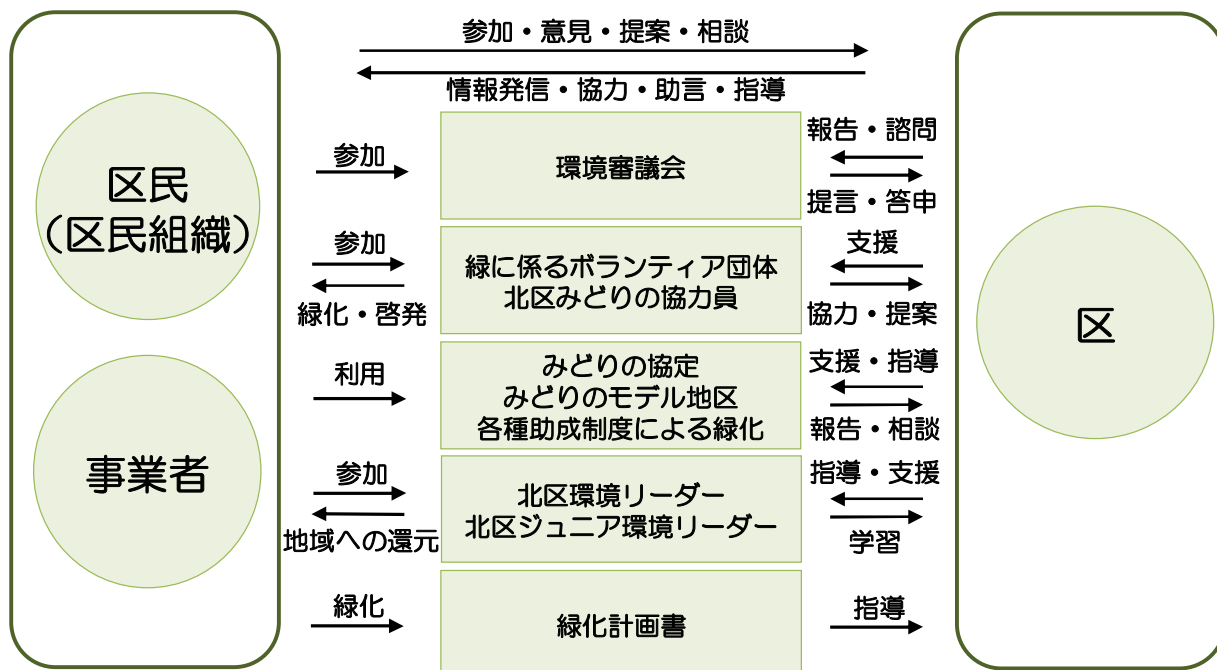


図5-1 計画の推進体制と相互の関わり

2. 各主体の役割分担

計画を推進していくため、区民、事業者、区には、それぞれ、自らの役割を認識し、本計画の目指す目標の実現に向けて行動していく責務があります。

① 区民（区民組織を含む）・事業者の役割

●東京都北区環境審議会

「環境審議会」は、「北区環境基本条例」に基づき、区長の付属機関として、学識経験者、区民、事業者、民間団体、区議会議員、および区職員により組織され、委員数は条例により18人以内とされています。審議会では、北区環境基本計画、北区緑の基本計画など環境計画の策定、推進および改定に関することなど、緑化行政を含む、環境の保全に関する基本的事項について調査審議を行います。

- 北区みどりの協力員 : P.20 参照
- 北区環境リーダー、北区ジュニア環境リーダー : P.86～87 参照
- みどりの協定 : P.21、81 参照
- みどりのモデル地区 : P.82 参照

② 区（環境課、その他の担当課）の役割

「北区緑の基本計画 2020」に基づき、実施計画を立て、緑づくりの様々な事業を実施します。進捗状況については、環境課が中心となり、内容の点検や国や東京都などの関係機関との調整を行います。

II. 進行管理

計画に基づく施策を確実に実施させることはもとより、事業のあり方や計画の内容について継続的な向上をはかることが必要です。本計画では、図5-2のような進行管理を行うこととします。

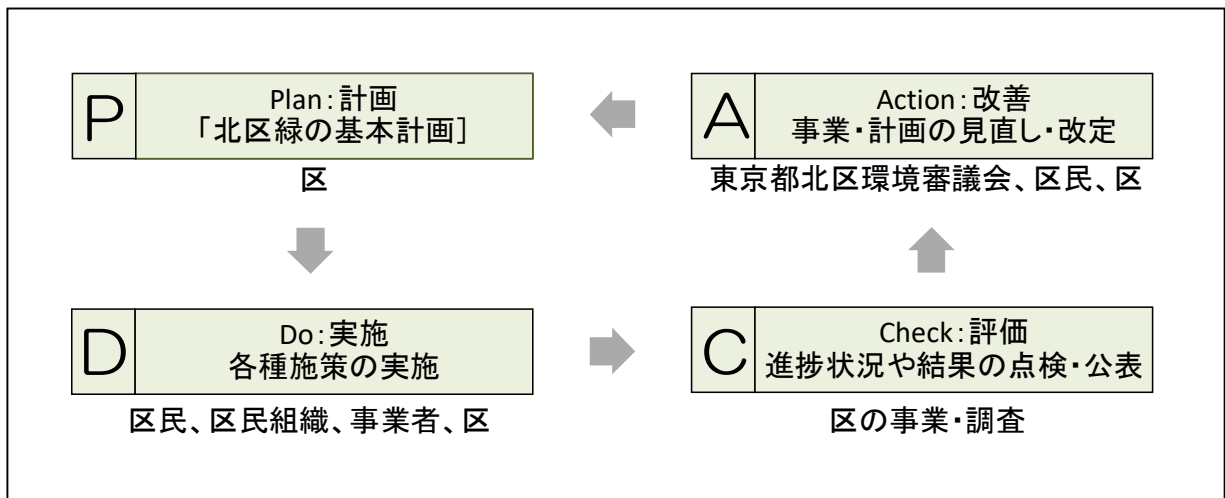


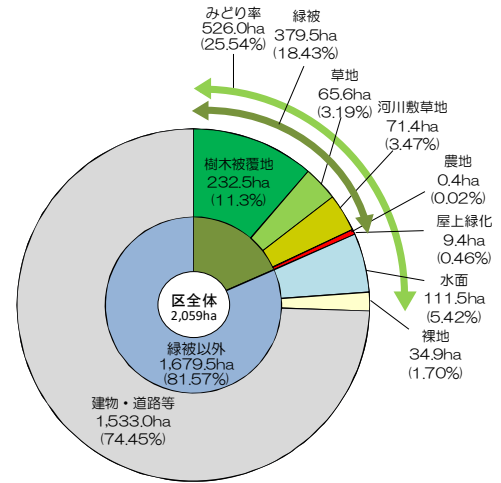
図5-2 進行管理のしくみ

また毎年度、各施策の進捗状況の調査、改善に努めるとともに、中間年次（令和6年）には「北区緑の実態調査」の結果と計画目標の進捗状況を、目標年次（令和11年）には達成状況を環境審議会へ報告し、区民に公表します。

資料1 北区の緑の現況

1. 緑被率の状況

緑被面積は379.5haで、緑被率は18.43%であり、みどり率は25.54%でした。その内訳は樹木被覆地 232.5ha（11.29%）、草地 65.6ha（3.19%）、河川敷草地 71.4ha（3.47%）、農地 0.4ha（0.02%）、屋上緑化 9.4ha（0.46%）でした。



資 - 図1 緑被の内訳

◆地区別緑被率

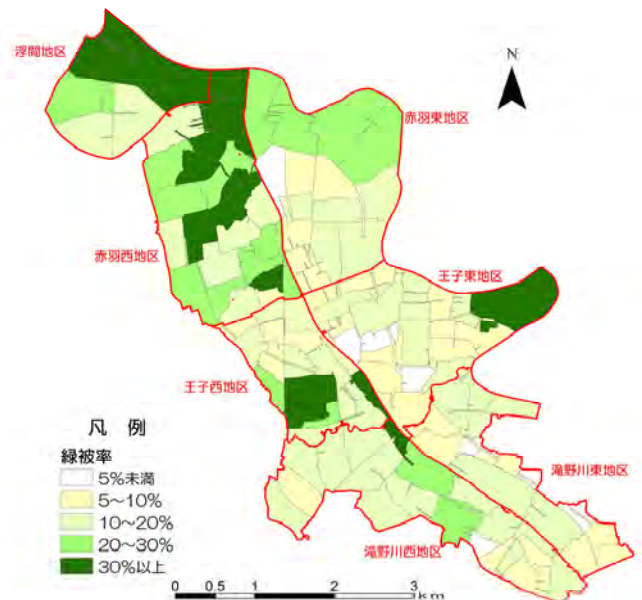
緑被率は浮間地区、赤羽西地区の区北西部で高く、樹木被覆地は赤羽西地区、王子西地区、滝野川西地区の区西部で多い結果となりました。

資 - 表1 地区別の緑被状況

地区	緑被率 (%)	地区面積 (ha)	緑被地 (m)	樹木被覆地		草地		河川敷草地		農地		屋上緑化	
				面積 (m)	割合 (%)	面積 (m)	割合 (%)	面積 (m)	割合 (%)	面積 (m)	割合 (%)	面積 (m)	割合 (%)
浮間	28.8	208.6	600,978	254,007	12.2	50,750	2.4	269,869	12.9	2,039	0.1	24,312	1.2
赤羽西	26.1	389.0	1,015,865	697,912	17.9	200,451	5.2	96,247	2.5	2,037	0.1	19,219	0.5
赤羽東	16.6	373.7	618,511	304,289	8.1	46,993	1.3	256,974	6.9	63	0.0	10,192	0.3
王子西	19.8	197.3	391,187	285,547	14.5	97,038	4.9	0	-	152	0.0	8,450	0.4
王子東	12.8	323.4	415,521	233,093	7.2	79,295	2.5	91,489	2.8	43	0.0	11,602	0.4
滝野川西	14.8	346.4	512,695	427,488	12.3	72,115	2.1	0	-	0	-	13,091	0.4
滝野川東	10.9	220.6	240,297	123,017	5.6	109,981	5.0	0	-	0	-	7,298	0.3
区全体	18.4	2059.0	3,795,053	2,325,353	11.3	656,623	3.2	714,579	3.5	4,334	0.0	94,165	0.5

◆町丁目別緑被率

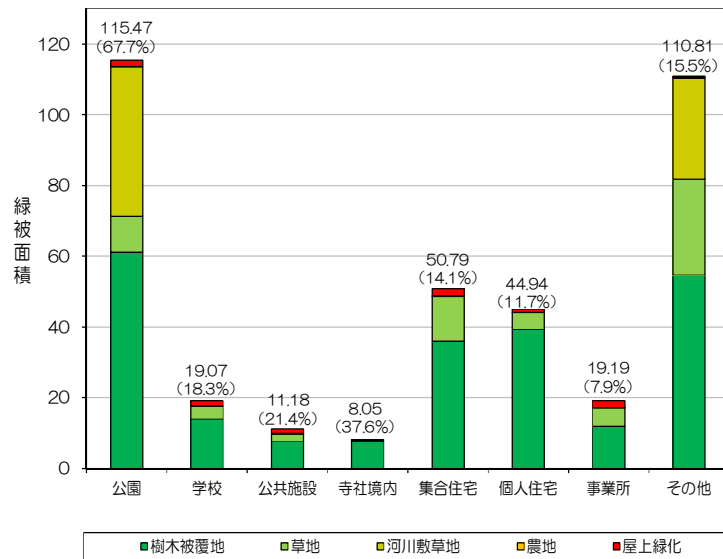
- 赤羽西地区、王子西地区および滝野川西地区などの大規模公園がある町丁目の緑被率が高くなっています。
- 赤羽西地区ではURなどの団地がある町丁目の緑被率が高くなっています。
- 浮間地区や王子東地区など荒川河川敷を含む町丁目の緑被率が高くなっています。
- 赤羽東地区、王子東地区および滝野川東地区などの、京浜東北線より東側で住宅などが密集している町丁目では、緑被率が低くなっています。
- 緑被率が10~20%の町丁目が多くなっています。



資 - 図2 町丁目別緑被率ランク図

◆土地利用区分別の緑被率の状況

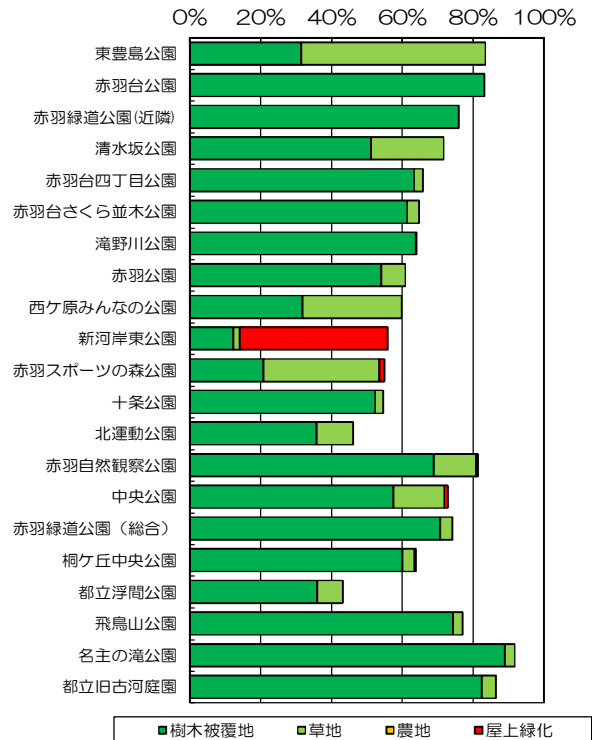
- 公園の緑被面積が最も多く、その敷地面積の67.7%が緑被地となっています。
- 公園に次いで集合住宅、個人住宅の順で緑被面積が広く、その多くが樹林被覆地となっています。
- 寺社境内、公共施設、学校および事業所は緑被面積が小さくなっています。
- 寺社境内は緑被面積が最も小さいものの、敷地の37.6%が緑被地となっています。一方、事業所は緑被面積が寺社境内に比べて大きいものの、敷地内の緑被率は7.9%と低くなっています。
- 緑被の土地利用別の割合では、公園の割合が最も高く、次いで集合住宅、個人住宅の順となっています。



資 - 図3 土地利用区分別の緑被状況

◆公園の緑被状況

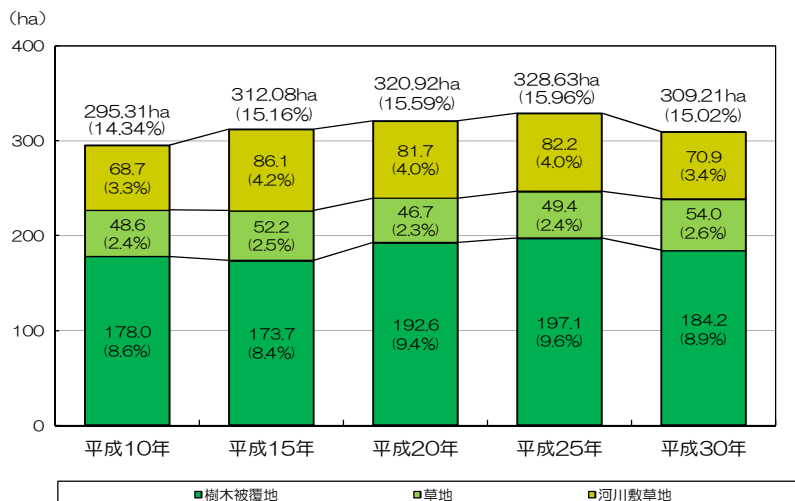
- 名主の滝公園、都立旧古河庭園、赤羽自然観察公園、東豊島公園、赤羽台公園で80%を超える緑被率となっています。
- 都立浮間公園は公園規模は大きいですが、水辺面積が大きいいため、緑被率はやや小さくなっています。
- 新河岸東公園は、浮間水処理センターの約1.83haにおよぶ大規模な屋上緑化部分が含まれています。



資 - 図4 21公園の緑被状況

2. 緑被の推移

平成10年から平成25年までは増加傾向でしたが、平成30年に減少に転じました。主に、公営団地、集合住宅および都営施設などの大規模な建て替え工事などが要因と考えられます。

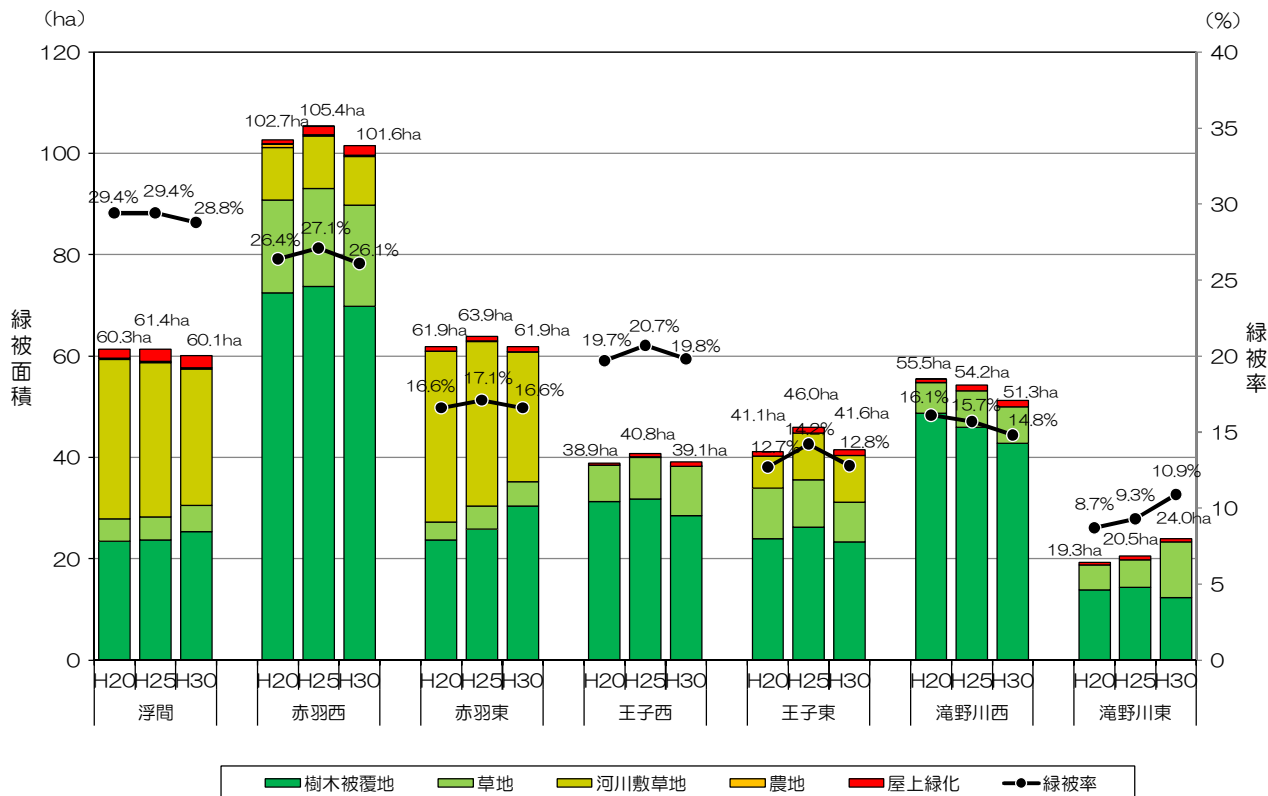


※50㎡以上の屋上緑化は樹木被覆地を含む。
 ※平成20年度、25年度、30年度調査では50㎡以上の緑被を集計対象とした。
 ※平成10年度調査以前は農地の調査を行っていないため、平成15年度、20年度、25年度、

資 - 図5 緑被面積の推移 (50㎡以上)

◆地区別の経年変化

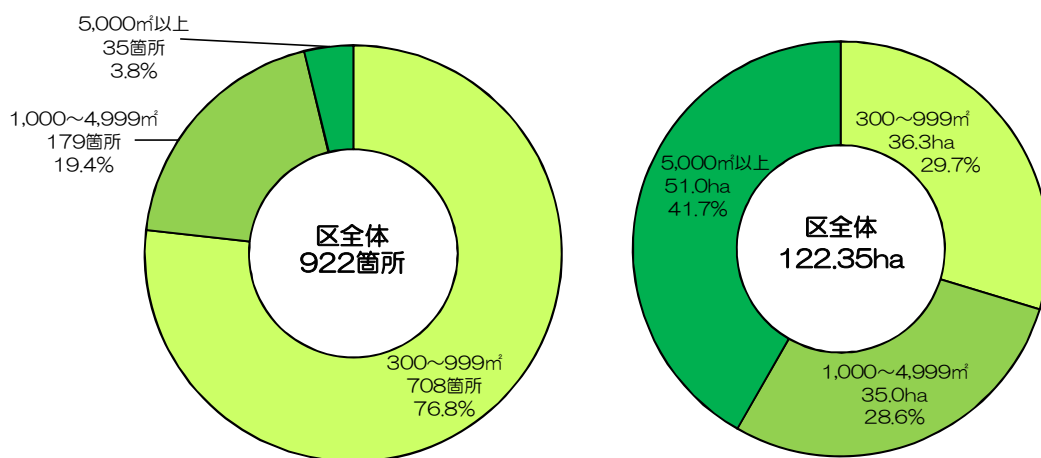
- ・ 滝野川東地区以外は緑被が減少しました。
- ・ 滝野川東地区の緑被の変化は、草地の増加がおもな要因で、堀船二丁目の事業地跡地と尾久車両センターに草地が新しく確認されたためです。
- ・ 赤羽東地区と浮間地区では緑被全体は減少しているが、樹木被覆地は増加しています。



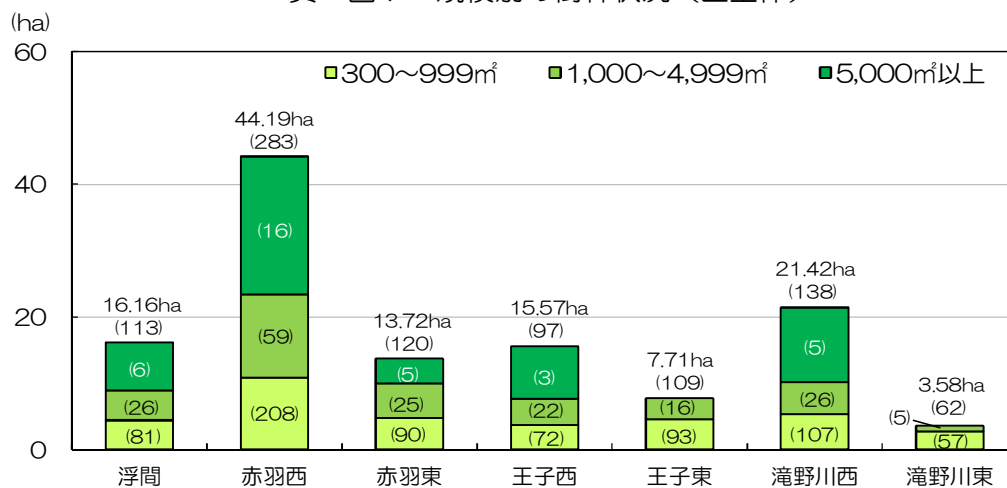
資 - 図6 地区別の緑被面積の推移

3. 樹林の現況と推移

樹林は 922 箇所、面積は 122.35ha であり、箇所数の 3/4 以上が 1,000 m²未満の小規模な樹林でした。5,000 m²以上の大規模な樹林は、赤羽西地区、王子西地区、滝野川西地区など区西部の地区に多い状況です。



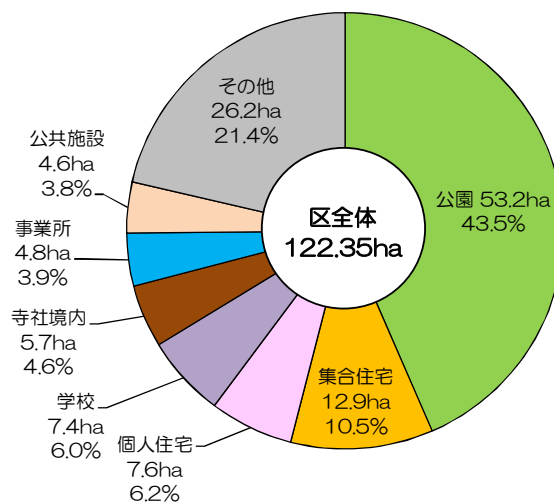
資 - 図7 規模別の樹林状況 (区全体)



資 - 図8 地区別の樹林状況 ※ () 内は箇所数

◆土地利用区分別の樹林

- 公園内の樹林は区全体の樹林面積の 43.5% を占めています。
- 集合住宅と個人住宅を合わせた住宅用地には、区全体の樹林面積の 16.7% があります。



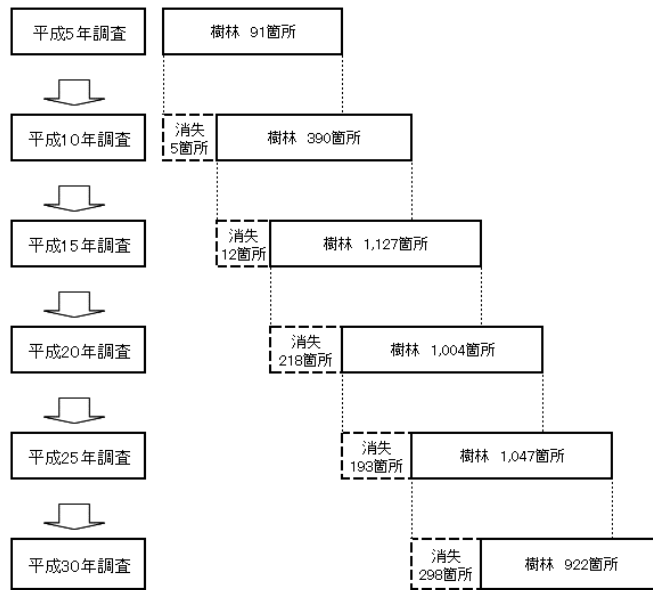
資 - 図9 土地利用区分別の樹林面積と割合

◆経年変化

- 平成20年から平成30年にかけて491箇所が消失しましたが、新たに409箇所が確認されたため、全体として82箇所の減少となりました。
- 面積は20.8haが消失しましたが、新たに7.6haが確認されたため、全体として13.2haの減少となりました。
- 主な要因は、建て替えによる公共施設での減少でした。

資 - 表2 樹林の箇所数・面積の変化

地区	H20	H25	H30	平成20年度～平成30年度の変化
箇所	1,004	1,047	922	-82
面積 (ha)	135.5	134.4	122.4	-13.2



資 - 図 10 樹林の調査方法と調査結果の推移

4. 屋上緑化の現況と推移

屋上緑化は3,592箇所、面積は9.41haであり、箇所数では全体の94.8%が50㎡未満でした。滝野川西地区は箇所数が894箇所でもっとも多く、その95.9%が50㎡未満の小規模なものでした。また、合計面積では300㎡以上の屋上緑化が占める割合が最も高く、区全体の59.7%でした。

◆経年変化

- 平成30年度調査では、平成20年度調査より、箇所数は801箇所増え、また、面積も33,713㎡増加しました。地区別に見ても、全地区で箇所数および面積は増加しました。

資 - 表3 地区別の屋上緑化の箇所数・面積の推移

地区	単位	平成20年度	平成25年度	平成30年度
浮間	箇所数	99	88	120
	面積 (㎡)	17,132	24,569	24,312
赤羽西	箇所数	307	321	405
	面積 (㎡)	8,907	17,100	19,219
赤羽東	箇所数	411	461	686
	面積 (㎡)	9,255	9,936	10,192
王子西	箇所数	364	219	435
	面積 (㎡)	4,366	7,117	8,450
王子東	箇所数	471	398	585
	面積 (㎡)	8,636	11,723	11,602
滝野川西	箇所数	813	518	894
	面積 (㎡)	6,879	10,979	13,091
滝野川東	箇所数	326	284	467
	面積 (㎡)	5,276	7,374	7,299
区全体	箇所数	2,791	2,289	3,592
	面積 (㎡)	60,452	88,798	94,165

5. 大径木の現況と推移

胸高（地上 1.3m の高さ）の直径が 50 cm以上の大径木は、4,304 本が確認されました。

◆地区別の本数

- 赤羽西地区、王子西地区および滝野川西地区といった区の西部に大径木が多く分布しています。

- 赤羽西地区は、公園、街路樹、集合住宅および学校の植樹による大径木が多い状況です。

【赤羽西地区の主な大径木の分布場所】

桐ヶ丘中央公園、赤羽台さくら並木公園、UR 団地内など

- 王子西地区は、公園や学校に植樹による大径木が多い状況です。

【王子西地区の主な大径木の分布場所】

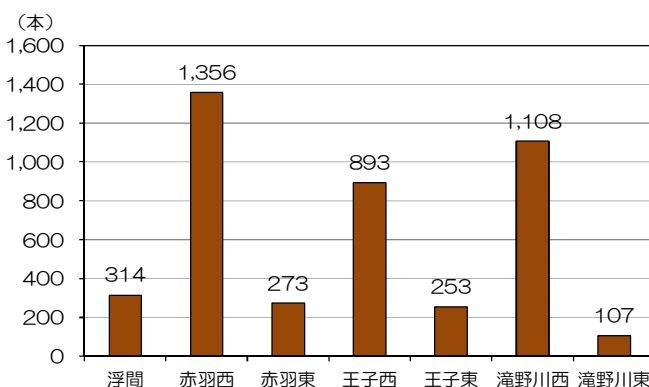
名主の滝公園、中央公園など

- 滝野川西地区は、公園、寺社境内および学校の植樹による大径木が多い状況です。

【滝野川西地区の主な大径木の分布場所】

飛鳥山公園、都立旧古河庭園、平塚神社など

- 各地区の分布場所から、大規模な公園と学校には多数の大径木があり、次いで大規模な集合住宅や道路、寺社が分布場所となっています。



資 - 図 11 地区別の大径木の本数

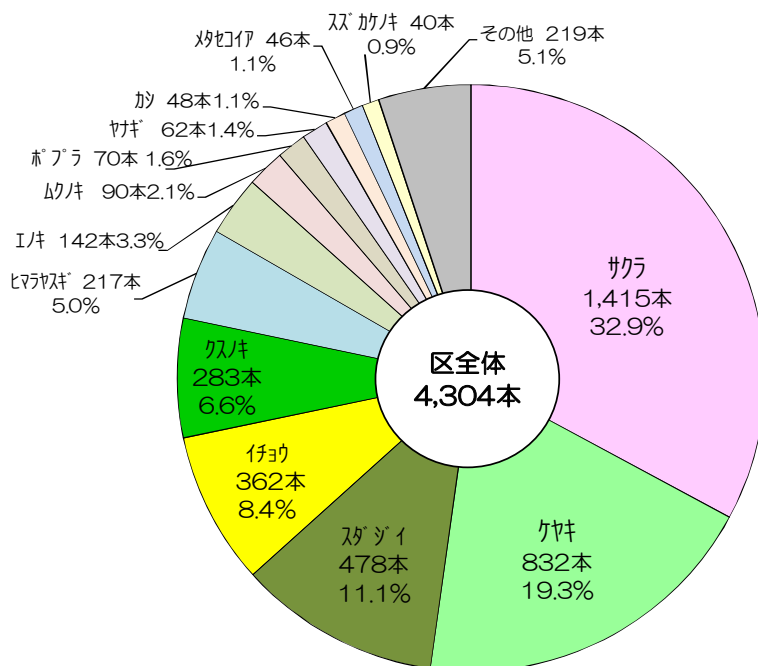
◆大径木の樹種

- 樹種は 32 科 69 種確認でき、大径木の約 5 割はサクラとケヤキの 2 樹種です。

- サクラは赤羽東地区以外のすべての地区で、最も本数の多い樹種です。

- 区西部の赤羽西地区、王子西地区および滝野川西地区では、東部の地区に比べて、サクラ、ケヤキ、スダジイおよびイチョウの本数が増えています。これは、区西部には公園や学校が多いためと考えられます。

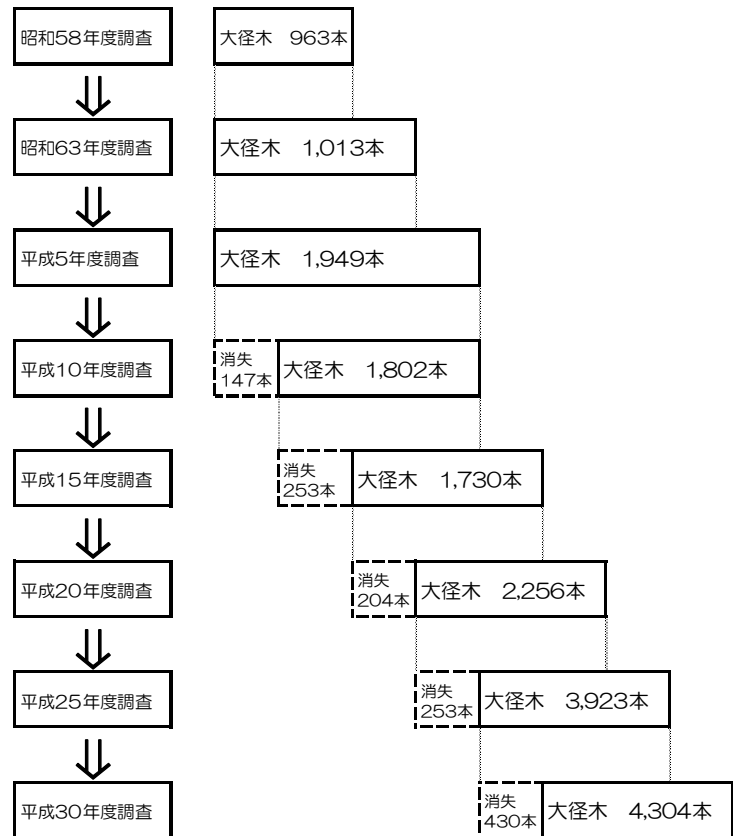
- 滝野川西地区では、寺社にスダジイやイチョウが多く植樹されています。



資 - 図 12 樹種別の本数と割合

◆経年変化

- 平成 30 年度調査では、平成 20 年度調査より、2048 本増加しました。
- 全体的に本数が増えているのは、新たな大径木が見つかったためです。
- 昭和58年度の初回調査からの推移を見ると、平成 15 年度調査以降は毎回増加しており、平成 30 年度では平成 15 年度の約 2.5 倍の本数に達しています。
- 地区別に見ると、大径木本数が最も多い赤羽西地区は、増加数も多くなっています。また地区別の 1 ha 当たり本数は滝野川西地区以外増加していました。
- 直径別に見ると 60 cm 以上のものはいずれも増加していたが、50~59 cm のものは減少していました。



資 - 図 13 大径木の調査結果

資 - 表 4 地区別の大径木

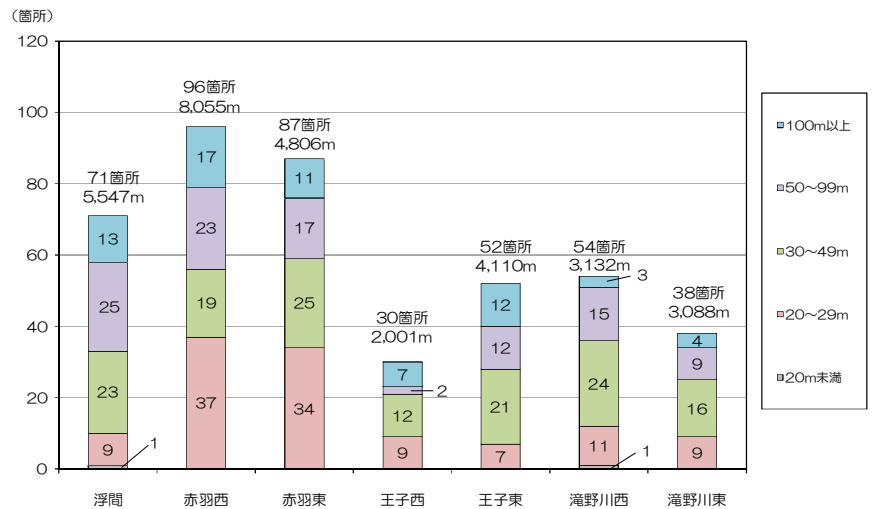
地区	単位	平成20年度	平成25年度	平成30年度
浮間	本数	77	150	314
	1ha当たりの本数 (本/ha)	0.4	0.7	1.5
赤羽西	本数	744	1,250	1,356
	1ha当たりの本数 (本/ha)	1.9	3.2	3.5
赤羽東	本数	186	247	273
	1ha当たりの本数 (本/ha)	0.5	0.7	0.7
王子西	本数	393	892	893
	1ha当たりの本数 (本/ha)	2.0	4.5	4.5
王子東	本数	94	161	253
	1ha当たりの本数 (本/ha)	0.3	0.5	0.8
滝野川西	本数	711	1,122	1,108
	1ha当たりの本数 (本/ha)	3.5	3.2	3.2
滝野川東	本数	51	101	107
	1ha当たりの本数 (本/ha)	0.2	0.5	0.5
区全体	本数	2,256	3,923	4,304
	1ha当たりの本数 (本/ha)	1.1	1.9	2.1

6. 生垣の現況と推移

高さ1m以上かつ延長20m以上の生垣は427箇所確認でき、総延長は30,739mでした。

◆地区別の箇所数および延長

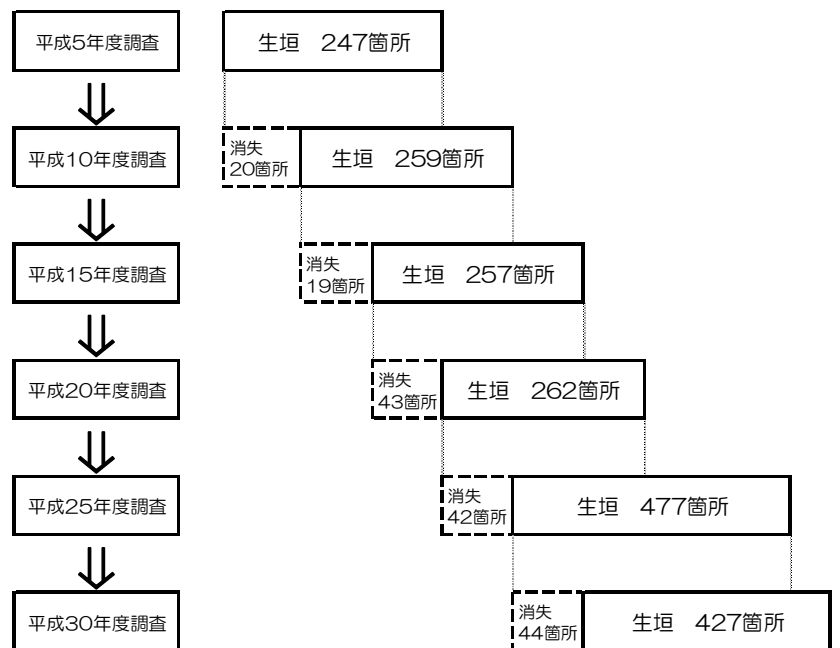
- 地区別で箇所数が最も多いのは赤羽西地区の96箇所、次いで赤羽東地区の87箇所、浮間地区の71箇所でした。
- 地区ごとの総延長は赤羽西地区が8,055mで最も長く、次いで浮間地区、赤羽東地区の順となりました。



資 - 図 14 地区別の生垣の長さ区分集計

◆経年変化

- 平成30年度調査では、平成20年度調査より、165箇所増加しましたが、平成25年度調査からは、50箇所減少しました。
- 平成30年度調査では、平成25年度に調査した生垣で存続していたのは427箇所、消失していたのは44箇所でした。



資 - 図 15 生垣の調査結果の推移

7. 壁面緑化の現況と推移

壁面緑化は、73 箇所で総面積 4,909 m²確認されました。箇所数で最も多いのは 25 m²未満のもので 38.4%、面積で最も多いは 100 m²以上のもので 59.0%を占めていました。

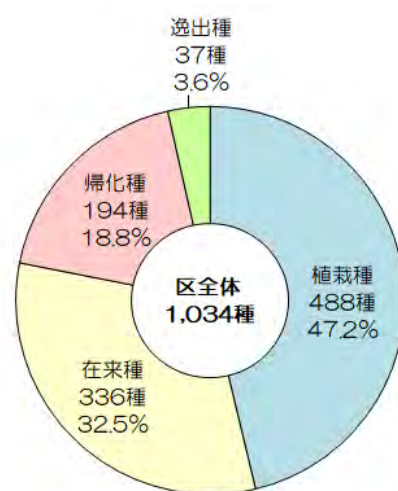
◆経年変化

- 平成 20 年度調査では3箇所面積は 252 m²であり、平成 30 年度調査では 70 箇所、面積は 4,657 m²増加しました。
- 平成 30 年度調査では、平成 25 年度に調査した壁面緑化で存続していたのは 50 箇所、消失していたのは 37 箇所でした。また、新規に 23 箇所が確認されました。

8. 植物種数の概要

(1) 全調査対象範囲の植物種数

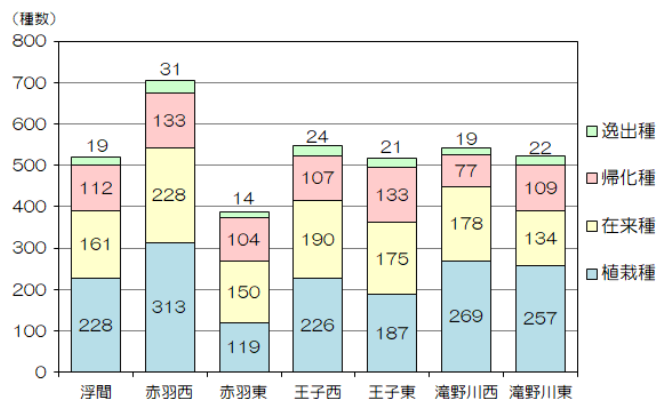
- 全植物種 1,034 種のうち植栽種は 488 種で全体の 47.2%でした。



資 - 図 16 植物種数の内訳

(2) 地区別の植物種数

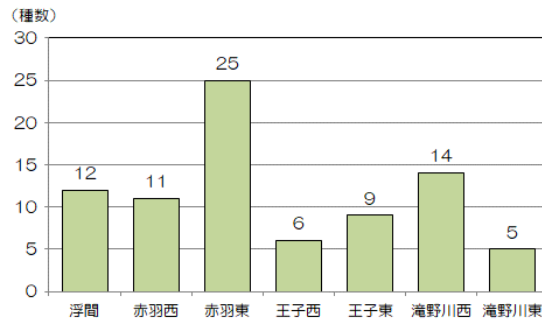
- 最も種数が多かった赤羽西地区は台地上の面積が多く、公園や斜面などの緑地が分散していることが特徴です。公園には植栽種が多く、斜面緑地には在来種が多く確認されました。
- 最も種数が少なかった赤羽東地区は荒川河川敷に続く低地が中心で、河川敷と住宅地がほとんどを占めています。在来種の数はこの地区と同程度ですが、植栽種が少ないことが特徴といえます。



資 - 図 17 地区別の各区分植物種数

(3) 重要種

- 重要種は 28 科 45 種で、在来種のみを対象に重要種を選定すると 11 科 16 種でした。
- 重要種数が最も多い地区は赤羽東地区で、特に荒川の河川敷にはジャヤナギ、ハンノキ、ミゾコウジュ、カワヂシャ、ホソイ、セイタカヨシ、ヤガミスゲおよびクロテンツキといった湿地や水辺を生育域に自生していると考えられる重要種が多くみられました。
- 滝野川西地区ではアイナエ、キンラン、アイアスカイノデなどが確認された。アイナエは日当たりのよい湿地に、キンランは山や丘陵の林に、アイアスカイノデはスギ植林地や照葉樹林内の渓谷沿いの林床に生育する植物です。これらの重要種は造成工事などが行われると消失するため、滝野川西地区では多様な自然環境が長く保たれてきたと考えられます。



資 - 図 18 地区別の重要種数

(4) 帰化植物*

- 北区の植物相における帰化率*は、34.2%で、代表的な帰化種として以下のものが確認されました。

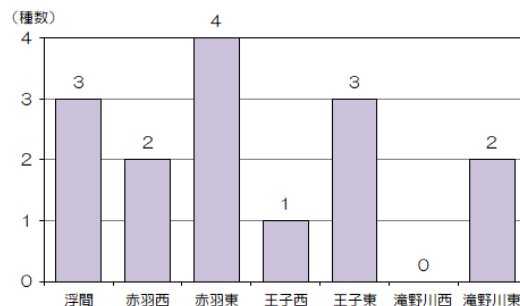
特定外来生物

アレチウリ、オオフサモ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク

特定外来生物以外の帰化種

ナガバギシギシ、オランダガラシ、イタチハギ、アレチヌスビトハギ、コマツヨイグサ、トウネズミモチ、シチヘンゲ、オオブタクサ、セイタカアワダチソウ、外来タンポポ類、メリケンガヤツリなど

- 特定外来生物種数を地区別にみると、赤羽東地区が最も多く、滝野川西地区では確認できませんでした。



資 - 図 19 地区別の特定外来植物種数

8. 各種助成制度の実績

(1) 保護樹木等助成制度

平成 22 年～平成 30 年の保存樹木、保存樹林、保護生垣の指定状況を示します。

資 - 表5 保存樹木、保存樹林、保存生垣の指定状況(H22～H30)

年度	保護樹木 (本)	保護樹林		保護生垣	
		箇所数	面積(m ²)	箇所数	延長(m)
22	389	15	17,323	32	1,773
23	390	15	17,323	32	1,773
24	407	14	15,573	33	1,808
25	434	14	13,703	36	1,914
26	446	14	13,703	38	2,062
27	450	14	13,703	37	2,044
28	434	15	14,215	48	2,119
29	438	14	13,692	38	2,119
30	434	14	13,692	39	2,185

(2) 生垣造成助成および建築物緑化助成

平成 22 年～平成 30 年の生垣造成助成および屋上緑化、バルコニー緑化、壁面緑化の建築物緑化助成の実績を示します。

資 - 表6 生垣造成助成および屋上緑化、バルコニー緑化、壁面緑化の建築物緑化助成の実績(H22～H30)

年度	生垣		建築物緑化					
			屋上緑化		バルコニー緑化		壁面緑化	
	箇所数	延長(m)	箇所数	面積(m ²)	箇所数	面積(m ²)	箇所数	面積(m ²)
22	6	31	5	144	0	0	1	39
23	16	173	1	12	0	0	0	0
24	10	115	7	95	0	0	0	0
25	9	82	1	6	1	9	0	0
26	7	50	1	12	0	0	1	40
27	2	57	3	73	1	8	1	21
28	7	91	3	84	0	0	0	0
29	2	26	2	81	0	0	0	0
30	4	58	0	0	0	0	0	0
合計	63	683	23	507	2	17	3	100

(3) 緑化計画書制度による緑化

平成 22 年～平成 30 年の公有地および私有地における緑化計画書による緑化の実績を示します。

資 - 表7 私有地および公有地における緑化計画書による緑化の実績(H22～H30)

年度	公有地		私有地		合計	
	箇所数	緑化面積 (m ²)	箇所数	緑化面積 (m ²)	箇所数	緑化面積 (m ²)
22	14	12,234	85	28,978	99	41,212
23	17	47,564	81	55,170	98	102,734
24	11	10,674	70	21,883	81	32,557
25	5	43,206	80	11,480	85	54,686
26	13	10,317	80	28,308	93	38,625
27	17	15,181	73	8,647	90	23,828
28	14	8,770	81	17,824	95	26,594
29	15	11,512	60	16,628	75	28,140
30	14	19,260	73	21,029	87	40,289
合計	120	178,718	683	209,947	803	388,665

資料2 緑地の確保目標

本計画で目標とする緑の確保目標の対象とする緑地は、施設緑地と地域制緑地に大別されます。施設緑地は、都市公園、公共施設緑地（児童遊園、遊び場、ポケットパーク、ポケットスペース、河川緑地、公立学校の植栽地、道路環境施設帯および植樹帯、公共公営施設における植栽帯）、民間施設緑地（寺社境内地、屋上緑化、私立学校の植栽地）を対象としました。

また、地域制緑地は、生産緑地地区、条例および法にもとづく保護樹林、みどりの協定の範囲の緑被地を対象としました。

資 - 表6 緑地の確保目標

緑地の種類	2019年度						中間年次 (2024年度)						目標年次 (2029年度)							
	市街化区域		都市計画区域		市街化区域		都市計画区域		市街化区域		都市計画区域		市街化区域		都市計画区域		市街化区域		都市計画区域	
	確保量 箇所数	面積(ha)	確保量 箇所数	面積(ha)	確保量 箇所数	面積(ha)	確保量 箇所数	面積(ha)	確保量 箇所数	面積(ha)	確保量 箇所数	面積(ha)	確保量 箇所数	面積(ha)	確保量 箇所数	面積(ha)	確保量 箇所数	面積(ha)	確保量 箇所数	面積(ha)
施設緑地	48	12.90	48	12.90	48	12.90	48	12.90	48	12.90	48	12.90	48	12.90	48	12.90	48	12.90	48	12.90
住区基幹公園	12	21.93	12	21.93	12	21.93	12	21.93	12	21.93	12	21.93	12	21.93	12	21.93	12	21.93	12	21.93
地区公園	2	13.32	2	13.32	2	13.32	2	13.32	2	13.32	2	13.32	2	13.32	2	13.32	2	13.32	2	13.32
都市基幹公園	3	10.76	3	10.76	3	10.76	3	10.76	3	10.76	3	10.76	3	10.76	3	10.76	3	10.76	3	10.76
基幹公園計	65	58.91	65	58.91	65	58.91	65	58.91	65	58.91	65	58.91	65	58.91	65	58.91	65	58.91	65	58.91
特殊公園	1	7.38	1	7.38	1	7.38	1	7.38	1	7.38	1	7.38	1	7.38	1	7.38	1	7.38	1	7.38
風致公園	2	5.12	2	5.12	2	5.12	2	5.12	2	5.12	2	5.12	2	5.12	2	5.12	2	5.12	2	5.12
歴史公園	19	25.58	19	25.58	19	25.58	19	25.58	19	25.58	19	25.58	19	25.58	19	25.58	19	25.58	19	25.58
緑地	87	96.99	87	96.99	87	96.99	87	96.99	87	96.99	87	96.99	87	96.99	87	96.99	87	96.99	87	96.99
都市公園計	97	6.25	97	6.25	97	6.25	97	6.25	97	6.25	97	6.25	97	6.25	97	6.25	97	6.25	97	6.25
児童遊園	14	2.29	14	2.29	14	2.29	14	2.29	14	2.29	14	2.29	14	2.29	14	2.29	14	2.29	14	2.29
遊び場	17	0.18	17	0.18	17	0.18	17	0.18	17	0.18	17	0.18	17	0.18	17	0.18	17	0.18	17	0.18
ポケットパーク	8	0.01	8	0.01	8	0.01	8	0.01	8	0.01	8	0.01	8	0.01	8	0.01	8	0.01	8	0.01
ポケットスペース	1	8.48	2	170.50	1	8.48	2	170.50	1	8.48	2	170.50	1	8.48	2	170.50	1	8.48	2	170.50
河川緑地	1	15.82	1	15.82	1	15.82	1	15.82	1	15.82	1	15.82	1	15.82	1	15.82	1	15.82	1	15.82
公立学校の植栽地	34.79	34.79	34.79	34.79	34.79	34.79	34.79	34.79	34.79	34.79	34.79	34.79	34.79	34.79	34.79	34.79	34.79	34.79	34.79	34.79
運路環境施設帯及び植樹帯	31.26	31.26	31.26	31.26	31.26	31.26	31.26	31.26	31.26	31.26	31.26	31.26	31.26	31.26	31.26	31.26	31.26	31.26	31.26	31.26
公共公営施設における植栽帯	196.05	357.97	196.05	357.97	196.05	357.97	196.05	357.97	196.05	357.97	196.05	357.97	196.05	357.97	196.05	357.97	196.05	357.97	196.05	357.97
合計	21.40	4.94	21.40	4.94	21.40	4.94	21.40	4.94	21.40	4.94	21.40	4.94	21.40	4.94	21.40	4.94	21.40	4.94	21.40	4.94
民間施設緑地	3.25	3.25	3.25	3.25	3.25	3.25	3.25	3.25	3.25	3.25	3.25	3.25	3.25	3.25	3.25	3.25	3.25	3.25	3.25	3.25
施設緑地の植栽地(私立大学等)	225.64	387.56	225.64	387.56	225.64	387.56	225.64	387.56	225.64	387.56	225.64	387.56	225.64	387.56	225.64	387.56	225.64	387.56	225.64	387.56
合計	3	0.30	3	0.30	3	0.30	3	0.30	3	0.30	3	0.30	3	0.30	3	0.30	3	0.30	3	0.30
生産緑地	13	1.67	13	1.67	13	1.67	13	1.67	13	1.67	13	1.67	13	1.67	13	1.67	13	1.67	13	1.67
保護樹林	305	5.02	305	5.02	305	5.02	305	5.02	305	5.02	305	5.02	305	5.02	305	5.02	305	5.02	305	5.02
条例等によるもの	502	230.66	502	230.66	502	230.66	502	230.66	502	230.66	502	230.66	502	230.66	502	230.66	502	230.66	502	230.66
緑地総計	392.58	392.58	392.58	392.58	392.58	392.58	392.58	392.58	392.58	392.58	392.58	392.58	392.58	392.58	392.58	392.58	392.58	392.58	392.58	392.58
人口	353,641	353,641	353,641	353,641	353,641	353,641	353,641	353,641	353,641	353,641	353,641	353,641	353,641	353,641	353,641	353,641	353,641	353,641	353,641	353,641
面積	2,059	2,059	2,059	2,059	2,059	2,059	2,059	2,059	2,059	2,059	2,059	2,059	2,059	2,059	2,059	2,059	2,059	2,059	2,059	2,059
緑地の確保目標量	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%
都市計画区域面積に対する割合	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%
都市計画区域面積に対する割合	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%	19.07%
都市計画区域面積に対する割合	20.33%	20.33%	20.33%	20.33%	20.33%	20.33%	20.33%	20.33%	20.33%	20.33%	20.33%	20.33%	20.33%	20.33%	20.33%	20.33%	20.33%	20.33%	20.33%	20.33%

資料3 用語集

アルファベット・数字

CSR活動 37 頁

事業者による社会貢献活動のことです。CSRは「Corporate Social Responsibility」の略で、「企業の社会的責任」と訳されます。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動すべきであるとの考え方であり、行動法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するとされています。

Park-PFI 27 頁

平成29年の都市公園法の改正により新たに設けられた、飲食店、売店などの公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生じる収益を活用してその周辺の園路、広場などの一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の設備・改修などを一体的に行う者を、公募により選定する制度です。都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法です。

PFI事業 27 頁

PFIとは、Private Finance Initiativeの略称で、公共施設などの設計、建設、維持管理および運営などに民間の資金、経営能力および技術的能力を活用する手法です。PFIを用いて実施される事業をPFI事業といいます。PFI事業の実施により、効率的かつ良質な公共サービスの提供や民間の事業機会創出を通じた経済の活性化などが期待されます。

あ行

インクルーシブな公園 74 頁

障がいの有無にかかわらず、すべての子ども達が安全に、一緒に楽しむことができる公園です。

雨水浸透施設（雨水浸透ます・雨水浸透トレンチ） 69 頁

降雨を地下に浸透させるための施設（雨水浸透施設）で、多くの小さな穴が開いたコンクリートまたはプラスチック製のます（雨水浸透ます）もしくは管（雨水浸透トレンチ）があります。雨水浸透施設を設置することにより、雨水が涵養され湧水の保全に寄与するとともに、豪雨時に雨水が下水や河川へ一気に流入することを防ぐため、道路の冠水や河川の氾濫の抑制にも繋がります。

うるおいのネットワーク 56 頁

まちにうるおいを与え、多様な生きものの生息空間を保全・創出するために、北区内の河川や公園、緑地などをネットワーク化した、連続する水とみどりの空間です。

オープンスペース 3頁

建物によって覆われていない敷地であり、公園、緑地、河川敷、街路空間や駅前広場などのことです。

か行

街路樹診断 78頁

倒木などの危険性がある、活力の衰えた樹木を早期に発見して、適切な処置を施すことにより、樹木の健全な育成を図り、樹木による事故を防止することを目的として行われる診断調査のことです。

かまどベンチ 75頁

普段はベンチとして使用されていますが、災害時に座る部分の板をはずすことで“かまど”になり、炊き出しなどができる施設です。

環境省レッドリスト 16頁

日本に生息する野生生物で、絶滅のおそれのある種をリスト化したものです。おおむね5年ごとに全体的な見直しが行われています。

帰化植物 資 - 10頁

自然に分布している範囲から人為的な力によって移動させられ、自然に分布している範囲の外で繁殖している植物のことです。

帰化率 資 - 10頁

帰化植物が占める割合「帰化率＝{帰化種÷(在来種＋帰化種＋逸出種)}×100」で計算されます。帰化率が高いと帰化植物が多く、在来種が少ないため、本来の自然が失われていることを示します。

北区緑の実態調査 10頁

北区の緑の現況と推移を把握し、今後の緑化行政の基礎資料とするため、「北区みどりの条例」に基づき、5年ごとに実施されている調査です。航空写真を用いて区内の樹木や草地などの緑被地の抽出や、緑被率を算出、現地調査により大径木や生垣、植物種の分布状況などを調べています。

グリーンインフラ 5頁

グリーンインフラストラクチャーの略称で、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制など）をインフラ整備や社会における様々な課題解決に活用しようという考え方です。

グリーンロード・ネットワーク 30 頁

既設道路を対象に高木の間の中木を植栽することで植栽帯化を図るなど、緑豊かで美しい街路樹を育成することにより、都市公園などの緑の拠点をつなぐ緑のネットワークのことで

景観重要河川・景観重要道路・景観重要公園（景観重要公共施設） 57 頁、82 頁

北区では、良好な景観づくりを図るため、周辺の建築物などと一体となった、地域の景観を構成する重要な公共施設を「景観重要公共施設」として景観計画に位置づけています。景観重要公共施設には、景観重要河川、景観重要道路、景観重要公園が挙げられます。

ストック効果（公園ストック） 27 頁

ストック効果とは、整備された社会資本が機能することによって、整備直後から継続的に中長期にわたり得られる効果のことです。公園ストックとは整備された公園を指します。

さ行

サードプレイス 54 頁

自宅とも職場とも異なるコミュニティで、都市生活者が自分らしい時間を過ごせる居心地の良い第三の居場所のことを指します。都市の魅力を高め、都市生活者が豊かな生活、友好的な人間関係を構築できる場として重要だとされています。

施設緑地 14 頁

都市の緑に関する区分の一つで、都市公園法に基づいた”都市公園”と”都市公園以外”の公共施設緑地（都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設や公共施設における植栽地帯）や、民間施設緑地（市民緑地や市民農園など）に区分されます。

重要種 16 頁

文化財保護法や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律などで指定を受けている、文化財として保護すべき植物、もしくは絶滅の恐れがある植物のことです。

森林環境譲与税 84 頁

森林整備や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などに活用する税制度のことです。

スーパー堤防 78 頁

土でできた緩やかな勾配をもつ幅の広い堤防をいい、堤防の上は通常の土地利用が可能となっています。国施行を高規格堤防事業、都施行をスーパー堤防整備事業といいます。

生産緑地地区 14 頁

良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図ることを目的とした生産緑地制度の一環として、一定の条件を満たす市街化区域内の農地について定められる地区のことです。

生物多様性 4 頁

生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の生きものは長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあっています。生物多様性条約では、「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」という3つのレベルの多様性から成り立っているとしています。「生態系の多様性」とは、森林や海、川など、いろいろな環境があり、それぞれの環境に、いろいろな生きものがいることです。「種の多様性」とは、鳥や昆虫、魚、植物など、たくさんの種類の生きものがいることです。「遺伝子の多様性」とは、同じ種類の生きものでも、いろいろな個性があり、少しずつ、違っていることです。違った遺伝子をもつことによって、急な環境の変化や病気の流行などが起きても、生き残る個体もあるため、種が絶滅する可能性が低くなります。

た行

低炭素化 26 頁

地球温暖化の原因物質と言われる二酸化炭素の排出を低減することです。

東京都レッドリスト 16 頁

東京都の絶滅危惧的な希少な動植物について掲載したリストです。環境省レッドリストとは別に、東京都が独自に作成することで、より地域の実状に応じた保全対策の実施を後押しすることが期待されています。

透水性舗装 13 頁

舗装の上部層から下部層まで全体が水を通すタイプの舗装です。雨水を地中に還元する性質をもち、水循環環境の育成（街路樹育成）や雨水の流出を抑制する効果があるとされます。

都市公園法 2 頁

都市公園の設置及び管理に関する基準などを定め、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として制定されました。都市公園法には、都市公園の設置や、管理（P-PFI、PFI 事業など）に係る事項などについて定められています。

都市緑地法 1 頁

都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定されました。都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度（緑の基本計画や緑化重点地区、民間による緑地の整備など）が定められています。

は行

バリアフリー 25 頁

現存する障壁（バリア）を取り除くこと、またはその考え方です。ここでいうバリアには、物理的、社会的、制度的、心理的、情報面、など、すべての障壁を含みます。

ヒートアイランド現象 4 頁

郊外に比べ、都市部の気温が高くなる現象のことです。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれるようになりました。都市化の進展に伴って、ヒートアイランド現象は顕著になりつつあり、夏季は、日中の気温の上昇や熱帯夜の増加によって熱中症などの健康への被害や生活上の不快感を増大させる要因に、また冬季は、植物の開花時期の変化や、感染症を媒介する生物などが越冬可能になるなどの生態系の変化も懸念されています。

ビオトープ 18 頁

北区では、身近な自然環境教育の教材として、子どもたちにとって身近な学校や環境学習施設などに設けられた、地域在来の昆虫や動物などの生きものが暮らすことのできる草地や池などの空間のこととしています。

ま行

緑のカーテン 26 頁

アサガオやゴーヤ、ヘチマのようなツル性植物を建築物の壁面を覆うように育てて、緑化を行うものです。日射を遮り室内の温度を低減する効果があり、都市の省電力化に資するほか、風通しがよく目隠しともなるため、窓を開けて室内の快適性を向上させることも期待できます。

木造住宅密集地域 58 頁

震災時に延焼被害のおそれのある老朽化木造住宅が密集している地域です。大きな地震などにより住宅が倒壊する危険性が高く、道をふさぎ緊急車両が通れなくなる、火災が延焼拡大するなどの懸念があり被害が甚大になると予想されています。

モニタリング 39 頁

自然環境の関係で用いられる場合は、地域の自然環境の状況について継続的、あるいは定期的に調査を実施することをいいます。

や行

ユニバーサルデザイン 74 頁

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、企画段階からできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人本位の考え方に立って検討、整備する考え方です。その対象は、都市施設にとどまらず、教育や文化、情報提供などに至るまで多岐にわたります。

